

一九五四年四月十日
第三種郵便物認可
(週二回発行、火、金)

公報

号外第四十二号

一九五五年

十二月十五日

主要目次

規 則

- 電波法施行規則
- 無線局免許手続規則
- 無線従事者資格試験及び免許規則
- 無線局運用規則
- 無線設備規則
- 無線機器型式検定規則
- 電波法関係手数料徴収規則
- 無線局の開設の根本的基準
- 電波法関係聴聞規則

108 105 103 97 84 44 34 15 1

規 則

○規則第一百十六号

電波法(一九五五年立法第八十号)第百十三条の規定に基づき、電波法施行規則を次のとおり定める。

一九五五年十二月十五日

行政主席 比嘉 秀平

電波法施行規則

目 次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 無線局

- 第一節 通則(第五条—第十八条)
- 第二節 安全施設(第十九条—第二十三条)
- 第三節 船舶局の特則(第二十四条—第三十二条)
- 第四節 無線従事者(第三十三条—第三十八条)
- 第五節 目的外通信等(第三十九条—第四十条)
- 第六節 業務書類等(第四十一条—第四十五条)
- 第三章 高周波利用設備
- 第一節 通則(第四十六条—第四十八条)
- 第二節 安全施設(第四十九条—第五十二条)
- 第四章 雑則(第五十三条—第五十四条)
- 第五章 経過規程(第五十五条—第五十六条)
- 附 則
- 第一章 総 則
- (目 的)
- 第一条 この規則は、別に規則で規定せられるものの外、電波法(一九五五年立法第八十号)の規定を施行す

るために必要とする事項及び電波法の委任に基く事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第二条 電波法に基く規則の規定の解釈に關しては、別に規定せられるものの外、左の定義に従うものとする。

- 一 「通信条約」とは、國際電気通信条約をいう。
- 二 「附屬規則」とは、國際電気通信条約附屬無線通信規則をいう。
- 三 「追加規則」とは、國際電気通信条約追加無線通信規則をいう。
- 四 「法」とは、電波法をいう。
- 五 「施行規則」とは、電波法施行規則をいう。
- 六 「免許規則」とは、無線局免許手続規則をいう。
- 七 「無線局根本基準」とは、無線局の開設の根本的基準をいう。
- 八 「手数料規則」とは、電波法関係手数料徴収規則をいう。
- 九 「設備規則」とは、無線設備規則をいう。
- 十 「運用規則」とは、無線局運用規則をいう。
- 十一 「従事者規則」とは、無線従事者資格試験及び免許規則をいう。
- 十二 「検定規則」とは、無線機器型式検定規則をいう。
- 十三 「聴聞規則」とは、電波法関係聴聞規則をいう。
- 十四 「無線通信」とは、電波を用いて行ふすべての種類の記号、信号、文音、影像、音響又は情報の送信、発射又は受信をいう。
- 十五 「テレビジョン」とは、電波を利用して、静止又は移動する事物の瞬間的影像を送り又は受けるための通信設備をいう。
- 十六 「フアクシミリ」とは、電波を利用して、永久的な形に受信するための静止影像を送り又は受けるための通信設備をいう。
- 十七 「無線測位」とは、電波の速度性又は直線的に伝わる性質による位置又は方向の決定をいう。
- 十八 「無線航行」とは、航行中の位置若しくは方向の決定又は障害物の探知のための無線測位をいう。
- 十九 「レーダー」とは、発信及び受信を同一の場所で行い、且つ、位置を決定するために事物の反射性又は再発射性を利用する無線測位の設備をいう。
- 二十 「無線方向探知」とは、無線局の電波の発射によつて、その無線局の方向のみを決定する無線測位をいう。
- 二十一 「通報」とは、無線局によつて送信されるための文音をいう。
- 二十二 「混信」とは、他の無線局の正常の業務の運行を妨害する電波の発射又は誘導をいう。
- 二十三 「局」とは、無線局をい

う。

二十四 「送信設備」とは、送信装置を送信空中線系とから成る電波を送る設備をいう。

二十五 「送信装置」とは、無線通信の送信のための高周波エネルギーを発生する装置をいう。

二十六 「送信空中線系」とは、送信装置の発生する高周波エネルギーを空間へよく射する設備をいう。

二十七 「局に指定せられた周波数」とは、局が動作することを許された周波数帯の中央に一致する周波数をいう。この周波数は、必ずしも発射の周波数のいずれにも相当しないことがある。

二十八 「発射の占有する周波数帯幅」とは、全発射電力の九パーセントを含む周波数帯幅をいう。但し、この周波数帯から隔つた或る周波数であつて、その発射電力が全発射電力の少くとも〇・二五パーセントに相当するものがあるときは、その周波数をも含む周波数帯の幅とする。

二十九 「周波数の許容偏差」とは、百分率又は一秒間ごとのサイクルの数で表わされ、参照周波数(注)に対して、これに対応する発射の特性周波数に許容される最大限の偏差をいう。参照周波数は、局に割り当てられた周波数との間に一定の特定量の差異を認め

られる。

注 参照周波数は、単側波帯及び多重通信等新たに使用しようになつた多数の発射種別を含めるために必要である。右は単に便宜上選定された周波数である。実際の発射は、単なる数とみなすことのできる割当周波数及び参照周波数とは区別される物理的発射の特性をもつ周波数(例えば搬送周波数自体又は側波帯の特殊周波数)を包含する。機器の物理的特性に応じて、これらの特性周波数の一が常に参照周波数に一致することを目指すとする。すなわち、この特性周波数は、参照周波数に対応するものとみなすことができる。周波数の許容偏差は、この二周波数、すなわち、単なる数である参照周波数とこれに対応する発射の物理的属性を示す特性周波数との間に許容される最大限の偏差である。

三十 「空中線電力」とは、平均電力又は尖頭電力若しくは規格電力をいう。

三十一 「平均電力」とは、通常の動作中に空中線に供給される電力であつて、実際の変調における最低周波数に対応する時間に比較して十分長い時間(一般には、平均の電力が最大である約十分の一秒間とする。)において平均されるものをいう。

ものをいう。

三十二 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において変調包絡線(被変調波の変調波形の包絡線)の最高尖頭における高周波一サイクルの間に空中線に供給される平均の電力をいう。

三十三 「規格電力」とは、終段に使用する真空管の電力規格の値をいう。

三十四 「終段陽極入力」とは、無変調時における終段の真空管に供給される直流陽極電圧と直流陽極電流との積の値をいう。

三十五 「レーコン」とは、自動的又はあらかじめ定められた受信信号に応じて一定の特性をもつ衡撃の無線信号を放射する無線航行の設備をいう。

三十六 「符号受動反射器」とは、レーダー受信機に指示を表わすために電波を反射することを目的とし、且つ、あらかじめ定められた符号に応ずる可変的反射性を有する装置をいう。

三十七 「緊急自動電鍵装置」とは、緊急信号又は避難信号を送信するための自動電鍵装置をいう。

三十八 「ラヂオゾンデ」とは、航空機、自由気球、たこ又は落下しんに通常装置する気象援助業務の自動電波発射機で気象資料を発射するものをいう。

三十九 「レーウイン」とは、ラジ

オゾンデの一種であつて、風向又は風速を測定するものをいう。

四十 kc とは、電波又は高周波電流の周波数の単位であつて、一秒間におけるキロサイクルをいう。

四十一 mc とは、電波又は高周波電流の周波数の単位であつて、一秒間におけるメガサイクルをいう。

(業務の分類及び定義)

第三条 無線局の行う業務を左のとおり分類し、それぞれ下記のとおり定義する。

一 固定業務

一定の固定地点の間の無線通信業務をいう。

二 放送業務

一般公衆によつて直接受信されるための無線電話による無線通信業務をいう。

三 放送中継業務

一般公衆に直接受信させることを目的とせず放送番組の中継及びこれに附帯する事務のための無線通信業務をいう。

四 移動業務

移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務をいう。

五 海上移動業務

船舶局と海岸局との間又は船舶局相互間の無線通信業務をいう。

六 陸上移動業務

基地局と陸上移動局との間又は

陸上移動局相互間の無線通信業務をいう。

七 無線測位業務

電波の定速度性又は直線的に伝わる性質によつて位置又は方向を決定する無線通信業務をいう。

八 無線航行業務

航行中の船舶又は航空機の位置若しくは方向の決定又は航行の障害物の探知のための無線測位業務をいう。

九 無線方向探知業務

他の無線局の発射する電波によつて、その無線局の方向を決定するための無線測位業務をいう。

十 無線標識業務

移動局に対して電波を発射し、その電波発射の位置からの方向又は方位をその移動局に決定させることができるための無線航行業務をいう。

十一 非常通信業務

地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生する虞がある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のため行う無線通信業務をいう。

十二 簡易無線業務

簡易な無線通信業務であつて、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務以外の業務をいう。

十三 気象援助業務

特別の無線信号を発射して、水理学を含む気象上の観測及び調査を行う業務をいう。

十四 特別業務

前各号に規定する業務及び公衆通信業務を除いた業務であつて一定の公共の利益のために行われる無線通信業務をいう。

2

前項各号に規定するものの外、無線局の行う業務の分類を別に定めることがある。

第四条 無線局の種別及び定義

無線局の種別を左のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

一 固定局

固定業務を行う無線局をいう。

二 放送局

放送業務を行う無線局をいう。

三 放送中継局

放送中継業務を行う無線局をいう。

四 陸上局

移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

五 海岸局

船舶局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

六 基地局

陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

七 移動局

船舶又は陸上の移動体の無線局であつて、移動中又は特定しない地点に停止している間中運用するものをいう。

八 船舶局

船舶の移動局をいう。

九 陸上移動局

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む)の移動体の移動局をいう。

十 無線測位局

無線測位業務を行う無線局をいう。

十一 無線航行局

無線航行業務の無線局をいう。

十二 無線航行陸上局

移動しない無線航行局をいう。

十三 無線航行移動局

移動体の無線航行局をいう。

十四 無線方向探知局

無線方向探知業務を行う無線局をいう。

十五 無線標識局

無線標識業務を行う無線局をいう。

十六 実験局

科学又は技術の発達のための実験を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないものをいう。

十七 簡易無線局

簡易無線業務を行う無線局をいう。

十八 気象援助局

気象援助業務を行う無線局をいう。

十九 特別業務の局

特別業務を行う無線局をいう。
2 前項各号に規定するものの外、無線局の種別を別に定めることがある。

第二章 無線局

第一節 通 則

(無線局の限界)

第五条 無線局とは、法第二条第六号に定義するように、無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体であつて、受信のみを目的とするものを含まない。但し、中央集中式又は二重通信方式により設置する受信設備等自己の使用する送信設備に機能上直結している受信設備を含むものとする。

(免許を要しない無線局)

第六条 法第四条第一項但書に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を左のとおり定める。
一 ワイヤレス、レコード、プレー
ー(入磁の距離において、その電界強度毎メートル一五マイクロボルト以下のものに限る。)
二 標準電界発生器、ヘテロダイン周波数計その他の小型発振器
(公衆通信業務の範囲等)

第七条 法第四条第二項の無線設備を用いて他人の通信を媒介し、その他無線設備を他人の通信の用に供する

業務であつて、規則で定めるものは、左に掲げるもの以外のものとする。

一 無線設備を用いて他人の通信を媒介する業務

二 相互に通信することができ、二以上の無線設備を設置してこれらを他人の通信の用に供する業務（移動体の無線設備及びこれと通信することができ、無線設備を設置してこれらを他人の通信の用に供する業務並びに告示するものを除く。）

三 二以上の送信又は二以上の受信を同時に行うことができる無線設備を設置してこれを他人の通信の用に供する業務（移動体の無線設備及びこれと通信することができ、無線設備を設置してこれらを他人の通信の用に供する業務並びに告示するものを除く。）

第八条 法第四条第二項但書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 特定地域内の他の無線局が政府の無線局、法第十七条の許可を受けた無線局又は当該特定地域内の他の無線局と通信を行う場合

二 前条第二号に掲げる業務を行うことを目的とする無線局を開設することが公共の利益のため特に必要がある場合であつて、別に告示する場合

（免許の有効期間）
第九条 法第十三条第一項に規定する

免許の有効期間は、左に掲げるものを除き五年とする。

一 放送局 三年

二 基地局 三年

三 陸上移動局 三年

四 簡易無線局 三年

五 実験局 二年

第十条 免許の有効期間は、同一の種別に属する無線局については同時に満了させるものとし、このために種別ごとの満了にいたるまでの中途に与える当該種別の局の免許の有効期間は、当該種別ごとの満了の日までの期間とする。この場合において、第五十五条の無線局と同一の種別の無線局については、同条の期間の満了する日及びその翌日から起算して前条各号の期間が経過した日ごとをもつて種別ごとの満了とする。

2 前項の規定は、左の各号に掲げる無線局には適用しない。

一 船舶局

二 実験局

第十一条 行政主席は免許の申請者の申請により、前二条の期間に満たない一定の期間を免許の有効期間とすることができる。

（許可を要しない工事設計の変更）

第十二条 法第九条第一項但書（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する工事設計の軽微な事項を左のとおり定める。

一 受信設備の取替、変更及び増設並びに基本設備（別に規定がある

ものを除き、当該無線局の目的を遂行するために必要最小限の受信可能周波数範囲をもつ受信設備をいう。）の性能に変更を及ぼさない撤去

二 送信設備のうち次に掲げるものの取替又は変更

(1) 同等以上の性能を有する電線設備

(2) 同等以上の性能を有する空中線の引込線及び電線

(3) 同等以上の性能を有する真空管その他の部品

(4) 電気的特性を低下させない範囲における回路定数及び回路方式（発振又は変調の方式を除く。）並びに機器配置

(5) 周波数の変更の指定を受けずに水晶片の撤去のみを行う場合

(6) その他発振の方式、変調方式若しくは送信方法、空中線電力又は空中線の型式及び特性に変更を及ぼさないもの

三 無線方位測定機の撤去又は無線方位測定機であつて第十七条の規定に該当するもの以外のものの増設若しくはこれとの取替

四 緊急自動受信機の撤去又は取替

五 ラジオゾンデ及びレーウィンであつて、検定規則による型式検定に合格した型式のものとの取替

六 簡易無線局の無線設備であつて、検定規則による型式検定に合格した型式のものとの取替

七 前各号の事項以外の変更であつて、別に行政主席が告示するもの（無線局公示の事項）

第十三条 法第二十六条の規定により、無線局について公示する事項を左のとおり定める。

一 免許の年月日及び番号

二 免許人の氏名又は名称

三 無線局の種別及びその設置場所

四 呼出符号及び呼出名称並びに電波の型式、周波数及び空中線電力

五 その他必要な事項

2 無線局の廃止、承継及び免許の取消があつたときその他前項の規定により公示した事項に変更があつたときは、その旨公示する。

3 前二項の公示は、告示によつて行う。

（具備すべき電波等）

第十四条 左の表の上欄に掲げる船舶局は、それぞれ少くとも同表の下欄に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならぬ。

船 船 局		具 備 す べ き 電 波
船電 無線 電話 線局	船 船 局	送る電波の型及び周波数
四〇五kcから五三五kcまでの周波数帯の電波を送信に使用しようとするもの	四二〇kc 四二五kc 四六八kc 五〇〇kc (5)	受ける電波の型式及び周波数
一、六〇五kcから二、八五〇kcまでの周波数帯の電波を送信に使用しようとするもの	同 同 同 四二〇kc 四二五kc 四六八kc 五〇〇kc (1) (1) (4) (3)	一及びA二電波九〇kcから(2)三、〇〇kcまで(五三五kcから一、六〇五kcまでを除く。)
一、六〇五kcから二、八五〇kcまでの周波数帯の電波を送信に使用しようとするもの	同 同 同 四二〇kc 四二五kc 四六八kc 五〇〇kc (1) (1) (4) (3)	一及びA二電波五〇〇kcから三、〇〇kcまで(五三五kcから一、六〇五kcまでを除く。)
同	同 同 同 四二〇kc 四二五kc 四六八kc 五〇〇kc (1) (1) (4) (3)	A二及びA三電波一、六〇五kcから三、〇〇〇kcまで (9)

4 琉球船舶規則の規定により備えつけなければならない無線方位測定機は、二八五kcから五三五kcまでの周波数を受けることができるものでなければならぬ。

第十五条 簡易無線局の周波数及びその空中線電力は、告示する。

(周波数測定装置の備えつけ)

第十六条 法第三十一条の送信設備は、左の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

一 三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用するもの

二 空中線電力一〇ワット以下のもの

三 空中線電力二五〇ワット未満の船舶局(国際通信を行うものを除く。)(の送信設備であつて、法第三十一条の周波数測定装置を備えてついている相手方の無線局によつてその使用周波数が測定されることとなつてゐるもの

四 放送局の送信設備であつて、空中線電力五〇ワット以下のもの

五 固定局、放送局又は基地局の空中線電力五〇ワット以下の送信設備であつて、空中線電力五〇ワット以下に遮減し得る装置を備えており、これにより空中線電力五〇ワット以下で発射した電波の周波数をその局の免許人が別に備へつけた法第三十一条の周波数測定装置をもつて随時測定しうるもの

六 陸上移動局又は漁業用海岸局の

空中線電力五〇ワット以下の送信設備であつて、その使用周波数をその局の免許人が別に備へつけた法第三十一条の周波数測定装置をもつて随時測定しうるもの

七 一の無線局の予備として運用するために開設された無線局の送信設備であつて、その使用周波数を当該一の無線局に備へつけた法第三十一条の周波数測定装置をもつて随時測定しうるもの

八 船舶局の送信設備であつて、当該送信設備自体がその使用周波数を設備規則第五条に定める周波数の許可偏差以内を保つように調整することができ得るもの

(型式検定を要する機器の指定等)

第十七条 法第三十八条に規定する無線方位測定機は第十二条第四項の無線方位測定機とする。

第十八条 外国製品であつて、当該外国において検定規則で定める型式検定に相当する型式検定に合格してゐるものは、法第三十八条の規定による「行政主席の行う検定」に合格してゐるものと見なす。

第二節 安全施設

(高圧電氣に対する安全施設)

第十九条 高圧電氣(高周波若しくは交流の電圧三〇〇ボルト又は直流の電圧七五〇ボルトをこえる電氣をいう。以下同じ。)を使用する電動発電機、変圧器、波器、整流器その他の機器は、外部より容易にふれること

ができないうに、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容しなければならぬ。但し、取扱者のほか出入できないように設備した場所に設置する場合は、この限りでない。

第二十條 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であつて、高圧電氣を通ずるものは、絶縁若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属しやへい体の内に収容しなければならぬ。但し、取扱者のほか出入できないように設備した場所に設置する場合は、この限りでない。

第二十一條 送信設備の調整盤又は外箱から露出する電線に高圧電氣を通ずる場合においては、その電線が絶縁されてゐるときであつても、電氣工作物規則(一九五五年規則第四十号)の規定するところに準じて保護しなければならない。

第二十二條 送信設備の空中線、電線若しくはカウンタポイズであつて高圧電氣を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から二、五メートル以上のものでなければならぬ。但し、左の各号の場合、この限りでない。

一 五メートルに満たない高さの部分で、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合

事者以外の者が出入しない場所にある場合

(空中線等の保安施設)

第二十三條 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、又カウンタポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。但し、三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局の無線設備の空中線系については、この限りでない。

第三節 船舶局の特則

(義務船舶局の条件の特例)

第二十四條 法第三十四条但書の無線電信は総トン数三〇〇トン未満の漁船に開設する船舶局とする。

2 法第三十六条但書の無線電信は総トン数三〇〇トン未満の漁船に開設する船舶局の無線電信とする。

(義務船舶局の有効通達距離等)

第二十五條 法第三十五条の義務船舶局の無線電信の主送信設備は、A二電波五〇〇kcにおいて、左に掲げる有効通達距離をもつものでなければならぬ。

一 旅客船及び総トン数一、六〇〇トン以上の旅客船以外の船舶の船舶局については、昼間二八〇キロメートル以上

二 総トン数一、六〇〇トン未満五〇〇トン以上の旅客船以外の船舶局については、昼間一九〇キロメートル以上

三 総トン数五〇〇トン未満一〇〇

トン以上の漁船の船舶局について
は、昼間一〇〇キロメートル以上
法第三十七条の規定による義務船
船局の無線電話は、A三電波二、一
八二kcにおいて、昼間二八〇キロメ
ートル以上の有効通達距離をもつも
のでなければならない。

3 前項の無線電話は、連続して六時
間以上使用できるものでなければな
らない。

(義務船舶局の補助設備の条件)

第二十六条 法第三十六条の規定によ
る義務船舶局の無線電信に備える補
助設備は、左に掲げる条件に適合す
るものでなければならない。

一 電氣的に分離し、且つ、独立し
ていること。

二 連続して六時間以上使用できる
こと。(この時間は、第二十七条
第一項の規定により電源を他の機
器の用に供することによつて減ず
ることを認められたものと解釈し
てはならない。)

三 A二電波五〇〇kcにおいて、昼
間一九〇キロメートル(総トン数

一、六〇〇トン未満五〇〇トン以
上の旅客船以外の船舶局について
は、一四〇キロメートル、総トン
数五〇〇トン未満三〇〇トン以上
の漁船の船舶局については、九五
キロメートル)以上の有効通達距
離をもつこと。

四 二分以内に完全に操作できるこ
と。

2 補助設備の電源及び配電盤は、無
線従事者が容易に立ち入ることがで
き、且つ、できる限り通信室に近接
した箇所に設けなければならない。

3 補助設備の空中線は、その設置が
実行不可能であるか、又は不合理で
ある場合は、主設備の空中線をもつ
てこれに替えることができる。この
場合においては、第三十二条第一号
の予備品である空中線用線条は、必
要な際、直ちに取替えることができ
るように整えておかなければならない。

4 補助設備の受信装置は、緊急自動
受信機をもつてこれに替えることが
できる。

第二十七条 前条に規定する補助設備
の電源は、前条第一項第一号の規定
にかかわらず、左に掲げる機器の用
に供する場合に限り共通に使用する
ことができる。

一 緊急自動電鍵装置

二 通信室に備えつける非常灯

三 緊急自動受信機

四 無線方位測定機

2 旅客船以外の船舶の船舶局に備え
つけた前項の電源については、行政
主席において特に支障がないと認め
たときは、前項の規定の制限をこえ
てこれを使用することができる。

(救命艇用携帯無線電信の条件)

第二十八条 法第三十八条の規定によ
る救命艇用携帯無線電信は、左に掲
げる条件に適合するものでなければ
ならない。

一 送信装置の最終段の陽極入力
は、一〇ワット以上であること。

二 容易に持運びができること。

三 水密であり、且つ、海水に浮ぶ
ことができること。

四 海中に落下した場合において破
損しないこと。

五 送信設備の電源は、手動発電機
によるものであること。

六 操作が簡易なものであること。

(緊急自動電鍵装置の備えつけ)

第二十九条 左の各号の無線設備に
は、それぞれ緊急自動電鍵装置を備
えつけなければならない。

一 義務船舶局(総トン数五〇〇ト
ン未満の漁船の船舶局を除く。)
の無線電信の主送信設備及び法第
三十六條の補助設備の送信装置

二 法第三十八条の救命艇用携帯無
線電信の送信装置
(時計の備えつけ)

第三十条 義務船舶局の船舶無線電信

局(総トン数五〇〇トン未満の漁船
の船舶無線電信局を除く。)に備え
つけることを要する時計は、文字板
の直径が一・二・七センチメートル以
上であつて、同心の秒針のあるもの
とする。

2 前項の時計は、通信操作の位置及
び緊急自動受信機を試験する位置か
ら文字板を見ることができるような
箇所に固定して置くものとする。

3 海岸局及び第一項の船舶無線電信
局以外の船舶局に備えつけることを
要する時計は、秒針のあるものとす
る。

(計器)

第三十一条 法第三十二条の規定によ
る計器を左のとおり定める。

一 送信設備については、左に掲げ
るものとする。この場合において、
電圧及び電流については相互に
切換測定することができ、計器を
共通に使用することを妨げない。

(1) 電源の電圧計及び電流計

(2) 蓄電池の充電電流計(空中
線電力一〇ワットをこえる送信
設備に限る。)

(3) 終段電力増幅管の陽極電圧計
及び陽極電流計(空中線電力一
〇ワットをこえる送信設備に限
る。但し、変成器の一次側電圧
の測定によつて陽極電圧を推定
することができる場合は、陽極
電圧計を省略することができる。)

(4) 真空管及び整流管の継糸電圧
計又は継糸電流計(空中線電力
一〇ワットをこえる送信設備に
限る。但し、変成器の一次側電
圧の測定によつて継糸電圧を推
定することができる場合は、省
略することができる。)

(5) 空中線電流計(空中線電力一
〇ワット以下の送信設備及び
四、〇〇〇kc以上の周波数を使
用する送信設備については電波

の発射を表示することができるものでさしつかえない。) (6) 回路試験器 (7) 比重計(空中線電力一〇ワットをこえる送信設備に限る。) (8) 温度計(空中線電力一〇ワットをこえる送信設備に限る。) (9) 運用規則第五条及び第七条の機能試験に使用する擬似空中線回路 二 緊急自動受信機については、緊急信号発生装置とする。 2 行政主席の指定するところにより、三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する送信設備、レーダーその他の送信設備については、前項第一号に掲げる計器の全部又は一部を省略することができる。 (予備品) 第三十二条 法第三十二条の予備品を左のとおり定める。 一 義務船舶局の無線電信の主設備及び補助設備に共通に備えるもの (1) 送信用の真空管及び整流管 一組 (2) 受信用の真空管及び整流管 一組 (3) 水晶発振子 各種一個 (4) 固定器電器及び固定抵抗器 現用数の五分の一 (5) 可変高抵抗器 使用定数に應ずる各種一個 (6) 受信用低周波変流線輪		各種一個 (7) 受信用低周波変成器 各種一個 (8) 送話器(コード及びプラグを含む) 一個(但し、無線電話を有する場合に限る。) (9) ブレークインリレー 現用数と同数 (10) 受信用電池 一組 (11) 空中線用線条 現用の最長のものと同じ長さ (12) 空中線用がい子 現用数の五分の一 (13) 電動発電機の刷子及び軸承金物 現用数と同数 (14) 蒸りゆう水 五リットル (15) 稀硫酸 一リットル (16) 修繕用器具及び材料 一式 (17) 可熔片 現用数と同数 二 義務船舶局の無線電話又は義務船舶局以外の船舶局の無線電信及び無線電話に備えるもの(空中線電力一〇ワット以下のもの及び別に告示するものを除く。) (1) 送信用の真空管及び整流管 一組 (2) 受信用真空管 一組 (3) 水晶発振子 各種一個 (4) 送話器(コード及びプラグを含む) 一個 (5) ブレークインリレー 一組		現用数と同数 (6) 空中線用線条 現用の最長のものの三分の一の長さ (7) 空中線用がい子 現用数の五分の一 (8) 蒸りゆう水 二リットル (9) 修繕用器具及び材料 一式 (10) 可熔片 現用数と同数 三 法第三十八条の救命艇用携帯無線電信に備えるもの (1) 送信用の真空管及び整流管 一組 (2) 受信用の真空管及び整流管 一組 (3) 同調指示に使われる真空管(ネオン管を含む) 一組 (4) 水晶発振子 一組 (5) 可熔片 現用数と同数 第四節 無線従事者 (特殊無線技士の従事範囲) 第三十三条 法第四十一条の規定による特殊無線技士は、左の表の上欄の区別に従い、それぞれ下欄に掲げる無線設備の操作を行うことができるものとする。		区 別 レ ー ダ ー 超短波陸上無線電話 超短波海上無線電話 フアクシミリ	行うことができる無線設備の操作 レーダーであつて外箱の外部の調整部分品及び電源の技術操作 三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の固定業務又は陸上移動業務の局の無線電話(多重無線電話を除く。)であつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作 三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の海上移動業務の局の無線電話(多重無線電話を除く。)の通信操作並びに外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作 陸上に開設した三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の局のフアクシミリであつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作(超短波陸上無線電話の資格の従事範囲を含む。)
--	--	--	--	--	--	---	---

超短波多重無線装 置	三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する局の多重無線通信の設置の操作 (放送の場合を除く。)
簡易無線電話	簡易無線局の無線電話であつて、行政主席が認める型式検定に合格したものの操作
中短波陸上無線電話	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の固定業務又は陸上移動業務の局の無線電話であつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作
中短波海上無線電話	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の海上移動業務の局の無線電話の通信操作並びに外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作
中短波固定無線電信	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の固定業務の局の無線電信の技術操作
中短波移動無線電信	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の移動業務 (海上移動業務を除く。) の局の無線電信の技術操作
国際無線電信	陸上に開設した無線局 (海岸局を除く。) の国際通信及び国内通信のための通信操作
国内無線電信甲	陸上に開設した無線局 (海岸局を除く。) の国内通信のための通信操作

国内無線電信乙

陸上に開設した無線局 (海岸局を除く。) であつて公衆通信を取り扱わないもの又は別に告示する島に開設した無線局の国内通信のための通信操作

2

行政主席は、特に必要があると認める場合は、前項に規定する以外の特殊無線技士の区別及びその行うことができる無線設備の操作について指定することができる。

(無線設備の操作の特例)

第三十四条

法第四十条但書の規定により、無線従事者の資格を要しない場合を左のとおり定める。

一 外国各地間のみを航行する船舶

その他外国にある船舶の船舶局において、無線従事者を得ることができない場合、その船舶が琉球内の目的港に到着するまでの間、左の表の上欄に掲げる外国政府の交付した証明書を有する者が、それぞれ下欄に掲げる無線従事者の従事範囲内の無線設備の操作を行う場合

附屬規則第二十四条の規定による外国政府の証明書を有する者

無線従事者

第一級無線電信通信士証明書を有する者

第一級無線通信士

第二級無線電信通信士証明書を有する者

第二級無線通信士

無線電信通信士特別証明書を有する者

第三級無線通信士

二 陸上に開設した無線局 (海岸局を除く。) の無線電信の通信操作を行う場合

三 左に掲げる前条の資格の操作範囲に属する無線設備 (4) 及び (5) については、その技術操作を要する部分が外箱の外部の調整部分及び電源に限られているもの (5) のうち、その技術操作が相手方の無線

局の無線従事者により管理されることとなつていものであるものであつて、行政主席が特に認めたものの技術操作を行う場合

- (1) 超短波陸上無線電話
- (2) 簡易無線電話
- (3) 中短波陸上無線電話
- (4) 中短波固定無線電信
- (5) 中短波移動無線電信

四 一つの搬送周波数を共通に使用して、無線電信及び無線電話による複合通信を行う固定局の無線電信の通信操作を行う場合

五 気象援助局、ラヂオ、ブイ(三ワット以下の無線設備であつて、無線測位業務に使用するため浮標に取りつけたもの)その他これに類するものの無線設備の操作を行う場合

六 放送局の無線設備のうちミキサ(音声混合器をいう。)の操作を行う場合

七 中央集中式による無線局の無線設備のうち有線連絡装置及び受信所の受信設備の操作を行う場合

八 第六条各号に掲げる無線局の免許を要しないものの無線設備の操作を行う場合

第三十五条 法第四十条但書の規定により、船舶が航行中であるため無線従事者の資格のない者が無線設備の操作を行う場合においては、その操作は、遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合に限る。この場合において、その船舶が球内内の目的港に到着したときは、すみやかに一定の無線従事者を補充しなければならぬ。

(無線従事者の配置)

第三十六条 法第五十一条第二項の規定による無線局に配置すべき無線従事者の最低減の資格別員数は、別表第一号のとおり定める。

(選任及び解任の届出)

第三十七条 法第五十二条の規定による無線従事者の選任又は解任をしたときの届出は、別表第二号の様式によつて行うものとする。

(就離業の証明)

第三十八条 無線従事者は、無線通信業務若しくは別に定める業務その他無線関係があると認められる業務に従事した場合又はその業務から離れた場合は、就離業証明書(別表第三号様式)に免許人又はこれに準ずる者の証明をうけなければならない。

第五節 目的外通信等

(目的外通信等)

第三十九条 左に掲げる通信は、法第五十三条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除く外、船舶局についてはその船舶の航行中又は航行の準備中に限る。

一 無線機器の試験又は調整をするために行う通信

二 気象又は時刻を照合するために

行方海岸局又は船舶局の通信

三 電波の規正に関する通信

四 医事通報(航行中の船舶内における傷病者の医療手当に関する通報をいう。以下同じ。)に関する通信

五 方位を測定するために行う海岸局又は船舶局の通信

六 非常通信の訓練のための通信

七 船舶局において、その免許人のための電報を一般海岸局(公衆通

信業務を行う海岸局をいう。以下同じ。)又は公衆通信業務を行う船舶局に対して、依頼し又はこれから受領するために行う通信

八 公衆通信業務を行う船舶局相互間又は一般海岸局と公衆通信業務を行う船舶局との間に行う公衆通信の疎通に関する通信

九 一般海岸局が急を要する通報であつて、船舶局にあててもその船舶局に送るものを送信するために他の一般海岸局との間に行う通信(他の電気通信系統によつては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。)

十 政府又は地方公共団体の港務用の無線局と船舶局との間に行う港内における船舶の交通、港内の整理その他港内の取締及び海港検査の事務に関する通信

十一 漁業用無線局相互間に行う政府又は地方公共団体の漁獲の指導監督に関する通信

十二 海上保安業務を取り扱う無線局とその他の海上移動業務の無線局との間に行う海上保安業務に関する通信

十三 治安維持の業務をつかさどる行政機関の無線局相互間に行う治安維持に關し急を要する通信であつて、行政主席の認めたもの

第六節 業務書類等

(備えつけを要する業務書類)

第四十条 法第六十一条の規定により

無線局に備えつけておかなければならない書類は、左の各号の無線局につき、それぞれ各号に掲げるとおりとする。但し、行政主席がその無線局の行う業務上特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

一 無線局(海岸局、船舶無線電信局を除く。)

(1) 無線局の免許状

(2) 法及びこれに基く規則

(3) 無線局の免許の申請書及びその添附書類並びに免許規則第十三条(同規則第二十七条において準用する場合を含む。)

(4) 法第九條第二項(法第十八條第二項において準用する場合を含む。)

(5) 無線従事者選解任届の写(移動局に限る。)

二 海岸局及び船舶無線電信局(次号の局を除く。)

(1) 前号の書類

(2) アルファベット順の呼出符号表(附属規則附録第八号に掲げるものとする。但し、一般海岸局以外の局においては、行政主席の認定を受けたものをもつてこれに替えることができる。)

(3) 海岸局及び船舶局の局名録(附属規則附録第八号に掲げるものとする。但し、一般海岸局

以外の局においては、行政主席の認定を受けたものをもつてこれに替えることができる。）

(4) 通信条約、附属規則及び追加規則（一般海岸局に限る。）

(5) 各国の電信料金表（一般海岸局に限る。）

三 無線電信による義務船舶局（総トン数一、六〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。）

(1) 前号の書類（前号の(2)及び(3)の書類については、附属規則附録第八号に掲げるものとする。）

(2) 無線測位局の局名録（附属規則附録第八号に掲げるものとする。）

(3) 特別業務の局の局名録（附属規則附録第八号に掲げるものとする。）

2 前項第一号の免許状は、送信装置のある場所（船舶局については、通信室内）の見易い箇所に掲げておかなければならない。この場合において、送信所、受信所、通信所等無線設備の設置場所を異にするものについては、主たる送信装置のある場所に免許状を、その他の場所には、それぞれ免許状の写であつて行政主席の交付するものを掲げておくものとする。

3 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。

（無線検査簿）

第四十一条 法第六十一条に規定する無線検査簿の様式は、別表第三号に定める。

2 免許人は、検査の結果について行政主席から指示を受け相當な措置をしたときは、その措置の内容を無線検査簿に記載するとともに、行政主席に報告しなければならない。

3 免許人は、使用を終つた無線検査簿を免許の有効期間満了後一年間保存しなければならない。但し、免許の有効期間が無期限である無線局については、使用を終つた後一年間保存するものとする。

（無線業務日誌）

第四十二条 法第六十一条に規定する無線業務日誌には、毎日左に掲げる事項を記載しなければならない。但し、行政主席において特に必要がないと認めた場合は、記載事項の一部を省略することができる。

一 放送局以外の無線局

(1) 無線従事者の氏名、資格及び服務方法（変更のあつたときに限る。）

(2) 通信のたびごとに左の事項

(一) 通信の開始及び終了の時刻
(二) 相手局の呼出符号又は呼出名称（国籍、無線局の名称又は機器の設置場所等をあわせて記載することができる。）

(三) 自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数

(四) 使用した空中線電力（正確

な電力の測定が困難なときは、推定の電力を記載すること。）

(四) 通信事項の区別及び通信事項別通信時間（通数のあるものについては、その通数をあわせて記載すること。）

(五) 相手局から通知をうけた事項の概要

(六) 法第五十三條第一号から第四号までの通信の概要（遭難通信については、その全文）

(七) 空電、混信、受信感度の減退等の通信状態

(8) 発射電波の周波数の偏差を測定したときは、その結果及び許容偏差をこえる偏差があるときは、その措置の内容

(9) 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容

(10) 電波の規正について指示を受けたときは、その事実及び措置の内容

(11) 法第八十八條第二号及び第三号の場合は、その事実

(12) その他参考となる事項

二 放送局

(1) 前号の(1)、(2)、(4)及び(6)並びに(3)から(5)までに掲げる事項

(2) 放送事項の区別及び放送事項別放送時間

(3) 運用許容時間中において放送

を任意に休止した時間

(4) 放送が中断された時間

(5) スタジオ外中継放送を実施したときは、その時間、放送事項の区別、放送場所及び中継種別（有線中継又は無線中継の別、有線中継の場合は、専用線又は臨時専用線の別をあわせて記載すること。）

(6) その他参考となる事項

2 左の各号の無線局の無線業務日誌には、前項第一号に掲げる事項（同項但書の規定により省略せられた事項を除く。）の外、それぞれ各号に掲げる事項をあわせて記載しなければならない。但し、行政主席において特に必要がないと認めた場合は、記載事項の一部を省略することができる。

一 海岸局

(1) 沈黙時間遵守のたびごとにその状況

(2) 時計を標準時に合せたときは、その事実及び時計の遅速

(3) 船舶の位置、方向その他船舶の安全に関する事項の通信であつて船舶局から受信したものの概要

二 船舶局

(1) 沈黙時間遵守のたびごとにその状況

(2) 前号の(2)に掲げる事項

(3) 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項

の通信の概要

- (4) 自局の船舶の航程（発着又は寄港その他の立寄等の時刻及び地名等を記載すること。）
 - (5) 自局の船舶の航行中、正午及び午後八時におけるその船舶の位置
 - (6) 法第三十六條の補助設備、法第三十八條の救命艇用携帯無線電信又は緊急自動受信機の機能試験の結果の詳細
 - (7) 法第八十八條第四号の場合には、その事実及び措置の内容
 - (8) 送受信装置の電源用二次電池の維持及び試験の結果の詳細（電源用二次電池を充電したときは、その時間、充電電流及び充電前後の電圧の記載を含むものとする。）
 - (9) レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
 - 三 陸上移動局
 - 自局の移動の概要（発着等の時刻及び地名等を記載すること。）
 - 四 実験局
 - 実験の方法、経過及び結果
- 3 前二項に規定する時刻は、左に掲げる區別によるものとする。
- 一 船舶局においては、グリニツジ標準時（琉球船舶規則施行細則（一九五五年規則第二百二号）第十七條第一項第一号の(1)及び(2)の船舶以外の船舶の船舶局であつて、

グリニツジ標準時によることが不便であるものにおいては、中央標準時によるものとし、その旨表示すること。）

- 二 前号以外の無線局においては、中央標準時
 - 使用を終つた無線業務日誌は、使用を終つた日から二年間保存しなければならない。
- （抄録の提出）
- 第四十三條 免許人は、無線業務日誌によつて、毎年一月から各三箇月の期間（船舶局であつてその船舶の一航海が三箇月をこえるものについては、当該航海期間）ごとにその期間中における左に掲げる事項を簡明に記載した抄録をすみやかに行政主席に提出しなければならない。
- 一 放送局以外の無線局
- (1) 無線従事者の資格別員数（資格別員数に異動があつたときは、その事実をあわせて記載すること。）
 - (2) 通信事項別通信時間
 - (3) 法第五十三條各号の通信（通信事項となつていない場合を除く。）通信時間
 - (4) 機器の故障の事実及びこれに対する措置の概要
 - (5) 空電、混信、受信感度の減退等不良の通信状態の概要
 - (6) 電波の規制について受けた指示及びこれに対する措置の概要
 - (7) その他参考となる事項

二 放送局

- (1) 前号の(1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる事項
 - (2) 放送事項別放送時間（百分率を附記すること。）
 - (3) 運用許容時間中において放送を任意に休止した時間（百分率を附記すること。）
 - (4) 放送が中断された時間
 - (5) スタジオ外中継放送を実施した時間、放送事項の區別、放送場所及び中継種別（有線中継又は無線中継の別、有線中継の場合は、専用線又は臨時専用線の別をあわせて記載すること。）
 - (6) その他参考となる事項
- 2 前項第一号に掲げる事項の外、左の各号の無線局の免許人が提出する抄録には、それぞれ、同号に掲げる事項をあわせて記載しなければならない。
- 一 海洋局
- (1) 無線従事者の氏名、資格及び服務方法
 - (2) 船舶の位置、方向その他航行の安全に関する事項の通信であつて船舶局から受信したものものの概要
 - (3) 自局の通信圏内にある毎月中の一日平均の船舶局数
 - (4) 毎月中の一日平均の通信回数、通信時間及び相手局数
- 二 船舶局
- (1) 前号の(1)に掲げる事項

- (2) 船舶の位置、方向、気象状況その他航行の安全に関する事項の通信の概要

- (3) 自局の船舶の航程の概要
- (4) レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細

三 陸上移動局

自局の移動体の移動の概要

四 実験局

- (1) 第一号の(4)に掲げる事項
- (2) 実験の方法、経過及び結果の概要

五 放送局及び前各号の局以外の無線局

第一号の(4)に掲げる事項

- 3 行政主席は、第一項の抄録の提出又は前各項各号に掲げる記載事項の一部を免除することがある。

（報告）

- 第四十四條 免許人は、法第八十八條各号の場合には、できる限りすみやかに、文書によつて、行政主席に報告しなければならない。

- 第四十五條 船舶局の免許人は、法第六條第三項に規定する事項に変更があつたときは、すみやかに行政主席に届け出なければならない。

第三章 高周波利用設備

第一節 通則

（通信設備）

- 第四十六條 法第八十八條第一項第二号の通信設備を左のとおり定める。
一 大地帰路方式電力線搬送電信電

話設備及びこれに類する通信設備

(以下「電力線搬送」という。)

二 誘導式無線電信無線電話であつて、当該設備から五〇〇メートル離れたその線路から五メートルの距離における電界強度が毎メートル一五マイクロボルトをこえるもの(以下「誘導式通信設備」という。)

2 電力線搬送は、その設備から放射される周波数及び使用する出力は、左の各号に適合するものでなければならぬ。

一 一〇kc以上四五〇kcまでの範囲内の周波数

二 送信設備の高周波出力が一〇ワット以下のもの。但し、特殊な装置のものを除く。

3 誘導式通信設備は、その設備から放射される周波数が一〇kcから二五〇kcまでのものでなければならぬ。

(通信設備以外の許可を要する設備)

第四十七条 法第八十八条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を左のとおり定める。

一 医療用設備(高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットをこえる高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。)

二 工業用加熱設備(高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、燻の乾燥、金属の燻、金属の加熱、真空管の排気等工業生産のために用いるものであつて、五〇ワットをこえる高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。)

三 各種設備(前各号に該当しない設備であつて、高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いるものであつて、五〇ワットをこえる高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。)

(届出で足りる変更)

第四十八条 第十二条の規定は、法第八十八条第三項において法第十八条の規定を準用する場合に準用する。

第二節 安全施設

(通信設備の安全施設)

第四十九条 法第八十八条第三項の規定により、第二章第二節(安全施設)の規定は、第四十六条第一項の設備に準用する。

(医療用設備の安全施設)

第五十条 医療用設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えることがないよう、左の条件に適合していなければならない。

一 高圧電氣により充電される器具及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容すること。

二 医療電極及びその導線と発振器出力回路、電力線等との間の絶縁抵抗は、五〇〇ボルト絶縁抵抗試験器によつて測定し少くとも五〇メガオーム以上あること。

三 医療電極及びその導線は、直接人体に触れることがないように良好な絶縁体で被覆すること。但し、ラジオメス等であつて、電極を直接露出し人体に触れて使用する部分については、この限りでない。

(工業用加熱設備の安全施設)

第五十一条 工業用加熱設備は、設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えることがないよう、左の条件に適合しなければならない。

一 前条第一号の事項(高周波誘接装置、真空管電極加熱用装置等)のように電極を直接露出しなければ使用の目的を達することができないものを除く。

二 設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電氣的良導体に高周波電力を誘発する虞のあるときは、その危険を防止するため、必要と認められる設備をすること。

(各種設備の安全施設)

第五十二条 前条の規定は、第四十七条第三号の各種設備に準用する。

第四章 雑則

(書類の提出)

第五十三条 法及び法に基く規則の規定により行政主務に提出する書類は、工務交通局長を経由しなければならない。

(参考人の旅費等)

第五十四条 法第八十二条の規定により参考人に支給される旅費、日当及び宿泊料については、琉球政府公務員等の旅費に関する立法(一九五三年立法第七十八号)の定めるところによる。

第五章 経過規定

(旧法による局の免許の有効期間)

第五十五条 法附則第十項に規定する無線局の免許の有効期間は、左の各号に掲げる無線局の種類ごとに、法施行の日から起算してそれぞれ下記に掲げる期間とする。

- 一 放送局 二年
- 二 船舶局 二年
- 三 海岸局 一年六箇月
- 四 基地局 一年
- 五 陸上移動局 一年
- 六 簡易無線局 一年
- 七 その他の局 一年六箇月

2 旧法(これに基く命令を含む。)の規定に基いて免許(施設の許可をいう。)を与えられた無線局であつて免許の有効期間が前項の期間に満たないものは、前項の規定にかかわらず有効期間はその経過によつて満了するものとする。

(規定の施行の延期)

第五十六条 第十六条(周波数測定技

置の備えつけ)の規定は、この規則
の施行の日から一年六箇月は、施行
しないものとする。

附 則
(施行期日)

この規則は、一九五六年一月二十四
日から施行する。

別表第一号(第三十六條参照)

通信操作について、無線局に配置すべき無線従事者の最低限の資格別員数

無線局	無線従事者			
	第一級 無線通信士	第二級 無線通信士	第三級 無線通信士	電話級 無線通信士
1 海岸局(次号の漁業用の海岸局を除く。)左に掲げるそれぞれの聴守について	二	二		
(一) 五〇〇kcの周波数による常時聴守				
(二) 五〇〇kc以外の周波数による聴守				
(1) 通算して一日十六時間を超えるもの	一	二		
(2) 通算して一日十六時間以下八時間を超えるもの	一	一		
(3) 通算して一日八時間以下のもの	一			
2 漁業用の海岸局				
(一) 公衆通信業務を取り扱う無線電信の局	一	一	二	
(二) 二五〇ワットを超える空中線電力の無線電信の局であつて公衆通信業務を取り	一			

扱わないもの

(一) 二五〇ワット以下の空中線電力の無線電信の局であつて公衆通信業務を取り扱わないもの

(二) 五〇ワット以下の無線電信の局

注 電話級無線通信士をもつて代えることができる。

別表第二号(第三十七條参照)

無線従事者選(解)任届の様式

選任又は解任年月日	資格の番号	無任(ふりがな)	無任(ふりがな)	無任(ふりがな)
は解任年月日	資格の番号	無任(ふりがな)	無任(ふりがな)	無任(ふりがな)
の別	許の年月日	氏名	業務経験の概要	無線局の免許番号、名称及び無線設備の設置場所

右届け出ます。

年 月 日

住所

氏名(又は名称)

(印)

行政主席殿

別表第三号(第三十八条参照)

就離業証明書の様式

就業又は離業の別及びその年月日	無線局の免許番号及び名称又就業の先の名称	業務の内容	免許人又はこれに準ずる者の氏名及び印

注 1 政府の無線局以外の無線局若しくは別に定める業務であつて、政府以外に就業した場合はその所在地を併せて記載すること。

2 従事する業務の内容は、具体的に記載すること。

別表第四号(第四十一条参照)

検査簿の様式

検査年月日	年月日	検査職員の所属

検査地	検査の判定	検査職員の名氏名
	合格又は不合格	不合格の理由
指示事項		
指示事項に 対する措置 の内容		

注 1 紙面の大きさは、日本標準規格B5とする。

2 表紙を付け、ページ数を記入すること。

3 検査年月日は、検査終了の日とする。

〇規則第百十七号

電波法(一九五五年立法第八十号)

第十五条の規定に基づき、無線局免許手続規則を次のとおり定める。

一九五五年十二月十五日

行政主席 比嘉 秀平

無線局免許手続規則

目次

第一章 総 則(第一条)

第二章 無線局の免許手続

第一節 免許の附与までの手続(第二条―第十五条)

第二節 再免許の手続(第十六条―第二十一条)

第三節 免許状(第二十二―第二十四条)

第三章 無線局の免許後の手続(第二十五条―第二十七条)

第四章 高周波利用設備の許可手続(第二十八条―第三十一条)

附 則

第一章 総 則

第四章 高周波利用設備の許可手続(第二十八条―第三十一条)

附 則

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この規則は、電波法に基づく無線局の免許(承認を含む。以下同じ。及び高周波利用設備の許可(承認を含む。以下同じ。))その他の許可又は承認の手続に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 無線局の免許手続

第一節 免許の附与までの手続

第二節 再免許の手続

第三節 免許状

第四章 高周波利用設備の許可手続

附 則

第一章 総 則

(免許の単位)

第二章 無線局の免許の申請は、左に

掲げる局の種類に従い、送信設備の設置場所(陸上移動局については、移動体(可搬式のもののについてはその装置)ごとに行わなければならない。	備に機能上直結している受信設備は、当該受信設備のみの免許を申請することができない。	三 資金調達の方法 四 主なる出資者及びその出資の額 五 経営方針 (放送の主たる目票、放送される事項(一週間の番組の代表的な例)、対象とする受信者層、放送が主たる事業であるか又は従たる事業であるかの区別、将来の事業予定その他経営の方針)	3 前二項の規定は、法及び規則の規定に基いて行う許可及び承認の申請の場合に準用する。
一 (1) 放送局 (2) 放送中継局 二 (1) 簡易無線局 (2) 気象援助局 (3) 特別業務の局	第三條 法第六條に規定する申請書の様式は、別表第一号で定める。 (添附書類) 第四條 前條の申請書に添附する書類の様式は、無線設備の工事設計を除く外、別表第二号で定める。 (工事設計の範囲等)	六 経営に対する支配力の構成 (放送区域) 第七條 法第六條第二項第四号の放送区域は、群島、市、町、村等の区別により、且つ、地図によりこれを表示するものとし、その区域内の総世帯数及び放送の受信見込世帯数並びに左に掲げる事項を記載しなければならない。	第九條 免許の申請書又は添附書類が不適法(適式な記載を含む。)なものであると認めるときは、申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。
三 固定局 四 (1) 海岸局 (2) 基地局 (3) 陸上局(1)及び(2)に該当しないものに限る。 五 (1) 船舶局 (2) 陸上移動局 (3) 移動局(1)及び(2)に該当しないものに限る。	第五條 法第六條の無線設備の工事設計の範囲及び工事設計書の様式は、別表第三号のとおり定める。この場合において、申請者は、なるべく当該工事設計の参考となる資料を別に添附しなければならない。	一 その局のブランケット・エリア及びその中の世帯数 二 その局の電界強度が他の放送局の電界強度の十倍以上となる地域であつて、他の放送局の放送区域に含まれる部分及びその世帯数 三 その局の放送区域であつて、他の放送局の放送区域に含まれる部分及びその世帯数 (申請書等の提出部数)	第十條 法第八條第一項の規定により無線局の予備免許を与えたときは、申請者に対しその旨を文書をもつて通知する。
六 (1) 無線方向探知局 (2) 無線標識局 (3) 無線測位局(1)又は(2)の局に代えることができる。	2 水晶発振子を使用しない発振方式については、その回路及び部品が外圍の温度及び湿度の変化、衝撃又は電源電圧の変化等に対してその周波数が安定であることを証明する資料を行政主席に提出しなければならない。但し、五五〇kc以下又は五〇〇mc以上の周波数を使用するもの及び空中線電力一ワット以下のものについては、この限りでない。	第八條 免許の申請書及び添附書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。	第十一條 法第八條第一項第四号の空中線電力の指定は、左の区別により行うものとする。
七 実験局 二 以上の種類の局の業務をあわせて行うことを目的として単一の局の免許を申請することはできない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。	第六條 法第六條第二項の放送局の事業計画のうちには、左に掲げる事項が含まれていなければならない。	2 行政主席は、前項の副本について提出書類の写であることを証明して申請者に返すものとする。	第十二條 法第八條第二項の規定により工事落成の期限の延長を求めようとするときは、延長の期限及び理由を記載した申請書を提出して行うものとする。
一 第一項第四号及び第五号に掲げる局が無線測位業務をあわせて行う場合。 二 特別業務をあわせて行う場合。 三 施行規則第五条に規定する送信設備	第六條 法第六條第二項の放送局の事業計画のうちには、左に掲げる事項が含まれていなければならない。	2 行政主席は、前項の副本について提出書類の写であることを証明して申請者に返すものとする。	第十二條 法第八條第二項の規定により工事落成の期限の延長を求めようとするときは、延長の期限及び理由を記載した申請書を提出して行うものとする。

(工事設計変更の申請等)

第十三条 法第九条第一項又は同条第

二項の規定により工事設計変更の許可を受け又は届出をしようとするときは、申請書又は届書に変更を必要とする理由及び変更の部分(新旧対照を含む。)を記載した書類を添え、行政主席に提出して行うものとする。

2 前項の届書については、第八条第一項及び同条第二項の規定を準用する。

(工事の落成届)

第十四条 法第十条の規定による工事落成の届出は、文書により行政主席に提出するものとする。

(免許の拒否の通知)

第十五条 申請を審査した結果により又は工事の落成の届出がないことにより若しくは落成後の検査を行った結果により免許の申請を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

第二節 再免許の手続

(目 的)

第十六条 この節の規定は、法第十五条の規定に基づいて、無線局の再免許の簡易な手続を定めることを目的とする。

(再免許の申請)

第十七条 再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添え、行政主席に提出して行わなければならない。

い。

一 免許の番号

二 免許の年月日及び有効期間満了の期日

三 無線局の名称及び種別

四 継続開設を必要とする理由

五 希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間

七 無線局の運用費の支弁方法(船舶局を除く。)

八 免許の期間における業務の概要(放送局及び船舶局を除く。)

2 前項の場合において、放送局であるときは、前項第一号から第七号までに掲げる事項の外、左に掲げる事項をあわせて記載しなければならない。

一 放送区域(第七条に規定するところによる。)

二 事業計画(第六条に規定するところによる。)

三 免許の期間における事業の概要及び収支概況

(申請の期間)

第十八条 再免許の申請は、免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月をこえない期間において行わなければならない。但し、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

(申請書等)

第十九条 再免許申請書及び添附書類の様式は、別表第四号で定める。こ

の場合において、第三条及び第四条の規定は、その適用がない。

(審査及び免許の附号)

第二十条 行政主席は、法第七条の規

定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、左に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。

一 周波数

二 呼出符号又は呼出名称

三 空中線電力

四 運用許容時間

(省略する手続)

第二十一条 法第八条に規定する予備免許、法第九条に規定する工事設計の変更、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、再免許については、適用がない。

2 前項の規定により省略する手続について定める第一節の規定は、再免許については、その適用がない。

第三節 免許状

(様 式)

第二十二条 法第十四条の免許状の様式は、別表第五号で定める。

(訂 正)

第二十三条 免許人は、法第二十二條の免許状の訂正を受けようとするときは、行政主席に対しその旨及び免許証明書(別表第六号の様式による。)(の交付を求める旨の申請をするものとする。

2 前項の申請があつた場合において、行政主席が適当と認めるときは、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

3 行政主席は、第一項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。

4 免許状の提出は、免許証明書の交付を受けた後に行わなければならない。

5 訂正をした免許状の交付を受けたときは、遅滞なく免許証明書(職権による訂正であつて新たな免許状の交付を受けたときは、旧免許状)を返さなければならない。

(免許状の再交付)

第二十四条 免許人は、免許状を破損し、よごし、失つた等のために免許状の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書を行政主席に提出しなければならない。

第三章 無線局の免許後の手続

(免許後の変更の手続)

第二十五条 法第十七条及び法第十八条の許可の申請、法第二十条の指定の変更の申請並びに法第二十三条の届出をしようとする場合は、それぞれ理由を記載した文書により行うものとする。

第二十六条 法第二十一条第四項の規定により免許人の地位を承継した者の提出する書類は、その事実を証する書面とする。

第二十七条 第十三条の規定は、法

第十八条第一項及び同条第二項の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出並びに法第二十条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

2 第十四条の規定は、法第十九条の規定による検査を受けようとする場合に準用する。

第四章 高周波利用設備の許可手續

(設置の許可の申請)

第二十八条 法第八条第一項の許可を申請しようとする者は、左の各号の区別により、別表第七号で定める様式の中請書及び添附書類を行政主席に提出しなければならない。

一 法第八条第一項第一号の設備
施行規則第四十六條第一項の種別により、且つ、通信系統ごと

二 法第八条第一項第二号の設備
施行規則第四十七條の種別により、且つ、設備の設置場所ごとに

(許可状等)

第二十九条 法第八条第二項の許可を与えたときは、別表第八号で定める様式の許可状を交付する。

2 前項の許可を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

第三十条 許可状の記載事項に変更を生じたときは、その許可状を行政主席に提出し、訂正を受けなければならない。

らない。

2 第二十四条の規定は、許可状の再交付を申請する場合に準用する。
(変更の申請)

第三十一条 第十三条の規定は、法第

別表第一号(第三条参照)

無線局免許申請書

収入印紙

無線局を開設したいので、電波法第六条により別紙の書類を添えて、申請します。

年 月 日

申請者住所(法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地)

氏(ふりがな) 名(法人にあつては商号又は名称)

行政主席 殿

別表第二号(第四条参照)

1 陸上に開設する無線局(放送局を除く。)

無線局事項書

一 目的

「何事業に使用するため、何業務を行うことを目的とする。」

二 開設を必要とする理由

「できる限り詳しく記載すること。実験局の場合は、実験の種類及び方法をあわせて記載すること。」

三 通信の相手方及び通信事項

(1) 通信の相手方(注1)

(2) 名 称

(3) 呼出符号又は呼出名称

百八条第二項の許可に係る設備の変更を申請する場合に準用する。

附 則

この規則は、一九五六年一月二十四日から施行する。

上の精密度を有する地図によつて求めること。

東経 度 分 秒
北緯 度 分 秒

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

(1) 電波の型式(設備規則第四条の記号によつて記載すること。)

(2) 希望する周波数の範囲

(3) 希望する空中線電力

六 希望する運用許可時間
何時から何時まで

(運用許可時間の全時間を継続して使用しない場合は、継続して使用する時間の内訳をあわせて記載すること。)

七 無線設備の工事落成の予定期日
(予備免許を受けた日から起算した工事落成までの予定期間をあわせて記載すること。)

年 月 日

八 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

(1) 無線設備の工事費(設備費、材料費、人件費等を含めて記載すること。)

総 額

(1) 送信設備
円
(2) 受信設備
円
(3) その他
円

(2) 無線局の運用費(年額を記載すること。)

総 額

円

内訳 (一) 人件費 (二) 無線設備の維持費 (三) その他 支弁方法(自己資金、借入金、社債、業務収入等の別) 九 運用開始の予定期日 十 参考事項		年 月 日 (1) 申請者が電波法第五条に規定する欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。 (2) 施行規則第九条の規定による免許の有効期間を希望するときは、その期間を記載すること。 (3) 施行規則第十三条第三号の規定により備えつけを要しない周波数測定装置については、使用周波数の測定を受けることとなつている相手局の名称及び呼出符号を記載すること。 (4) その他	
注 1 海岸局、基地局等の無線局であつて、通信の相手方を個別に記載することが困難な場合は、包括的に記載すること。 2 陸上移動局の場合は、その移動体の種別(自動車、携帯等)、名称及び番号並びに移動範囲を記載し、あわせて常置場所を附記すること。但し、移動体の名称又は番号を記載することが困難な場合は、その記載を省略することとできる。 3 二重通信方式又は中央集中式等の無線局であるときは、送信所、受信所、通信所及び中継所等の位置を記載すること。 2 船舶局 無線局事項書 一 目的 「何事業に使用するため、何業務を行うことを目的とする。」 二 開設を必要とする理由 (できる限り詳しく記載すること。) 三 通信の相手方及び通信事項 (1) 通信の相手方(個別に記載することが困難な場合は、包括的に記載すること。) (一) 名称 (二) 呼出符号又は呼出名称 (2) 通信事項 (船舶の航行に関する通信、旅客の輸送に関する通信、貨物の輸送に関する通信、漁業通信等通信内容を列記すること。) 四 無線設備の設置場所 設置する船舶の名称(ふりがなを附し、且つ、欧文による名称をあわせて記載すること。) 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 (1) 電波の型式(設備規則第四条の記号によつて記載すること。)		希望する周波数 (2) 希望する空中線電力 希望する運用許可時間 何時から何時まで 七 無線設備の工事落成の予定期日 (予備免許を受けた日から起算した工事落成までの予定期間をあわせて記載すること。) 年 月 日 八 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法 (1) 無線設備の工事費(設備費、材料費、人件費等を含めて記載すること。) 総 額 内訳 (一) 送信設備 (二) 受信設備 (三) その他 (2) 無線局の運用費(年額を記載すること。) 総 額 内訳 (一) 人件費 (二) 無線設備の維持費 (三) その他 支弁方法(自己資金、借入金、社債、業務収入等の別) 九 運用開始の予定期日 年 月 日 十 船舶関係事項 (1) 船舶の所有者 (2) 用途(旅客船、貨物船、漁船等の別をあわせて記載すること。) (3) 総トン数(船体の長さ及び幅を	
あわせて記載すること。) (4) 旅客船であるときは、旅客定員 (5) 航行区域(就航方面をあわせて記載すること。) (6) 主たる停泊港 (7) 信号符字 十一 参考事項 (1) 申請者が、電波法第五条に規定する欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。 (2) 工事地及び検査を受ける希望地名 (3) 施行規則第十六条第三号の規定により備えつけを要しない周波数測定装置については、使用周波数の測定を受けることとなつている相手局の名称及び呼出符号を記載すること。 (4) その他 放送局 無線局事項書 一 目的 「放送業務を行うことを目的とする。」 二 開設を必要とする理由 (できる限り詳しく記載すること。) 三 放送事項 報道(ニュース、ニュース解説、天気予報、気象通報、尋ね人、職業紹介、経済ニュース、経済市況、労働ニュース、番組予告等) 社会(講演、討論会、座談会、社		0363	

会探訪、街頭録音、新聞論調、選挙放送、産業の時間等) 教育(読書案内、語学講座、科学講座、文化講座、婦人の時間等) 教育(学校放送、教師の時間、PTAの時間、幼児の時間、学生の時間等) 宗教(宗教ニュース、宗教解説、宗教講話、佛教の時間、キリスト教の時間等) 音楽(邦楽、洋楽、歌劇等) 演芸、娯楽(放送劇、物語、朗読、漫才、講談、浪花節、落語、寄席中継、舞台中継、クイズ物、囲碁、将棋の時間等) スポーツ(スポーツ実況、スポーツニュース、体育の時間、スポーツシヨウ等) スポット、アナウンスによる広告		四 放送区域 (1) 放送区域等 注 1 放送区域については、琉球の全部が放送区域のときは、群島を単位に、群島が放送区域のときは、市町村を単位に「何市何村の一部」又は「何市、何村の一部を除く。」のように記載すること。 2 二十万分の一以上の精密度を有する地図に放送区域を表示するとともに、第七条第二項第二号及び第三号の区域をその地図にあわせて表示する	
五 無線設備の設置場所 (1) 送信所 何市何村何区何班(ふりがなを附すること。) (2) 発射空中線の位置(五万分の一以上の精密度を有する地図に表示すること。) 東経 度 分 秒 北緯 度 分 秒 演奏所 (何市何村何区何班(ふりがなを附すること。)) 受信所 何市何村何区何班(ふりがなを		3 ブランクット・エリアについては、発射空中線の位置を示す五万分の一以上の精密度を有する地図にあわせて表示すること。 (2) 放送区域内の世帯数 注 放送区域については、琉球の全部が放送区域のときは、群島を単位に、群島の一部が放送区域のときは、市町村を単位に世帯数を記載するとともに、第七条第二項各号の世帯数をこれに準じて記載すること。 (3) 放送区域内の放送の受信見込世帯数 注 放送区域内の世帯数を(2)の「注」に準じて記載すること。	
六 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 (1) 電波の型式(A三、F三等設備規則第四条の記号によつて記載すること。) (2) 希望する周波数の範囲 何キロサイクルから何キロサイクルまで (3) 希望する空中線電力 何ワット又は何キロワット 七 希望する運用許容時間 (1) 運用許容時間 午前何時から午後何時まで (2) 放送時間 何月から何月まで 放送開始時刻 午前何時何分 放送終了時刻 午後何時何分 何月から何月まで 放送開始時刻 午前何時何分 放送終了時刻 午後何時何分 注 1 放送時間が一年を通じて一定しない場合は、季節別又は期間別に記載すること。 2 放送の開始時刻から終了時刻までの間で放送を行わない時間があるときは、その時間もあわせて記載すること。		八 無線設備の工事落成の予定期日(予備免許を受けた日から起算した工事落成までの予定期間をあわせて記載すること。) 年 月 日(予備免許を受けた日から何箇月間) 九 無線設備の工事費及び無線局(放送局)の運用費の支弁方法 (1) 工事費(設備費、機材費、人件費等を含めて記載すること。) 総 額 内 訳 (一) 送信所費 土地、建物 空中線及び接地装置 送信装置(送信機、同調器、真空管等) 調整装置 電源装置 周波数監視装置及び測定器具 その他 (二) 演奏所費 土地、建物 演奏室設備費 増音、調整装置 録音再生装置 その他 (三) 受信所費 土地、建物 受信装置 その他 (2) 運用費 総 額	

内 訳	
(一) 放送費	円
人件費	円
番組費	円
音聲その他資料費	円
諸費	円
(二) 技術費	円
人件費	円
技術費	円
通信施設使用料	円
諸費	円
(三) 営業費	円
人件費	円
広告放送取次手数料	円
料	円
諸費	円
管理費	円
人件費	円
諸費	円
(四) 支払利息	円
減価償却費	円
その他	円
(五) 支弁方法	円
工事費	円
資本金、出資金又は基本金	円
社債	円
借入金	円
その他	円
(六) 運用費	円
放送事業収入	円
附帯事業収入	円
その他	円
注 無線設備の工事費及び無線	円

局(放送局)の運用費の支弁方法は、右の区分を例として作成すること。	
十 事業計画	
(1) 経営形態(個人経営、株式会社、公益法人、地方公共団体等の別)	円
(2) 資本の額若しくは出資の額又は基本金の額	円
注	
1 株式会社の場合は、株式の総数、株式の種類、種類の数、券面額及び株式の発行価額を記載し、且つ、発起人において引き受くべき株式の総数をあわせて記載すること。	
2 株式会社以外の会社の場合においては、資本又は出資の目的たる財産の種類及びその価額を記載すること。	
3 公益法人の場合においては、一口の出資金又は寄附金の額並びにその口数を記載すること。	
(3) 資金調達の方法(資本金若しくは出資金又は基本金、社債、借入金等について、その調達の方法及び見込を記載すること。)	
(4) 主たる出資者及びその出資の額	

氏 名	住 所	金 額	種 類	備 考
注 1 氏名については、法人にあつては商号又は名称、住所については、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。(以下本事項中同じ。)				
2 氏名及び住所はふりがなをつけること。(以下本事項中同じ。)				
3 主たる出資者は、資本の額若しくは出資金又は基本金の額の百分の一以上の額を出資する者を記載すること。				
4 出資者が法人であるときは、その代表者の氏名もあわせて記載すること。				
(5) 経営方針				
(一) 放送の主たる目標				
(二) 放送される事項(一週間の番組の代表的な例)				
(三) 対象とする受信者層				
(四) 放送が主たる事業であるか従たる事業であるかの区別				
(五) 将来の事業予定その他経営の方針				
(6) 経営に対する支配力の構成				
注 1 法人の場合は役員を、設立中の法人の場合は役員予定者又は役員候補者を記載すること。				

氏名	住所	議決権の数	議決権の割合	備考
2 役員、役員予定者又は役員候補者が他の事業の役員を兼務するときは、その役職名及び兼務する事業との利害関係を記載すること。 (一) 議決権を有する者				

氏名	住所	議決権の数	議決権の割合	備考
注 議決権の総数の十分の一以上を有する者を記載すること。 十一 事業収支見積(適宜説明を附すること。) (1) 収入 事業収入 時間売放送料 番組作成料 番組売上料 その他の収入 (2) 支出 事業支出 放送費 附帯事業収入 閉書出版収入 催物収入 その他の収入				

氏名	住所	利用見込金額	備考
十二 商業番組の主たる利用見込者 技術費 営業費 管理費 附帯事業支出 支払利息 減価償却 その他 (3) 利益金 注 1 事業収支見積は、右の区分を例として作成すること。 2 各年別に三カ年間の収支見積を記載すること。 3 収入の根拠を説明すること。			

注

1 利用見込者が法人であるときは、その代表者名も記載すること。

2 利用見込者が株主であるときは株主になろうとするものであるときは、その行記載すること。

十三 運用開始の予定期日

年 月 日

十四 参考事項

(1) 電波法第五条に該当しないことを明らかにすること。

(2) 申請者が法人であるときは、その設立の年月日及び本店又は主たる事務所の所在地を記載し、且つ、定款を別に添附すること。

(3) 免許を受けようとするものが設立中の法人であるときは、申請名義人及び發起人の氏名、住所、本籍、職業、略歴を記載すること。

(4) 申請者が個人であるときは、本籍、生年月日並びに準禁治産者、禁治産者又は破産者であるかどうかを記載すること。

(5) ラジオ・コードを作成してあるときは、別に添附すること。

(6) 申請に関して連絡する責任者の氏名及び連絡先(ふりがなをつけること。)を記載すること。

別表第三号(第五条参照)

第一 無線設備の工事設計の範囲

一通則

1 送信設備

(1) 発射の可能な電波の型式及び周波数の範囲

(2) 通信方式

(3) 有効到達距離

二 送信装置

(1) 定格出力(電波の型式別によるもの。船舶局の場合には、電波の型式別及び代表周波数によるもの。)

(2) 電源設備、区別、交流直流の別、個数、容量、電圧、電流、相数及び周波数

(3) 発振の方式及び周波数

(4) 変調の方式(電鍵操作方式を含む。及び最大変調度(電波の型式A二のものに限る。)

(5) 空中線電力低下装置

(6) 整流装置

(7) 真空管

(8) 調整装置

(9) 冷却装置

種類及び個数

種類及び方式

三 送信空中線系

(1) 空中線

2 受信設備 一 通則 (1) 受信の可能な周波数の範囲 (2) 受信方式 二 受信装置 (1) 電源設備(義務船舶局に限る。) 区別、交流直流の別、個数、容量、電圧及び電流 (2) 高周波部、発振部、中間周波部及び低周波部の真空管並びに整流部の整流管(名称及び個数による。) (3) 局部発振器が水晶制御方式のものについては、局部発振周波数及び中間周波数 三 受信空中線系 送信空中線系に準ずる。 3 特殊な設備 一 周波数測定装置 型式又は名称及び検定番号又は精度 二 無線方位測定機 型式又は名称及び検定番号 三 緊急自動受信機 型式又は名称及び検定番号	四 レーダー (1) 型式又は名称、周波数帯、中心周波数、送信出力、パルス幅及び繰返周波数 (2) 最小及び最大の測定距離並びに測定距離の精度 (3) 空中線の回転速度、水平面の主射角の角度の幅及び方位の測定精度 (4) 真空管(名称及び個数による。) (5) 空中線系(送信空中線系に準ずる。) (6) 電源設備 区別、交流直流の別、個数、容量、電圧、電流、相数及び周波数 五 連絡線 区間、距離及び伝送方式 4 法第三章(無線設備)に規定するその他の事項 第二 無線設備の工事設計書の様式 甲 放送局を除く他の局の無線設備の工事設計書の様式 工事設計書 1 送信設備 注 船舶局にあつては、主設備、補助設備等の装置別に記載すること。 一 通則事項 (1) 発射の可能な電波の型式及び周波数の範囲																
(2) 通信方式 <table border="1"> <tr> <th>型</th> <th>式</th> <th>周波数の範囲</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>(記)</td> <td>号</td> <td>kc (mc) から kc (mc) まで</td> <td></td> </tr> </table> (記) 載 例 単信方式 二重通信方式 片通話方式 同時送受話方式(ボータス式) 多重通信方式 その他 (3) 有効通達距離 <table border="1"> <tr> <th>距</th> <th>離(km)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>(記) 載 例</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(五〇〇kcの周波数を使用する海岸局及び船舶局については、中間五〇〇kcの周波数による距離とし、その旨附記すること。)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 二 送信装置 (1) 送信機の定格出力(電波の型式別によるもの。船舶局の場合には、電波の型式及び代表周波数によるもの。なお、キロワット以上はkwで示す)	型	式	周波数の範囲	備考	(記)	号	kc (mc) から kc (mc) まで		距	離(km)	備考	(記) 載 例			(五〇〇kcの周波数を使用する海岸局及び船舶局については、中間五〇〇kcの周波数による距離とし、その旨附記すること。)		
型	式	周波数の範囲	備考														
(記)	号	kc (mc) から kc (mc) まで															
距	離(km)	備考															
(記) 載 例																	
(五〇〇kcの周波数を使用する海岸局及び船舶局については、中間五〇〇kcの周波数による距離とし、その旨附記すること。)																	

0368

種 類	(9) 冷却装置	(記載例) 調整装置 有無線連絡装置 指向特性監視装置等	種 類	(記載例) 真空管 名称 個数		備 考	(記載例) 發送機部 中周部 變調部 周波数部 安定部	(終 段)	陽 極 電 圧	備 考	注 陽極の入力、電圧は、希望する空中線電力に対応する設計値を電波の型式、周波数別に記載すること。但し、希望する空中線電力において使用する場合の値が既知の場合は、その値を記載すること。	(8) 調整装置
				常用	個							
				予備	数							
				備 考								

種 別	線 種	長 さ (m)	整 合 方 式	備 考	(3) 空中線柱及び電線柱	区 分	種 類	型 式	高 さ (m)	柱 数	備 考	(記載例) 水冷、強制空冷	(記載例) 送信機の製造者の氏名又は名称及び送信機の型式又は名称(未定の場合は空欄とする。) 三 送信空中線系 (1) 空中線	注 1 五〇〇kcの周波数を使用する船舶局及び三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する局については、高さは、海拔高(船舶局については、最高満載きつ水線からの高さ)を記載すること。 2 長さは、水平部、垂直(傾斜)部及び引込部について記載すること。	型式 構成 長さ(m) 周波数 高さ(m) 条 数 備 考			
																空中線柱 (記載例) 鉄塔、木柱等方を含む。	電線柱	
																		電線柱

注 高さは最上高を記載し、備考欄にその基部の地上高を記載すること。 (4) 接地方式 (5) 擬似空中線				
種	類	容	量	個
				数
				備考

2 受信設備

注 船舶局にあつては、主設備、補助設備等の装置別に記載すること。

一通則事項

(1) 受信の可能な周波数の範囲 kc (mc) から kc (mc) まで

(2) 受信方式(記載例、オートタイン方式、スーパーヘテロタイン方式等)

二 受信装置

(1) 電源設備(送信設備に準じて記入すること。)

(2) 真空管(整流部については整流管)

区	別	名	称	個	数	備	考

(記載例)

高周波部

発振部

中間周波部

低周波部

整流部等

(3) 局部発振周波数及び中間周波数(kc)

三 受信空中線系(送信空中線系に準ずる。)

特殊な設備

一周波数測定装置

型式又は名称	検定番号	検定年月日	製造者	測定可能周波数範囲(確度)	定	個	数	備考

注 検定番号及び検定年月日は、検定規則による。次の二についても同様とする。

二 無線方位測定機、緊急自動受信機等

型式又は名称	検定番号	検定年月日	製造者	個	数	備考

注 無線方位測定機は、検定規則の検定を受けなければならないものであるときは、受信設備に準ずること。

三 レーダー

(1)

型式又は名称	周波数帯	中心周波数	定格出力	パルス幅	繰返周波数	製造者	備考

(2) 最小及び最大測定距離並びに測定距離の確度

(3) 空中線の回転速度、水平面の主方向の角度幅及び方位の測定確度

(4) 真空管(送信装置及び受信装置に準じて記載すること。)

(5) 空中線系(送信空中線系に準じて記載すること。)

(6) 電源設備

区	別	交流直流	個	数	容量	電圧	電流	流相数及び周波数	備考

- 2 二以上の演奏室のある放送局については、主調整及び演奏室ごとの副調整に区別して記載すること。
- (8) 冷却装置(甲の様式に同じ。)
- 三 送信空中線系(甲の様式に同じ。)
- 注
- 1 二重電装を有するものは、その方式を記載すること。
 - 2 空中線柱については、柱間距離をあわせて記載すること。
 - 3 接地方式については、長さ及び条数又は面積及び枚数をあわせて記載すること。
- 2 受信設備(甲の様式に同じ。)
- 3 特殊な設備
- 一 周波数測定装置(甲の様式に同じ。)
- 二 中継設備
- (1) 局外中継装置
増巾器、種類、個数
- (2) 連絡線(甲の様式に同じ。)
- 注
- 予備線及び打合せ用の連絡線をあわせて記載すること。
- 4 その他の事項について、その工事設計が法第三章(無線設備)に規定

する条件に合致している旨を記載すること。

添付図面

一 機器設置場所表示図(五万分の二)

二 敷地内施設配置図

三 機器配置図(局舎平面図)

四 電源系統図

五 送信装置系統図

六 空中線構成略図(ダウンソードを含む。)

別表第四号(第十九条参照)

第一 申請書

無線局再免許申請書

収入
印紙

無線局の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第十七条により別紙書類を添えて、申請します。

年 月 日

申請者

住所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

氏名(法人にあつては、商号又は名称)

行政主 席 殿

第二 添付書類

1 陸上に開設する無線局(放送局を除く。)

一 免許の番号

二 免許の年月日

七 接地構造図

八 電源接続図

九 送信機接続図(同路定数をも記載すること。)

十 調整装置接続図

注

八以下の図面は、予備免許を受けた後落成後の検査までに提出することを妨げない。

と。

実験局の場合は、実験の種類及び方法をあわせて記載すること。

七 希望する周波数の範囲

八 希望する空中線電力

九 希望する運用許容時間

(運用許容時間の全時間を継続して使用しない場合は、継続して使用する時間の内訳をあわせて記載すること。)

十 無線局の運用費の支弁方法

(1) 運用費

総 額

(一) 人件費
円 円
(二) 無線設備の維持費
円 円
(三) その他
円 円

(2) 支弁方法(自己資金、借入金、社債、業務収入等の別)

十一 免許の期間における業務の概要

(1) 通信事項別の通信時間及び通数のあるものについては、その通数(申請前六箇月中における一日平均のものを記載し、百分率を附記すること。)

(2) 通信の相手方別による通信事項別の通信時間及び通数のあるものについては、その通数(申請前六箇月中における一日平均のものを記載し、百分率を附記すること。)

(3) 免許の期間中における実験の種類、方法及び結果の概要(実験局に限る。)

2 放送局

免許の有効期間	無線設備の設置場所	放送区域	放送事項	無線局の目的	無線局の種類	免許人	第 号 無線局免許状	2 放送局に交付するもの	この無線局は、立法に別段の定がある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。 年 月 日 行政主席	空中線の型式及び構成 運用許容時間 その他 その他
	東経 度 分 秒 北緯 度 分 秒									

無線設備の設置場所	通信事項	通信の相手方	無線局の目的	無線局の種類	免許人	第 号 無線局免許状	3 船舶局に交付するもの	この無線局は、立法に別段の定がある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。 年 月 日 行政主席	登録番号 呼出符号 呼出名称 電波の型式 及び周波数 電空 中線 力線 発振方式 変調方式	空中線の型式及び構成 運用許容時間 その他 その他
主たる停泊港										

免許の有効期間	登録番号	電波の型式及び周波数	空中線電力	発振方式	変調方式
	呼出符号	呼出名称			
主設備					
補助設備					
特殊設備					
空中線の型式及び構成					
運用許容時間	運用義務時間				
その他	この無線局は、立法に別段の定がある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを盗用してはならない。 年 月 日 行政主席				
注 国際航海に従事する船舶の船舶局に交付する免許状には、その裏面に外国語の訳文を附する。 別表第六号(第二十三条参照)					
第 号	無線局免許証明書				
免許年月日及び免許番号					

免許人	無線局の種類	無線設備の設置場所	呼出符号	呼出名称	登録番号
この無線局は、電波法第十二条の規定により免許を附与されたものであることを証明する。 年 月 日 行政主席					
別表第七号(第二十八条参照) 第一申請書 高周波利用設備許可申請書 高周波利用設備を設置したいので、電波法第百八条により別紙の書類を添えて、申請します。 年 月 日 申請者 住所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地) 氏名(ふりがな) 氏名(法人にあつては、商号又は名称) 行政主席 殿 第二添附書類 1 法第百八条第一項第一号の設備を設置しようとする場合 一 設置する目的					

二 設備の設置場所(端局及び中継局設置場所)			
例 第一装置(端局) 何市町何区何班 何構内 第二装置(中継局) 何市町何区何班 何構内 第三装置(端局) 何市町何区何班 何構内			
三 高周波電流を通ずる送電線路			
(I) 電力線搬送			
送電線名	区間	主要線種	周波数 電圧 線路の長さ
(2) 誘導式通信設備			
区間	主要線種	線路の長さ	線路の地表高 他の用途
四 電波の型式並びに使用周波数及び高周波出力			
五 工事設計(装置の設置場所別に記入すること。)			
(I) 通則			
(II) 通信方式			
(III) 送信装置の高周波出力			
(IV) 有効に通達する線路の長さ			
送信及び受信可能周波数範囲			
(2) 結合部			
(III) 結合方式			
(II) 接地方式			
六 工事落成の予定期日			
七 使用開始の予定期日			
八 添付資料			
(I) 電力線搬送のもの			
(II) 端局装置の設置場所附近における他の送電線の施設状況(構内及び構外)			
(III) 送電線の系統図(各支線をあわせて記入し、高周波電流を通ずる部分を朱記すること。)			
(IV) 送電線の経路図(二十万分の一以上の精密度を有する地図に記入すること。)			
(V) 各機器装置の回路図			
(VI) 誘導式通信設備のもの			
(VII) 高周波電流を通ずる線路の経路図			
(VIII) 高周波電流を通ずる線路に接近して他の電線路が存在するときは相互間の距離及び関係位置を示す図面			
(IX) 固定装置の設置場所附近における他の電線路の施設状況			
四 各機器装置の回路図			
法第百八条第一項第二号の設備を			
設置しようとする場合			
一 設置する目的			
二 設置場所(移動するものについては、その常置場所)			
三 電波の型式並びに希望する周波数及び高周波出力			
四 希望する使用時間			
五 工事設計			
(I) 高周波発生部			
(II) 高周波出力			
(III) 共振可能周波数範囲			
(IV) 回路方式			
使用真空管の名称及び個数			
注 高周波発生装置の製造者の氏名又は名称及び装置の型式又は名称			
(2) 電源部			
(I) 種類(一般交流その他の別)			
(II) 一次電圧及び最大消費電力			
(III) 高周波変換器の型式			
(3) 電極(加熱部)			
(I) 電方式			
(II) 電極又は線輪(加熱部)の材料、形状及び寸法			
(4) しやへい休			
電極	材料	形状	寸法 備考
電線			
高周波発生部			

第 号	高周波利用設備許可状	六 使用目的物の状況 (1) 医療用設備のもの (一) 使用方法の概要 (二) 一回の所要時間 (2) 工業用加熱設備及び各種設備のもの (一) 種類 (二) 誘電率及び導電率 (三) 形状及び寸法 例 一 工程の個数及び所要時間 七 工事落成の予定期日(法附則第十一項に規定する設備については、工事が落成した日) 八 使用開始の予定期日(法附則第十一項に規定する設備については、使用を開始した日) 別表第八号(第二十九条参照) 1 法第八号第一項第一号の設備に交付するもの	九 参考事項 (1) 設備を設置する建造物の種類(木造、鉄筋コンクリート等の別) (2) その他 十 添附図面 (1) 設備各部(高周波発生部、電極部、電極及びしゃへい体)の接続図及び外形図(検定期間による型式検定に合格した型式のものについては、省略することができる。) (2) 電源引込図及び接地図 (3) 電源部高周波・波器の特性 (4) 設置場所附近の図(構内及び構外)	その他 (5) 検定期間による型式検定に合格した設備の機器については、当該機器について左の事項を記載すること。この場合においては、当該機器の工事設計の内容を記載することを要しない。	型式又は名称	検定番号	検定年月日	製 造 者	備 考

第 号	高周波利用設備許可状	2 法第八号第一項第二号の設備に交付するもの	設置者	設置の目的	設備の設置場所	高周波電流を通ずる電線	長さ	送電圧又は他の用途	電波の型式及び周波数	発振の方式	送信装置の高周波出力	年 月 日 行 政 主 席

発振の方式	装 置 名	装置の高周波出力	年 月 日	行政主席

○規則第百十八号 電波法（一九五五年立法第八十号） 第五十条の規定に基づき、無線従事者資格試験及び免許規則を次のとおり定める。 一九五五年十二月十五日 行政主席 比嘉 秀平	目 次 第一章 総 則（第一条—第二条） 第二章 資格試験（第三条—第十三条） 第三章 免 許（第十四条—第二十一条） 附 則 第一章 総 則 （目 的） 第一条 この規則は、無線従事者資格試験（以下「資格試験」という。）の施行方法及び受験手続並びに無線従事者の免許（以下「免許」という。）に関する手続を定めることを、	目的とする。 （無線従事者原簿） 第二条 法第四十四条の無線従事者原簿に記載する事項は、左のとおりとする。 一 資格の区別 二 免許の年月日及び免許証の番号 三 本籍地、氏名、生年月日及び性別 四 資格試験合格の年月 五 業務の経歴 六 免許を取り消し又は業務に従事することを停止した者であるときは、その旨並びに理由及び年月日 七 免許を更新した者であるときは、無試験又は試験の別及び更新の年月日 八 免許証を再交付した者であるときは、その旨並びに理由及び年月日 九 その他行政主席が必要と認める事項 第二章 資格試験 （試験の科目）	第三条 資格試験は、左の科目について行う。この場合において、電気通信術は実地試験により、その他の科目は筆記試験により、それぞれ行うものとする。 一 第一級無線通信士 内国電波法規 電波法及び琉球船舶規則のうち無線に関する規定及びこれらに基づく規則その他内国公衆無線電報及び内国公衆無線電話通話の取扱に関する規定 外国電波法規 国際電気通信条約及び海上人命安全条約（海上における人命の安全のための国際条約をいう。以下同じ。）のうち、無線に関する規定並びに国際電気通信条約附属無線通信規則（追加無線通信規則を含む。以下同じ。）その他外国公衆無線電報及び国際公衆無線電話通話の取扱に関する規定 真空管 真空管及び真空管回路の理論並びにその取扱方法の概要 測定及び電波の伝わり方 無線測定機器、測定、電波の伝わり方及び空中線に関する理論並びにその取扱方法の概要 無線機器 無線電信及び無線電話の機器（無線測位業務のために使用するものを含む。）及び電源に関する理論並びにその取扱方法の概要 二 第二級無線通信士 内国電波法規 電波法及び琉球船舶規則のうち無線に関する規定及びこれらに基づく規則の概要その他内国公衆無線電報及び内国公衆無線電話通話の取扱に関する規定の概要 地 理 一般世界地理（特に主要な航路、航空路及び電気通信路に関する知識） 電気通信術 電信 一分間和文八十五字、欧文暗語百字及び欧文普通語百二十五字の速度による五分間の送信及び音辨受信 電 話 一分間五十字の速度により運用規則第十四条別表第五号の和文通話表及び欧文通話表によるそれぞれ三分間の送話及び受話
---	---	---	--

外国電波法規

国際電気通信条約及び海上人命安全条約のうち無線に関する規定の概要、国際電気通信条約附属無線通信規則の概要その他外国公衆無線電報及び国際公衆無線電話通話の取扱に関する規定の概要

無線学

真空管、電波の伝わり方、空中線、無線電信及び無線電話の機器（無線測位業務のために使用するものを含む。）、無線測定機器、測定及び電波に関する理論並びにその取扱方法の概要
無線実験

無線電信及び無線電話の機器（電源関係を含む。）、その他計器の操作及び簡単な故障の修理に必要な実地の知識

英語

第二級無線通信士として必要な知識

地理

一般世界地理（特に、主要な航路、航空路及び電気通信路に関する知識）

電気通信術

一分間和文七十文字及び欧文暗語八十文字の速度による五分間の送信及び音響受信
電話
一分間五十文字の速度により

運用規則第十四条別表第五号の和文通話表及び欧文通話表によるそれぞれ三分間の送信及び受信

三 第三級無線通信士
電波法規

電波法、琉球船舶規則のうち、無線に関する規定及びこれらに基く規則、国際電気通信条約及び海上人命安全条約のうち無線に関する規定の概要、国際電気通信条約附属無線通信規則のうち遭難通信、航行上の危険警戒その他海上における生命財産の保全のため必要な通信及び無線測位業務に関する規定の概要その他国内公衆無線電報の取扱に関する規定の概要

無線学

真空管、電波の伝わり方、空中線、無線電信及び無線電話の機器（無線測位業務のために使用するものを含む。）、無線測定機器、測定及び電波に関する理論並びにその取扱方法の初歩
無線実験

無線電信及び無線電話の機器（電源関係を含む。）、その他計器の操作及び簡単な故障の修理に必要な実地の知識の初歩

英語

第三級無線通信士として必要な知識
電気通信術

電信

一分間和文七十文字及び欧文暗語八十文字の速度による五分間の送信及び音響受信
電話

電波法規

一分間五十文字の速度により運用規則第十四条別表第五号の和文通話表による三分間の送信及び受信

四 電話級無線通信士
電波法規

電波法、琉球船舶規則のうち無線に関する規定及びこれらに基く規則、国際電気通信条約及び海上人命安全条約のうち無線に関する規定の概要並びに国際電気通信条約附属無線通信規則のうち遭難通信、航行上の危険警戒その他海上における生命財産の保全のため必要な通信及び無線測位業務に関する規定のうち無線電話に関する規定の概要

無線電話の一般原理の初歩並びに無線電話の機器及び電源に関する取扱方法の初歩
無線実験

無線電話の機器（電源関係を含む。）、その他計器の操作及び簡単な故障の修理に必要な実地の知識の初歩

英語

無線電話の機器（電源関係を含む。）、その他計器の操作及び簡単な故障の修理に必要な実地の知識の初歩

電話

一分間五十文字の速度により

無線電話の機器（電源関係を含む。）、その他計器の操作及び簡単な故障の修理に必要な実地の知識の初歩

英語

無線電話の機器（電源関係を含む。）、その他計器の操作及び簡単な故障の修理に必要な実地の知識の初歩

運用規則百十九条別表第五号の和文通話表による三分間の送信及び受信

五 第一級無線技術士
内国電波法規

電波法及びこれに基く規則の概要

真空管

真空管及び真空管回路の理論並びにその取扱方法
測定及び電波の伝わり方

無線測定機器、測定、電波の伝わり方及び空中線に関する理論並びにその取扱方法
無線実験

無線電信及び無線電話の機器（無線測位業務のために使用するものを含む。）、及び電源に関する理論並びにその取扱方法
無線実験

無線電信及び無線電話の機器（電源関係を含む。）、その他計器の操作及び故障の修理に必要な実地の詳細な知識

第二級無線技術士
内国電波法規

電波法及びこれに基く規則の概要

真空管及び真空管回路の理論並びにその取扱方法の概要

真空管

測定及び電波の伝わり方
無線測定機器、測定、電波の伝わり方及び空中線に関する理

無線測定機器、測定、電波の伝わり方及び空中線に関する理

論並びにその取扱方法の概要
無線機器

無線電信及び無線電話の機器（無線測位業務のために使用するものを含む。）及び電源に関する理論並びにその取扱方法の概要

無線実験

無線電信及び無線電話の機器（電源関係を含む。）その他計器の操作及び故障の修理に必要な実地の知識

七 第三級無線技術士

内国電波法規

電波法及びこれに基く規則の概要

無線学

真空管、電波の伝わり方、空中線、無線電信及び無線電話の機器（無線測位業務のために使用するものを含む。）、無線測定機器、測定及び電源に関する理論並びにその取扱方法の概要

無線実験

無線電信及び無線電話の機器（電源関係を含む。）その他計器の操作及び簡単な故障の修理に必要な実地の知識

(特殊無線技士の試験)

第四条 特殊無線技士の資格試験は、電波法施行規則第三十三条の区別に従い、それぞれ左の各号に掲げる知識及び技能について行う。

一 レーダー

レーダーであつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識

二 超短波陸上無線電話

三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の固定業務、陸上移動業務の局の無線電話（多重無線電話を除く。）であつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識

三 超短波海上無線電話

三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の海上移動業務の局の無線電話（多重無線電話を除く。）の通信操作並びに外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識

四 フラクシミリ

陸上に開設した三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下のフラクシミリであつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作（超短波陸上無線電話の資格の従事範囲を含む。）に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識

五 超短波多重無線装置

三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する局の多重無線通信の装置

の操作（放送の場合を除く。）に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識

六 簡易無線電話

簡易無線局の無線電話であつて、行政主席の認める型式検定に合格したもの、の操作に必要な国内法令の実際上の知識

七 中短波陸上無線電話

一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の固定業務又は陸上移動業務の局の無線電話であつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識

八 中短波海上無線電話

(1) 内国電波法規

(一) 一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の海上移動業務の局の無線電話に関する電波法及びこれに基く規則

(2) 無線機器取扱法

(一) 一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の海上移動業務の局の無線電話の外箱の外部調整部分及び電源の技術操作に関する実際上の知識

(3) 電気通信術

(一) 一分間五十文字の速度により運用規則第九十九条別表第五号の和文通話表による三分間の送

九 話及び受話

中短波固定無線電信

一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の固定業務の局の無線電信の技術操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識

十 中短波移動無線電信

一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の移動業務（海上移動業務を除く。）の局の無線電信の技術操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識

十一 国際無線電信

(1) 内国電波法規

(電波法及びこれに基く規則。但し、海上移動業務に関する規定を除く。)

(2) 外国電波法規

(国際電気通信条約及び国際電気通信条約附属無線通信規則。但し、海上移動業務に関する規定を除く。)

(3) 英語

(国際通信業務に必要な知識)

(4) 電気通信術

(一分間英文暗号百八十文字の速度による五分間の印刷さん孔及び一分間英文暗号三十文字の速度による五分間の符号判読)

十二 国内無線電信甲

(1) 内国電波法規 (電波法及びこれに基く規則。但し、海上移動業務に関する規定を除く。) (2) 電気通信術 (一分間和文七十五字及び欧文略語八十字の速度による五分間の送信及び音響受信) 十三 内国無線電信乙 (電波法及びこれに基く規則。但し、海上移動業務に関する規定を除く。) (2) 電気通信術 (一分間和文七十五字の速度による五分間の送信及び音響受信) 十四 行政主席が特に指定する無線設備 行政主席が特に指定する無線設備の操作に必要な実務上の知識又は技能 (試験の一部免除) 第五条 第一級、第二級、第三級又は電話級無線通信士若しくは第一級、第二級又は第三級無線技術士若しくは特殊無線技士(国際無線電信)の資格の資格試験については、その資格試験の科目のうち合格点を得た科目がある者が初めて合格点を得た資格試験の行われた月の始めから一年以内に当該資格の資格試験を受ける場合に限り、合格点を得た科目の試験を免除する。	(他の資格を受験する者に対する試験の免除) 第六条 資格試験に合格して一定の資格を有する無線従事者が、他の資格の資格試験を受ける場合は、別表第一号の区別に従つて当該科目の試験を免除する。 (業務経験者に対する試験科目) 第七条 第二級無線通信士が第一級無線通信士の資格試験を受ける場合に、当該試験の行われる月以前十五年以内に当該試験の行われる月以前十五年以内に通算して五年以上第二級無線通信士として国際通信を行う移動業務の局の業務に従事した者については、地理、無線実験及び電気通信術の科目の試験を免除する。 (試験の施行) 第八条 無線従事者の資格試験は、毎年四月及び十月に沖縄、宮古及び八重山において行う。 2 行政主席は、必要と認めるときは、前項の試験の期日及び施行地を変更することができる。 3 前二項の試験の期日及び場所は、そのつ度告示する。 4 行政主席は、必要と認めるときは、第一項に規定する試験の外、臨時に資格試験を行う。この場合においては、あらかじめその旨を公示する。	第九条 資格試験を受けようとする者は、申請書(別表第二号様式)に履歴書及び写真(申請前一年以内に、脱帽し正面から上半身を写した台紙にはらぬ縦四五センチ、横三五センチ(ベスト半切判)のもので、裏面に申請の資格、生年月日及び氏名を記載したもの)をいう。以下同じ。一枚を添えて、行政主席に提出しなければならない。 2 第七条の規定による試験の免除を受けようとする者は、前項の規定による外、国際通信を行う移動業務の局の業務に従事した期間の証明書(該当の無線局の免許人又はこれに準ずる者が証明したもの)を添えて、行政主席に提出しなければならない。 (試験の合格通知) 第十条 行政主席は、資格試験に合格した者に対し、合格証書を交付する。 2 第五条の規定により、試験の免除を受けることができる者であつて試験の科目に合格点を得た者には、科目合格通知書を交付する。 (免許を更新する者の試験科目免除) 第十一条 法第四十六條第三項の規定による試験の免除は、左の各号によつて行う。 一 免許の有効期間中通算して二年以上又は申請前一年以上引き続き別々に定める業務に従事し、法若しくは法に基く規則又はこれらに	基く処分に違反しなかつた者については、試験の全部を免除する。 二 免許の有効期間中通算して六箇月以上当該免許に係る業務若しくは別に定める業務に従事した者のうち、第一級、第二級又は第三級無線技術士については無線実験以外の科目の試験、その他の資格の者については、電波法規以外の科目の試験を免除する。 2 前項各号に規定する別に定める業務に従事した期間の計算には、当該免許に係る業務に従事した期間があればその期間を算入する。 3 行政主席は、第一項各号に掲げる期間に満たない期間当該免許に係る業務又は別に定める業務に従事した無線従事者について経歴及び成績により適当と認めるときは、同項各号の期間を短縮することができる。 4 第一項の別に定める業務は、告示する。	第十二条 無線従事者が前条第一項の各号に掲げる期間無線設備の操作に従事した場合であつても、法若しくは法に基く規則又はこれらに基く処分に違反した場合又は当該期間中その成績が不良である場合は、これらの規定にかかわらず、試験の免除をしないことがある。 (免許の更新に際して行う試験の方法等) 第十三条 行政主席は、第十一条の規定による免除を受けない科目の試験
---	---	---	--	---

又は前条の規定により試験を行うときは、その申請者に試験の科目、日時及び場所を通知する。

2 前項の試験の方法は、筆記にかえて口頭により行う場合がある。

3 免許の更新に際して行う資格試験に合格しなかつた者には、その旨を通知する。

第三章 免許

(免許の申請)

第十四条 免許を受けようとする者は、申請書(別表第三号様式)に左に掲げる書類を添えて、合格の日から六十日以内に行政主席に提出しなければならない。

一 身分証明書(市町村長の発行したもの。以下同じ。)

二 医師の診断書(精神病者、耳のきこえない者、口のきけない者、眼の見えない者又はその他の心身異状者であるかないかについて医師が証明したものをいう。以下同じ。)

三 写真二枚(但し、第九条の規定により申請書に添付したものと異なるものであるときは、二枚)

(免許更新の申請)

第十五条 免許の更新を申請しようとする者は、申請書(別表第四号様式)に左に掲げる書類を添えて、行政主席に提出しなければならない。

一 身分証明書

二 医師の診断書

三 経歴証明書(無線設備の操作に

関する業務に従事した期間及び勤務成績を無線局の免許人又はこれに準ずる者が証明したものをいう。別表第五号様式)

四 就職業証明書の写

五 写真二枚

2 前項の申請は、免許の有効期間満了前三箇月以上九箇月をこえない期間において行わなければならない。

3 法第四十六条第二項各号の一に該当しない者が、第一項の申請をした場合は、第九条第一項の規定にかかわらず、資格試験受験の申請書類の提出を省略することができる。(免許の附与)

第十六条 行政主席は、前二条の規定により申請があつたときは、左の各号に該当しない者に対し免許を与えらる。この場合において、資格試験を必要とするときは、その試験に合格した者に限る。

一 法第四十三条第一号及び第二号の規定に該当する者(宣誓書、証明書の資料に照し又はその他の方法により、改しゅんの情が顕著であるか又はその他情状しやく量の余地があると認められる者を除く。)

二 精神病者又は耳のきこえない者、口のきけない者又は目の見えない者

三 その他心身に著しい欠陥があつて無線従事者に適しない者

(免許証の交付)

第十七条 行政主席は、免許を与え又はその更新をしたときは、免許証(別表第六号様式)を交付する。

(免許の更新を行わない場合)

第十八条 第十五条第二項に規定する期間内に免許の更新を申請しないときは、その免許の更新は行わない。但し、行政主席が正当な理由があるとき限りでない。

(免許証を失つた場合の手続)

第十九条 無線従事者が免許証を失つたときは、別表第七号様式により十日以内に行政主席に届け出なければならない。但し、船舶局に勤務する者がその船舶の航行中に免許証を失つた場合は、その航行において最初に当該船舶が琉球内の港に入港した日から十日以内とする。

2 前項の期間内にその届出ができなかつた者は、その届書に遅れた理由を記載した理由書を添えなければならない。

(免許証の再交付)

第二十条 無線従事者は、免許証を破り、よごし、失ひ又は氏名を変更したために再交付の申請をしようとするときは、申請書(別表第八号様式)に左に掲げる書類を添えて、行政主席に提出しなければならない。

一 免許証(免許証を失つた場合を除く。)

二 写真二枚

三 戸籍抄本(氏名を変更した場合に限る。)

2 前項の申請があつたときは、行政主席は、免許証を再交付する。

(免許証の返納)

第二十一条 無線従事者は、免許の有効期間が満了し又は免許の取消の処分を受けたときは、その有効期間が満了し又はその処分を受けた日から十日以内にその免許証を行政主席に返さなければならない。免許証の再交付を受けた後失つた免許証を発見したときも同様とする。

2 無線従事者が死亡し又は失ふの宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失ふの届出義務者は、一箇月以内にその免許証を行政主席に返さなければならない。

附 則

1 この規則は、一九五六年一月二十四日から施行する。

2 法附則第七項又は第八項の規定により免許証の交付を受けようとする者は、申請書(別表第九号様式)に左に掲げる書類を添えて、行政主席に提出しなければならない。

一 身分証明書

二 写真二枚

三 無線通信士資格検定合格証書若しくは無線通信士資格証明書又は旧電気通信技術者資格検定合格証書若しくは旧電気通信技術者資格検定合格証明書の写(旧電気通信技術者資格検定規則によつて旧電気通信技術者の資格を認められた学校の卒業生であるときは、その

卒業証明書又は無線従事者免許証の写 3 法附則第五項の規定により免許を受けたものとみなされた者の有する無線通信士資格検定合格証書又は無線通信士資格証明書は、法附則第七項の規定による申請に基づいて免許証の交付を受けるまでこの規則の規定 4 法附則第六項の規定により免許を受けたものとみなされた者は、法附則第七項の規定による申請に基づいて免許証の交付を受けるまで、この規則の規定による免許証の交付を受けるものとみなす。		別表第一号(第六条参照)	
他の資格の資格試験を受ける場合	免除科目	第一級、第二級又は第三級無線通信士が第一級無線技術士の資格試験を受ける場合	内国電波法規
第一級無線通信士が第二級無線技術士の資格試験を受ける場合	全科目	第二級又は第三級無線通信士が第二級無線技術士の資格試験を受ける場合	内国電波法規
第二級無線通信士が第三級無線技術士の資格試験を受ける場合	全科目	第二級無線通信士が第一級無線通信士の資格試験を受ける場合	電気通信術のうち電
第三級無線通信士が第三級無線技術士の資格試験を受ける場合	内国電波法規	第三級又は電話級無線通信士が特殊無線技士(超短波陸上無線電話、超短波海上無線電話、簡	内地電波法規
易無線電話、中短波陸上無線電話、中短波海上無線電話、中短波固定無線電信又は中短波移動無線電信)の資格試験を受ける場合 第三級又は電話級無線通信士が特殊無線技士(レシーバー又は超短波多重無線装置)の資格試験を受ける場合 電話級無線通信士が第三級無線通信士の資格試験を受ける場合 第一級又は第二級無線技術士が第一級無線通信士の資格試験を受ける場合 第二級無線技術士が第一級無線技術士の資格試験を受ける場合 第一級、第二級又は第三級無線技術士が第二級、第三級又は電話級無線通信士の資格試験を受ける場合		全科目 国内法令 電気通信術のうち電話 無線実驗 真空管測定及び電波の伝わり方 無線機器 無線学(電話級無線通信士の資格試験を受ける場合は無線電話学) 無線実驗 内国電波法規	

- 注
- 1 略歴の欄には、学歴及び職歴を簡単に記入すること。
 - 2 第七条の規定による科目名は、朱書すること。
 - 3 ※印欄は、記入しないこと。

資格別	本籍地	現有資格及び免許証番号	免除希望科目		免許証番号
			合格した試験 合格通知書 番号	合格した試験期 当該資格の資格試験に 合格した試験期	
希望受験地	住所	略歴	第六条又は第七条の規定による免除を受けた場合		
氏名 ふりがな 年 月 日生			免許証番号		

150ミリメートル

収入印紙

無線従事者資格試験申請書

資格別(何) (第何) 級無線通信士等の資格別を記載すること

私は、前記資格の試験を受けたから、無線従事者資格試験及び免許規則第九条による書類を添えて、申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏

行政主事殿

名 印

110ミリメートル

別表第二号様式 (第九条参照)

無線從事者免許申請書

申請者 氏 (ふり) が (な) 名

合格証書番号 第 号

合格年月日、 年 月 日

受験番号 第 号

參考事項

私は、無線従事者資格試験により、前記のとおり合格したので免許を受けた
いから、無線従事者資格試験及び免許規則第十四条による書類を添えて、申請
します。

年
月
日

住所

名
師

行政主席殿

1 受験番号は、合格した試験期のものに記載すること。

2 参考事項は、法第四十三條第一号及び第二号に該當の有無を記載すること。

別表第四号様式 (第十五条参照)

無線從事者免許更新申請書

本籍地

收入印紙

中
論

氏　　（ふ）
　　り
　　が
　　（な）
名

年
月
日生

(何) 級無線通信士等の資格別を記載すること。

免許証番号 第 号

免許証有効期間

年	年
月	月
日まで	日から

希望受驗地

参
考
事
项

秘は、右の無線従事者免許の更新を受けたいから、無線従事者資格試験及び免許規則第十五条による書類を添えて、申請します。

年 月 日

住所

名
④

行政主席殿

注 1 法第四十六条第二項各号の一に該当しない者は、申請に係る資格

の資格試験を受ける者が納めなければならない手数料額に相当する収入印紙をはること。

2. 希望受験地のある者は、記載すること。

3 参考事項は、法第四十二條第一号及び第二号に該當の有無を記載すること。

別表第五号様式(第十五条参照)

經歷証明書

資格別

(第(何)級無線通信士等の資格別を記載すること。)

免許証番号第

氏

年 月 日生

業務の 区別	経歴及び 成績		業務の 内容	
	選任 年月日（年月日）	解任 年月日（年月日）	従事期間 （年月日）	上記の期 間中申請 前一年以 内の期間 成績
				無線局の免 許番号名称 及び無線設 備の設置場 所又は就業 先の名称及 び場所

(裏表紙内面)

(注
意
事
項)

(四 頁)

(外国語の訳文)

(三 頁)

※

この免許証は国際電気通信条約附属無線通信規則に規定する第一級
(第二級)無線電信通信士証明書に該当することを証明する。

年 月 日

琉 球 政 府 印

注 1 この免許証は、手帖型とする。

2 表紙は、金文字入とする。

3 豪印は、無線通信士に限る。但し、第三級及び電話級無線通信士については、左に掲げるとおりとする。

一 第三級無線通信士

この免許証は国際電気通信条約附属無線通信規則に規定する無線電信通信士特別証明書及び無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

二 電話級無線通信士

この免許証は国際電気通信条約附属無線通信規則に規定する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

4 外国語の訳文は、無線通信士の免許証に限り附する。

別表第七号様式(第十九条参照)

無線従事者免許証亡失届

氏(ふりがな) 名

資 格 別(第(何)級無線通信士等の資格別を記載すること。)

免許証番号 第 号

亡失日時及び事由

私は、無線従事者免許証を失いましたから、無線従事者資格試験及び免許規則第十九条の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所

氏

名 印

行政主席殿

別表第八号様式(第二十号参照)

無線従事者免許証再交付申請書

本籍地

収入印紙

申請者 氏(ふりがな) 年 月 日生

資格別 (第(何)級無線通信士等の資格別を記載すること。)

免許証番号 第 号

免許証有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

私は、左の事由により右の無線従事者免許証の再交付を受けたいから、無線従事者資格試験及び免許規則第二十号による書類を添えて、申請します。

事由(詳しく記載すること。)

年 月 日

住所

氏

名 印

行政主席殿

注 1. 書換の場合は、その事由に「(何)を(何)に書き換える。」と

附記すること。

2. 失った場合は、その事由に失った日時を附記すること。

別表第九号様式(附則第二項参照)

無線従事者免許証交付申請書

本籍地

収入印紙

申請者 氏(ふりがな) 年 月 日生

資格別 (第(何)級無線通信士等の資格別を記載すること。)

私は、無線従事者の免許証の交付を受けたいから、無線従事者資格試験及び

免許規則第二項による書類を添えて、申請します。

年 月 日

住所

氏

名 印

行政主席殿

〇規則第百十九号

電波法(一九五五年立法第八十号)

第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条及び第七十一条の規定に基づき、無線局運用規則を次のとおり定める。

一九五五年十二月十五日

行政主席 比嘉 秀平

無線局運用規則

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第二条)

第二節 無線設備の機能の維持等(第三条—第九条)

第二章 一般通信方法

第一節 通則(第十条—第十七条)

第二節 無線電信通信の方法(第十八条—第三十八条)

第三章 海上移動業務の局の運用

第一節 通則(第三十九条—第五十五条)

第二節 海上移動業務の局の通信方法(第五十六条—第七十二条)

第三節 遭難通信、緊急通信及び

安全通信

第二款 通則(第七十三条—第七十五条)

第三款 遭難通信(第七十六条—第九十二条)

第四款 緊急通信(第九十三条—第九十六条)

第五款 安全通信(第九十七条—第一百一条)

第六款 漁業通信(第一百二条—第一百四条)

第七款 海上無線測位業務

第一節 通則(第一百五条—第一百七条)

第二款 無線方向探知業務(第一百八条—第一百十七条)

第三款 無線標識業務(第一百十八条—第二十条)

第四章 固定局の運用

第一節 通信方法(第二百一条—第二百五条)

第二節 非常通信(第二百二十六条—第二百三十三条)

第五章 放送局の運用(第二百三十四条—第二百三十七条)

第六章 特別業務の局の運用(第二百三十八条)

附 則

第一章 総 則

第一節 通 則

(目 的)

第一条 無線局の運用については、別に規定するものの外、この規則の定めるところによる。

(定 義)

第二条 この規則の規定の解釈に関し
ては、左の定義に従うものとする。

一 「一般海岸局」とは、公衆通信業務を取り扱う海岸局をいう。

二 「漁業局」とは、漁業用の海岸局及び漁船の船舶局であつて、漁業通信を行うことを目的として開設するものをいう。

三 「漁業通信」とは、漁業用の海岸局と漁船の船舶局との間及び漁船の船舶局相互間の漁業に関する通信であつて別表第八号に掲げるものをいう。

四 「中波帯」とは、二八五kcから五三五kcまでの周波数帯をいう。

五 「中短波帯」とは、一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数帯をいう。

六 「短波帯」とは、四、〇〇〇kcから二三、〇〇〇kcまでの周波数帯をいう。

七 「通常通信電波」とは、通報の送信に通常用いる電波をいう。

第二節 無線設備の機能の維持等

(時 計)

第三条

法第六十一条の時計は、その時刻を毎日一回以上中央標準時又はグリニッチ標準時に照合しておかなければならない。

(周波数の測定)

第四条 法第三十一条の規定により周波数測定装置を備へつけた無線局は、できる限りしばしば自局の発射する電波の周波数(施行規則第十六条第三号に該当する送信設備の使用周波数を測定することとなつて無線局であるときは、それらの周波数を含む。)を測定しなければなら

ない。

2 施行規則第十六条第五号の規定による送信設備を有する無線局の免許人が法第三十一条の周波数測定装置を別に備へつけたときは、できる限りしばしば当該送信設備の発射する電波の周波数を測定しなければなら

ない。この場合、運用する前に測定するときは、空中線電力を五〇ワット以下に減減して行うものとする。

3 前二項の測定の結果、その偏差が許容値をこえるときは、直ちに調整して許容値内に保たなければなら

ない。

4 第一項の無線局(第二項の周波数測定装置を含む。)は、その周波数測定装置を常時法第三十一条に規定する精度を保つように較正しておかなければならない。

第五条 義務船舶局の無線電信の主設

備及び補助設備の二次電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。

2 義務船舶局であつて、無線電話を備へつけたものの二次電池は、その船舶の航行中は、当該無線電話が常に施行規則第二十五条第三項の規定に適合するように充電しておかなければならない。

(補助設備の機能試験)

第六条 法第三十六条の補助設備については、その船舶の航行中毎日一回以上、擬似空中線回路を用いて、直ちに全電力で使用できる状態にあるかどうかを確かめ、且つ、毎月一回以上この設備によつて通信連絡を行い(補助設備の空中線のあるものは、その空中線を使用する。)、その有効通達距離を確かめておかなければならない。

(緊急自動受信機の機能試験)

第七条 緊急自動受信機を施設している船舶局は、その船舶の航行中、毎日一回以上その機能を確かめておかなければならない。

(救命艇用携帯無線電信の機能試験)

第八条 法第三十八条の救命艇用携帯無線電信については、その船舶の航行中一回間に一回以上、擬似空中線回路を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

(機能試験の通知)

第九条 前三条の事項については、そのたびごとに船舶の責任者に通知し

なければなら

第二章 一般通信方法

第一節 通 則

(無線通信の原則)

第十条 必要のない無線通信を行つてはならない。

2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければなら

ない。

3 無線通信を行うときは、自局の呼出符号、呼出名称又は標識符号を附して、その出所を明らかにしなければなら

ない。

4 無線通信は、正確に行うものと

し、通信上の誤りを知つたときは、直ちに訂正しなければなら

ない。

(B電波の使用の禁止)

第十一条 B電波は、法第三十六条の補助設備によつて遭難通信を行う場合、第六号及び第八号の機能試験を行う場合並びに行政主事が行う検査の場合を除く外、使用してはなら

ない。

(モールス符号の使用)

第十二条 無線電信による通信(以下「無線電信通信」という。)には、別表第一号に掲げるモールス符号を用いなければなら

ない。但し、特殊の方式による通信については、この限りでない。

(業務用略符号)

第十三条 無線電信通信には、別表第二号に定める略語又は符号(以下「略符号」という。)を使用するものとし、略符号と同意義の他の語解

を使用してはならない。

2 固定業務においては、前項の規定にかかわらず別表第三号の略符号を使用することができる。

(無線電話用語)

第十四条 無線電話による通信（以下「無線電話通信」という。）には、

別表第四号に定める用語を使用するものとし、この用語と同意義の他の語群を使用してはならない。

2 前項の通信には、別表第二号の略符号及び別表第五号の通話表を使用することができる。

(送信速度)

第十五条 無線電信通信の手送による送信速度の標準は、一分間について左のとおりとする。

和 文 八十五字

欧文略語 二十語

欧文普通語 二十五語

2 前項の送信速度は、空間の状態及び受信者の設備その他相手局の受信状態に応じて調節しなければならない。

3 遭難通信、緊急通信又は安全通信の送信速度は、第一項の規定にかかわらず原則として、一分間について和文七十字、欧文十六語をこえてはならない。

(昼間及び夜間を区別する時間)

第十六条 周波数の使用に関し昼間及び夜間を区別する時間は、告示する。

(無線電話通信に対する準用)

第十七条 無線電話通信の方法については、特に規定があるもの又は特に指定するものを除く外、この規則の無線電信通信の方法に関する規定を準用する。

第二節 無線電信通信の方法

(発射前の措置)

第十八条 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によつて聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

但し、法第五十三条第一号から第四号までの通信を行う場合及び海上移動業務以外の通信を行うときであつて、周波数の割当及び電波の伝わり方等よりして他の通信に混信を与えないことが確実である場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、他の通信に混信を与える虞があるときは、その通信が終了した後でなければ呼出をしてはならない。

3 前二項の規定は、第五十九条第一項、第六十条第一項並びに第六十七條第一項及び第三項の通信を行う場合に適用する。

(呼 出)

第十九条 呼出は、順次送信する左に掲げる事項（以下「呼出事項」という。）によつて行うものとする。但し、固定業務及び短波帯を使用する

移動業務において、連絡の設定が困難であつて必要と認めるときは、呼出符号は、八回まで送信することができる。

一 相手局の呼出符号 三回以下

二 DE 一回

三 自局の呼出符号 三回以下

(応答のないときの呼出)

第二十条 海上移動業務においては、前条による呼出を行つても相手局の応答がないときは、二分間以上の間隔をおいて更に二回呼出を行い、なお応答がないときは、十五分以上経過した後でなければ再び呼出を行つてはならない。但し、他の通信に混信を与える虞がないと認める場合は、この限りでない。

2 海上移動業務以外の業務においても、できる限り前項の規定に準じて呼出を行うものとする。

(呼出の中止)

第二十一条 無線局は、自局の呼出が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出を中止しなければならない。

無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

2 前項の通知をする無線局は、分て表わす概略の待つべき時間を示すものとする。

(応 答)

第二十二条 呼出に対する応答は、順次送信する左に掲げる事項（以下

「応答事項」という。）によつて行うものとする。

一 相手局の呼出符号 三回以下

二 DE 一回

三 自局の呼出符号 一回

2 応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「K」を送信するものとする。但し、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「K」の代りに「A S」及び分て表わす概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が十分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

3 前二項の場合において、受信上特に必要があるときは、自局の呼出符号の次に「Q S A」及び強度を表わす数字又は「Q R K」及び明りよう度を表わす数字を送信するものとする。

(通報の有無の通知)

第二十三条 呼出又は応答に際して相手局に送信すべき通報の有無を知らせる必要があるときは、呼出事項又は応答事項の次に「Q T C」又は「Q R U」を送信するものとする。

2 前項の場合において、送信すべき通報の通数を知らせようとするときは、その通数を表わす数字を「Q T C」の次に送信するものとする。

(通報の連続送信)

第二十四条 通報を連続して送信しようとするときは、相手局の同意を求

めなければならない。この場合は、「QSG?」を送信して行うものとする。

2 前項の連続送信に同意するとき
は、「QSG」(必要と認めるときは、一連続として受信しようとする通報の通報を示す数字を附する。)を、拒絶するときは「QSGN」を送信するものとする。

(不確実な呼出に対する応答)

第二十五条 無線局は、自局に対する呼出であることが確実でない呼出を受信したときは、その呼出が反響され、且つ、自局に対する呼出であることが確実に判明するまで応答してはならない。

2 自局に対する呼出を受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち「相手局の呼出符号」の代りに「QRZ?」を使用して、直ちに応答しなければならない。

(電波の変更)

第二十六条 混信の防止その他の事情によつて通常通信電波以外の電波を用いようとするときは、呼出又は応答の際に呼出事項又は応答事項の次に左に掲げる事項を順次送信して通知するものとする。

一 QSW又はQSU若しくはQSY

二 用いようとする電波の周波数

(又は型式及び周波数) 一回

三 ? (QSUを送信したときに限

る。)

第二十七条 前条の通知に同意するときは、応答事項の次に左に掲げる事項を順次送信するものとする。

一 QSW

二 K (直ちに通報を受信しようとする場合に限る。)

2 前項の場合において、相手局の用いようとする電波の周波数(又は型式)によつては受信ができないか又は困難であるときは、「QSW」の代りに「QSU」を、その電波の周波数(又は型式)の代りに他の受信できる電波の周波数(又は型式及び周波数)を送信し、相手局の同意を得た後「K」を送信するものとする。

(通報の送信)

第二十八条 呼出に対し応答を受けたときは、相手局が「AS」を送信した場合及び呼出に使用した電波以外の電波に変更する場合を除き、直ちに通報の送信を開始するものとする。

2 通報の送信は、左に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

一 相手局の呼出符号 一回

二 DE 一回

三 自局の呼出符号 一回

四 通報 一回

五 自局の呼出符号 一回

六 K 一回

3 通報は、和文の場合は「ラタ」、

欧文の場合は「AR」をもつて終るものとする。

4 送信すべき通報が簡単なときは、

第二項第五号の「自局の呼出符号」の送信を省略することができる。

5 固定業務において交互に通報を送信する場合(最初の送信を除く。)

は、第二項第一号から第三号までの事項に代え「HR」を送信することができる。

(長時間の送信)

第二十九条 無線局は、長時間継続して通報を送信するときは、三十分ごとを標準として適当に「DE」及び自局の呼出符号を送信しなければならない。

(誤送の訂正)

第三十条 送信中において誤つた送信をしたことを知つたときは、左に掲げる略符号を前置して、正しく送信した適當の語字から更に送信しなければならない。

一 手送による和文の送信の場合

は、ラタ

二 自動機(自動的にモールス符号を送信又は受信するものをいう。以下同じ。)による送信及び手送による欧文の送信の場合は、HH

(通報の反響)

第三十一条 相手局に対し通報の反響を求めようとするときは、「RPT」の次に反響する箇所を示すものとする。

第三十二条 送信した通報を反響して送信するときは、一字若しくは一語ごとに反響する場合又は略符号を反響する場合を除いて、その通報の各

通ごと又は一連続ごとに「RPT」を前置するものとする。

(通信中の周波数の変更)

第三十三条 通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときは、次の事項を順次送信して行うものとする。

一 QSW又はQSW若しくはQSY

二 変更によつて使用しようとする周波数(又は型式及び周波数)

三 ? (「QSW」を送信したときに限る。)

第三十四条 前条の要求に応じようとするときは、「R」を送信し(通信状態等により必要と認めるときは、「QSW」及び前条第二号の事項を続いて送信する。)直ちに周波数(又は型式)を変更しなければならない。

(送信の終了)

第三十五条 送信を終了し他に送信すべき通報がないときは、送信した通報に続いて左に掲げる事項を順次送信するものとする。

一 NIL 一回

二 自局の呼出符号 一回

三 K 一回

(受信証)

第三十六条 通報を確実に受信したときは、左に掲げる事項を順次送信するものとする。

- 一 相手局の呼出符号 一回
- 二 DE 一回
- 三 自局の呼出符号 一回
- 四 R 一回
- 五 最後に受信した通報の通過番号 (通過番号を使用しない場合においては、通数を示す数字)

2 回定業務においては、前項第一号及び第二号の事項の送信を省略することができる。

(通信の終了)

第三十七条 通信が終了したときは、「VA」及び自局の呼出符号各一回を送信するものとする。

(試験電波の発射)

第三十八条 無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の符号を順次送信し、更に一分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号一回を送信しなければならぬ。この場合において、「VVV」の連続は十秒間をこえてはならない。

- 一 EX 三回
- 二 DE 一回
- 三 自局の呼出符号 一回

2 前項の試験又は調整中は、しばし

ばその電波の周波数による聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

第三章 海上移動業務の局の運用

第一節 通 則

(入港中の船舶の船舶局の運用)

第三十九条 法第六十三条第一項但書の規定により入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合を左のとおり定める。

- 一 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であつて、急を要する通報を海岸局に送信する場合
- 二 行政主席が空中線電力、電波の型式及び周波数並びに通信の相手方及び通信事項を指定してその運用を認めた場合
- 三 行政主席が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合 (運用義務時間の時間割)

第四十条 法第六十四条第二項の規定による運用義務時間の時間割は、別表第六号に定める。

2 法第六十四条第一項但書の場合には、その船舶が臨時に航行区域を変更した場合その他前項の時間割の時間運用することが著しく不適当な場合であつて、行政主席が法第六十四条第一項の時間をこえない範囲で運用義務時間を指定した場合とする。

(船舶局の閉局の制限)

第四十一条 常時運用しない船舶局は、左に掲げる通信の終了前に閉局してはならない。

- 一 法第五十三条第一号から第四号までの通信 (これらの通信が遠方で行われている場合等であつて自局に關係がないと認めるものを除く。)
- 二 通信可能な範囲内にある海岸局及び船舶局から受信し、又はこれに送信するすべての通報の送受のための通信 (空間の状態その他の事情によつてその通信を継続することができない場合のものを除く。)

2 前項の船舶局は、その船舶の入港

前及び出港後それぞれ三時間以上閉局し、他の無線局との連絡設定を容易にしなければならない。

(緊急自動受信機の使用制限)

第四十二条 法第六十六條第一項及び第二項の規定による聴守を行わなければならない無線局は、その運用義務時間中は、現に通信を行つてゐる場合を除き、緊急自動受信機により聴守してはならない。

(第三種局乙の聴守)

第四十三条 法第六十六條第五項の規定により第三種局乙が聴守しなければならない時間及び周波数は、左の表の上欄に掲げる區別に従い、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

船舶局の區別	聴 守 時 間	周 波 数
漁船の船舶局	第四十条第一項で定める第三種局甲の運用義務時間の時間割の最初の十五分間並びにその船舶局の通信中の第二沈黙時間及び隣接する第二沈黙時間	A 一電波 二、一六二五 kc
その他の船舶局	中央標準時の午前九時及び午後五時からそれぞれ三十分間並びに第四十条で定める第三種局甲の運用義務時間中の第一沈黙時間又は第二沈黙時間	A 二電波五〇〇 kc又は A 一電波二、一六二五 kc

(運用義務時間のない船舶無線電話局の聴守)

第四十四条 運用義務時間のない船舶

無線電話局は、その船舶の航行中、毎日なるべく左の表の上欄に掲げる區別に従い、それぞれ中欄に掲げ

る時間において下欄に掲げる周波数
の電波により聴守を行うものとす
る。

船舶局の区別	聴守時間	周波数
漁船の船舶局	第四十条第一項で定める第三種局甲の運用義務時間の時間割の最初の十五分間並びにその船舶局の通信中の第二沈黙時間及び隣接する第二沈黙時間	A三電波
その他の船舶局	中央標準時の午前九時からそれぞれ十五分間並びに第四十条で定める義務船舶局であつて無線電話を備えたものの運用義務時間中の第二沈黙時間	二、一八二kc

(常時運用しない海岸局)

第四十五条 法第六十四条第三項但書の海岸局は、左の各号の一に該当するものであつて、行政主官がその運用の時期及び限定した運用義務時間を指定した海岸局とする。

一 公衆通信業務を取り扱わない海岸局

二 無線電話のみの海岸局

三 閉局中は隣接海岸局によつてその業務が代行されることとなつてゐる海岸局

2 前項の海岸局には、第四十一条第一項の規定を準用する。

3 第一項の海岸局の名称及び運用義務時間並びにその業務を代行する海岸局の名称は、告示する。

(海岸局の通信圏)

第四十六条 法第七十一条第二項の通信圏は、告示する。

(一般海岸局相互間の通信)

第四十七条 一般海岸局相互間に施行規則第三十九条第九号に規定する通信を行う場合は、これらの海岸局が船舶局との通信に使用する電波によつて行うものとする。

(海岸局に対する通知等)

第四十八条 船舶無線電信局は、左に掲げる場合には、自局の所在する第四十六条の通信圏の海岸局にその旨を通知しなければならない。

一 通信圏に入つたとき又は通信圏を去ろうとするとき。

二 入港によつて閉局しようとするとき又は出港によつて開局したとき。

三 運用義務時間のない船舶無線電信局であるときは、前号の場合の外に閉局しようとするとき又は開局したとき。

(入出港通知を要しない場合)

第四十九条 法第七十一条第一項但書の場合は、左のとおりとする。

一 自局の所在する通信圏の海岸局の聴守する周波数の電波をもたない場合。

二 政府又は地方公共団体の船舶の無線電信局であつて業務上その船舶の行動を秘とくする必要がある場合。

三 定期船の無線電信局であつてその船舶が定時に入出港する場合。

(入港前の通信)

第五十条 入港によつて閉局しようとする船舶局は、入港前に必要な通信をできる限り処理しなければならない。

(海岸局との通信)

第五十一条 中波帯で運用する船舶局の海岸局に対する通信は、自局の所在する通信圏の海岸局(二以上の海岸局の通信圏にあるときは、連絡設定が最も容易な海岸局)に対して行わなければならない。但し、遭難通信、緊急通信及び安全通信については、この限りでない。

2 中短波帯又は短波帯で運用する船舶局は、通報を迅速上最も便利であると認める海岸局に送信することができる。但し、附近の海岸局の通信

に混信を与えてはならない。

(第二沈黙時間)

第五十二条 法第六十五条第二項の第二沈黙時間は、中央標準時による毎時の零分過ぎから三分過ぎまでとする。

(発射の制限)

第五十三条 法第六十五条第二項の規定により、第二沈黙時間中海岸局及び船舶局が発射してはならない電波は、二、一六二、五kc及び二、一八二kcの周波数の電波とする。

(聴守義務)

第五十四条 二、一六二、五kc及び二、一八二kcの周波数を指定されている無線局は、法第六十六条第四項の規定による聴守を行うときは、これらの周波数のうち適当と認める周波数によつて聴守することができ

(通信の優先順位)

第五十五条 海上移動業務における通信の優先順位は、左のとおりとする。

一 遭難通信

二 緊急通信

三 安全通信

四 無線測位に関する通信

五 航空機の航空及び安全運航に関する通信

六 船舶の航海、運航及び必需品に

関する通信並びに政府の気象業務の機関にあつては気象観測通報

七 その他の通信

2 海上移動業務において取り扱う非

常通信は、緊急の度に応じ、緊急通信に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。

第二節 海上移動業務の局の通信方法

(周波数等の使用区別)

第五十六条 海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別は、特に指定する場合の外、別に告示するところによるものとする。

第五十七条 海上移動業務においては、呼出、応答又は通報の送信は、前条の区別によるものであつて左に掲げる電波によつて行わなければならない。但し、法第五十三条第一号から第四号までの通信については、この限りでない。

一 呼出には、相手局の聴守する電波

二 応答には、呼出に使用された周波数の電波。但し、左の場合はその電波による。

(1) 短波帯の船舶局の呼出に対する海岸局の応答には、それぞれの周波数帯の通常通信電波

(2) 中波帯又は短波帯において、船舶局から要求があつた場合の海岸局の応答には、それぞれの周波数帯の通常通信電波

(3) 海岸局の一播呼出に対する船舶局の応答には、それぞれの周波数帯の呼出電波

三 通報の送信には、呼出又は応答に使用された周波数帯の通常通信

電波。但し、呼出又は応答の際に他の周波数の電波の使用を協定した場合を除く。

2 船舶局は、呼出の際に海岸局に対して通常通信電波で応答することのできる限り要求しなければならぬ。

(五〇〇kcの電波の使用制限)

第五十八条 五〇〇kcの電波の使用は、左に掲げる場合に限る。

一 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合

二 呼出又は応答を行う場合

三 準備信号(応答又は通報の送信の準備に必要な略符号であつて、呼出事項又は応答事項に引き続いて送信されるものをいう。)を送信する場合

四 五〇〇kcの電波を放射しなければ、無線設備の機能の試験又は調整ができない場合

2 前項の場合において、遭難通信を行う場合を除き、五〇〇kcの電波の使用は、できる限り短時間とし、且つ、五分以上にわたつてはならぬ。

(各局あて回報)

第五十九条 通信可能の範囲内にあるすべての無線局にあつては、通報を同時に送信しようとするときは、第二十八条第二項の規定にかかわらず左に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

一 CQ

三回以下

二 DE 一回

三 自局の呼出符号 三回以下

四 通報の種類 一回

五 通報 二回以下

2 前項第五号の事項を呼出に使用した電波以外の電波に変更して送信する場合には、第六十三条第二項第二号の規定を準用する。

3 第十五条第三項の規定は、第一項の通報の送信速度に適用する。

(特定局あて回報)

第六十条 通信可能の範囲内にある二以上の特定の無線局にあつては、通報を同時に送信しようとするときは、第二十八条第二項の規定にかかわらず左に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

一 CP 三回以下

二 相平局の呼出符号 三回以下

三 DE 一回

四 自局の呼出符号 三回以下

五 通報 二回以下

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(入出圏通知の方法)

第六十一条 船舶局は、海岸局に対してその通信圏への入出の通知をしようとするときは、「TR」を前記し、左に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

一 通信圏に入つたとき

(1) 出港によつて通信圏に入つたとき

(一) QTO

(二) 出港地名

(三) 次の入港地名

(四) 入港又は出港の予定日時(必要があると認める場合に限る。)

(2) 出港による以外の場合であつて、通信圏に入つたとき

(一) 出港地名

(二) 次の入港地名

(三) 入港又は出港の予定日時(必要があると認める場合に限る。)

(四) 位置(附近の地名又は経度及び緯度等によつて簡単に表わすこと。)

二 通信圏を去るうとするとき

(1) 入港によつて通信圏を去るうとするとき

(一) QTP

(二) 入港地名

(3) 入港による以外の場合であつて、通信圏を去るうとするとき

アト何(入出しようとする海岸局の呼出符号等)

(通信順序の決定)

第六十二条 一般海岸局は、前条の通知に基づいて、自局の通信圏内にある船舶局との通信の順序を決定しなければならない。

2 前項の通信順序は、左に掲げる順序を標準として決定しなければならない。但し、法第五十三条第一号から第四号までの通信については、こ

の限りでない。

一 入港時の切迫している船舶局との通信

二 自局の通信圏を去るうとしている船舶局との通信

三 通信上比較的距離にある船舶局との通信

四 通信上比較的距離にある船舶局との通信

(海岸局の一括呼出)

第六十三条 一般海岸局は、別に告示する時刻及び電波により通報の送信を必要とするすべての船舶局を一括して呼び出さなければならない。

2 前項の一括呼出は、左に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

一 中短波帯又は短波帯の周波数を使用する場合

(1) QTC

二回

(2) 各船舶局の呼出符号 (アルファベット順による。)

それぞれ 二回

(3) DE

一回

(4) 自局の呼出符号

三回以下

二 中波帯の周波数を使用する場合

A 二電波五〇〇kcにより

一回

(1) CQ

一回

(2) DE

一回

(3) 自局の呼出符号

一回

(4) QSW

一回

(5) 一括呼出に使用する周波数

一回

直ちに(5)の周波数の電波に変更し

(6) V V V 数回 (適当に自局の呼出符号をその間に送信するものとす。)

(7) QTC

二回

(8) 各船舶局の呼出符号 (アルファベット順による。)

それぞれ 二回

(9) DE

一回

(10) 自局の呼出符号

三回以下

3 一般海岸局は、第一項の時刻において送信すべき通報がないときは、同項の電波 (中波帯においては、A 二電波五〇〇kc) により、左に掲げる事項を順次送信してその旨を各船舶局に通知しなければならない。

一 CQ 三回以下 (A 二電波五〇〇kcを使用する場合 一回)

二 DE 一回

三 自局の呼出符号 三回以下 (A 二電波五〇〇kcを使用する場合 一回)

四 QRU 二回以下

五 V A 一回

(一括呼出に対する応答等)

第六十四条 前条の呼出を受けた船舶局は、直ちに呼出された順序で応答しなければならない。但し、応答しない船舶局があるときは、順次繰り上げるものとする。

2 前項以外の船舶局であつて、前条の海岸局と通信を必要とする船舶局は、前項の応答が終了した後、その

海岸局に対し呼出事項及び「Q R Y ?」を送信して自局の通信順位を問ひ合せることができる。

(順序通信)

第六十五条 一般海岸局が前条の規定による応答又は問合せを受信したときは、各船舶局との通信順位を決定し、左の事項を順次送信して各船舶局にその通信順位を通知しなければならない。海岸局がほとんど同時に多数の船舶局から呼出を受けたときも同様とする。

一 Q R Y

二回

二 各船舶局の呼出符号 (通信順序に従い)

それぞれ 二回

三 DE 一回

四 自局の呼出符号 二回

2 前項の規定による通知を受けた船舶局は、その海岸局から順次呼出されるまで黙守しなければならない。

3 第一項の海岸局は、通知した順序に従い、直ちに各船舶局との通信を開始するものとする。

4 第六十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第六十六条 一般海岸局は、前条の順序通信を終了したときは、第六十三条第三項の送信方法により、その旨を各船舶局に通知しなければならない。

2 一般海岸局は、前条の順序通信を一時中止しようとするときは、前項の規定に準じてその旨を関係の船舶局に通知しなければならない。

3 第一項の通報の送信を行う一般海岸局は、同項の時刻において送信すべき通報がないときは、同項の電波により、第六十三条第三項各号の事項を順次送信してその旨を第一項の船舶局に通知しなければならない。

(後回受信証の送信)

第六十七条 一般海岸局であつて別に告示するものは、通信の疎通上必要があるときは、別に告示する時刻及び電波により、通信可能な範囲内にある特定の船舶局に於て、後回受信証による通報の送信 (応答及び即時の受信証を求めない通報の送信をいう。) を行うことができる。

2 前項の通報の送信は、第二十八条第二項の規定にかかわらず、第六十三条第二項第一号の(1)から(4)までの事項に引き続き次の事項を順次送信して行うものとする。

一 T F C 二回

二 通報 (各通報ごとに相手局の呼出符号二回を前置する。)

三 第一項の通報の送信を行う一般海岸局は、同項の時刻において送信すべき通報がないときは、同項の電波により、第六十三条第三項各号の事項を順次送信してその旨を第一項の船舶局に通知しなければならない。

(後回受信証の送信)

第六十八条 前条の通報を受信した船舶局は、できる限りすみやかに、その通報を送信した海岸局に直接又は他の船舶局を経由し、若しくは他の適宜の方法によつて、受信証を送信

しなければならない。

(医事通信)

第六十九条 船舶局は、医師の乗り組んでいる船舶の船舶局(外国の船舶局を除く。)を呼び出そうとするときは、左の事項を順次送信して行うものとする。

- 一 M D C 三回
- 二 D E 一回
- 三 自局の呼出符号 三回以下
- 四 K 一回

2 第二十二条の規定は、前項の呼出に対する応答に準用する。

3 医事通報を送信しようとするときは、「M D C」を前置して行うものとする。

(船名による呼出)

第七十条 海岸局は、呼出符号が不明な船舶局を呼び出す必要があるときは、呼出符号の代りにその船名を送信することができる。

(連絡維持の方法)

第七十一条 第二十二条の規定は、海岸局において短波帯を使用する場合に準用する。

(通過番号)

第七十二条 船舶局は、海岸局に通報を送信するときは、特に必要がないと認める場合を除く外、海岸局別に、毎日更新する通過番号を附するものとする。

第三節

遭難通信、緊急通信
及び安全通信

第一款 通 則

(遭難通信等の発信)

第七十三条 船舶局が遭難呼出及び遭難通報又は緊急呼出をしようとするときは、その船舶の責任者の命令によらなければならない。

(他船の遭難通報の発信)

第七十四条 他の船舶が遭難していることを知った船舶局は、左の場合に限り、遭難通報を発信することができる。

- 一 遭難している船舶の船舶局(以下「遭難船舶局」という。)が自ら遭難通報を送信することができないとき。
- 二 遭難船舶の救助に介入した船舶の責任者が救助につき更に遭難通報を発信する必要があると認めたとき。

(遭難通信に対する協力)

第七十五条 遭難通報を受信したすべての無線局は、この節に規定するものの外、応答、傍受その他遭難通信のため最善の措置をしなければならない。

第二款 遭難通信

(使用電波)

第七十六条 遭難通信は、A二若しくはB電波五〇〇kc A一電波二、一六二、五kc又はA三電波二、一八二kcにより行うものとし、これらの電波を使用することができないときは、その通常使用する周波数帯の呼出電波により行うものとする。

2 遭難通信は、前項の電波によるこ

とができないか又は不適当であるとせば、他のいかなる型式及び周波数の電波によつても行うことができる。

(電波発射の抑制)

第七十七条 法第六十七条第二項の「遭難信号を受信したとき」には、緊急信号を受信したときを含むものとする。

(遭難呼出)

第七十八条 遭難呼出は、左の事項を順次送信して行うものとする。

一 SOS

二 DE

三 遭難船舶局の呼出符号

2 船舶無線電信局は、五〇〇kcの電波で遭難呼出をするときは、特に必要がないと認める場合又はそのい

まのない場合を除く外、その遭難呼出の前に、緊急信号を送信しなければならない。この緊急信号は、事情が許すときは、遭難呼出との間に二分間の間隔を置くものとする。

3 遭難呼出は、特定の無線局にあててはならない。

第七十九条 船舶無線電信局は、遭難呼出を送信しようとするときは、な

るべくその遭難呼出の前に、「.....」の信号を送信し、その他の方法により送信しなければならない。

(遭難通報)

第八十条 遭難呼出を行った船舶局は、できる限りすみやかにその遭難

呼出に続いて、左の事項(以下「遭難通報」という。)を順次送信しなければならない。

一 遭難呼出

二 遭難した船舶の名称

三 遭難した船舶の位置、遭難の種類及び状況並びに必要な救助の種類その他救助のため必要な事項

2 前項第三号の位置は、原則として経度及び緯度をもつて表わすものとする。但し、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によつて表わすことができる。

(他船の遭難通報の再送信)

第八十一条 遭難通報を受信した無線局は、遭難救助の手配ができない場合であつて、且つ、その遭難通報に対し、他のいずれの無線局も応答しないときは、その無線局の責任者が必要と認めるときに限り、受信した遭難通報を原文のとおりに更に送信することができる。この場合においては、遭難通報の後に、「D E」及び三回送信する自局の呼出符号を附するものとする。

(遭難信号の前置)

第八十二条 遭難呼出及び遭難通報以外の遭難通信における呼出及び通報の送信については、「SOS」を前置しなければならない。

(遭難通報の反響)

第八十三条 遭難通報は、次条の応答があるまで、必要な間隔を置いて反

要して送信しなければならない。

(遭難通報に対する応答)

第八十四条 遭難呼出を認めた無線局は、直ちにその遭難呼出に続く遭難通報を受信した上、遭難している船舶が自局の附近にあることが明らかであるときは、左の事項を順次送信して応答しなければならない。

一 遭難船舶局の呼出符号

二 D E

三 自局の呼出符号

四 R

五 SOS

2 前項の規定により応答した船舶局は、その船舶の責任者の指示を受け、できる限りすみやかに、左の事項を順次送信しなければならない。

一 自局の名称

二 自局の位置(位置の表示については、第八十条第二項の規定による。)

三 遭難している船舶に向つて進航する速度

四 その他救助に必要な事項

3 前二項の事項を送信しようとするときは、遭難している船舶の救助について、自局よりも一層便利な位置にある他の無線局の送信を妨げないことを確かめなければならない。

(遭難通信の宰領)

第八十五条 遭難通信の宰領は、遭難船舶局、第七十四条の船舶局であつて同条第一号の規定により遭難通報を発信したもの又はこれらの船舶局

から遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。

(遭難通報を受信した無線局のとりまき処置)

第八十六条 遭難通報を受信した海岸局は、海上保安機関及びその他の救助機関に通報するため、直ちに必要な処置をとらなければならない。

2 遭難通報を受信した船舶局は、直ちにその船舶の責任者にその通報を通知しなければならない。

(通信停止の要求)

第八十七条 遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害する虞のあるすべての通信の停止を要求することができ、この要求は、呼出事項又は第五十九条第一項第一号から第三号までの事項(以下「各局あて呼出事項」という。)の次に「Q R T」及び「S O S」を送信して行うものとする。

2 遭難している船舶の附近にある海岸局又は船舶局は、必要と認めるときは、他の無線局に対し通信の停止を要求することができる。この要求は、呼出事項又は各局あて呼出事項の次に「Q R T」、「D I S T R E S S」の語及び自局の呼出符号を送信して行うものとする。

3 「Q R T」の使用は、原則として前各項の場合に限る。

(遭難船舶の位置の測定)

第八十八条 遭難船舶局は、無線方位

測定装置を有する無線局に対し自局の位置を測定させるため、遭難通報に引き続いて各約十秒間の二線及び自局の呼出符号を送信することができ、この二線及び呼出符号の送信は、必要があると認めるときは、間隔を置いて反覆するものとする。

第八十九条 無線方向探知局又は無線方位測定装置を有する船舶局は、前条の発信を認めたときは、直ちに方位を測定し、その結果を船舶の責任者(船舶局に限る。)及び救助について最も便利な位置にある他の無線局に通知(船舶局であるときは、自局の位置を附する。)しなければならない。

(電波の継続発射)

第九十条 遭難船舶局は、その船体を放棄しようとするときは、事情の許す限り、その送信設備を継続して電波を発射する状態におかなければならない。

(一般通信の再開)

第九十一条 遭難通信が終了したとき又は沈黙を知らせる必要がなくなつたときは、遭難通信を宰領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、左の事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

一 SOS

二 C Q

三 D E

四 自局の呼出符号

一 一回

二 一回

三 一回

四 一回

五 遭難通信の終了時刻、遭難した船舶の名称、遭難船舶局の呼出符号

六 Q U M

七 V A

一 一回

二 一回

三 一回

四 一回

五 一回

六 一回

七 一回

八 一回

九 一回

十 一回

十一 一回

十二 一回

十三 一回

十四 一回

十五 一回

十六 一回

十七 一回

十八 一回

十九 一回

二十 一回

二十一 一回

二十二 一回

二十三 一回

二十四 一回

二十五 一回

二十六 一回

二十七 一回

二十八 一回

二十九 一回

三十 一回

三十一 一回

三十二 一回

三十三 一回

三十四 一回

三十五 一回

三十六 一回

三十七 一回

三十八 一回

三十九 一回

(各局あて緊急呼出)

第九十四条 緊急通報を送信するため

通信可能の範囲内にある未知の無線局を呼び出そうとするときは、左に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- 一 XXX
- 二 C Q
- 三 D E
- 四 自局の呼出符号
- 五 K

2 前項の場合においてその緊急通報が医事通報であるときは、前項の「CQ」に代えて「MDC」を送信するものとする。

3 通信可能の範囲内にある各無線局に対し同時に緊急通報を送信しようとするときは、第五十九条第一項の事項の前に、「XXX」を三回送信して行うものとする。

(緊急信号を受信した場合の措置)

第九十五条 海岸局又は船舶局は、

「XXX」を受信したときは、遭難通信を行う場合を除く外、少くとも三分間継続してその緊急通信を受信しなければならない。この場合において、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。

2 前項の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局又は船舶局は、前項の規定にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外

外の周波数により通信を行うことができる。

3 海岸局又は船舶局は、自局に關係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその局又は船舶の責任者に通報する等必要な措置をしなければならない。

(緊急通信の取消)

第九十六条 第九十四条第三項の緊急

通報であつて、受信した無線局がその通報によつて措置を必要とするものを送信した無線局は、その措置の必要がなくなつたときは、直ちにその旨を關係の無線局に通知しなければならない。

2 第五十九条の規定は、前項の場合に準用する。

第四款 安全通信

(使用周波数)

第九十七条 安全通信は、A二電波五〇〇kcにより行うものとし、五〇〇kcの電波を使用することができない無線局は、その通常使用する周波数帯の呼出電波を使用するものとする。

2 前項の規定によることができない場合においては、指定を受けた周波数のうち、なるべく多数の船舶局が受信できると認められる周波数の電波を使用しなければならない。

(安全呼出等)

第九十八条 安全呼出は、呼出事項の前に「TTT」を三回送信して行うものとする。

2 通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し同時に安全通信の通報(以下「安全通報」という。)を送信しようとするときは、第五十九条第一項の事項の前に「TTT」を三回送信して行うものとする。

3 前項の安全通報は、その通報を入手した直後(沈黙時間中であるときは、その沈黙時間の最後の二十秒以内から)及び次の沈黙時間の最後の二十秒以内から送信するものとする。但し、安全通報であつて一定の時刻に送信することとなつてゐるものについては、この限りでない。

4 第二項の通報には、通報の出所及び日時を附さなければならない。

5 安全通報及びその種類の例は、別表第七号に掲げる。

(安全通信の再送信等)

第九十九条 海岸局は、船舶局が送信する安全通報を受信した場合であつて、必要があると認めるときは、自局の通信圏にある船舶局に対してその安全通報を送信しなければならない。

2 海岸局は、運用義務時間のない船舶局に対して、中央標準時による午前九時十八分及び午後五時十八分(それぞれの二十秒前まで)の間の間に、その安全通報を送信することができる。但し、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第一百条 安全通報を送信した船舶局

は、前条第一項の規定により海岸局がその安全通報を更に送信したことを認めたときは、その後の送信は省略しなければならない。

第一百一条 海岸局又は船舶局において

「TTT」を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除く外、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその局又は船舶の責任者に通知しなければならない。

第四節 漁業通信

(漁業に対する周知事項の通信)

第一百二条 漁業局及び政府の無線局は、魚群の発見等に関し周知を要する緊急な通報を各漁船の船舶局に対して同時に送信しようとするときは、漁業局の遵守する電波により、第二沈黙時間の直後に、第五十九条第一項の送信方法によつて行うものとする。

第一百三条 漁業用の海岸局は、海況又は漁況等に関し周知を要する通報を漁船の船舶局に対して同時に送信しようとするときは、第五十九条第一項の送信方法によつて行うものとする。

第一百四条 前二条の規定による通報に使用する略符号は、告示する。

第五節 海上無線測位業務

第一款 通 則

(使用電波の型式及び周波数)

第一百五条 無線方向探知業務及び無線

標識業務においては、原則として左の表の上欄に掲げる区別に従い、同表の下欄に掲げる電波を使用するものとする。但し、遭難通信又は緊急通信に関するものについては、この限りではない。	
区 別	使用 する 電 波
船舶局において無線方向探知局に対する呼出又は方位測定に使用する電波	A二電波四一〇kc (この電波を使用することができないときは、A二電波五〇〇kc)
船舶局において方位測定に供する符号の送信に使用する電波 (以下「測定電波」という。) 及びその他の送信に使用する電波	A二電波四一〇kc (この電波を使用することができないときは、五〇〇kc以外の電波)
無線方向探知局において船舶局からの呼出又は方位測定に請求に対する応答に使用する電波	当該船舶局が呼出に使用した電波
無線方向探知局において方位測定の結果の通知その他の通信に使用する電波 (以下「方位通知電波」という。)	A二電波四一〇kc
船舶局において無線標識局又は海岸局に対する呼出又は標識符号の送信の請求に使用する電波	無線標識局に対しては、A二電波四一〇kcの電波を使用することができないときは、A二電波五〇〇kc 海岸局に対しては、当該海岸局の聴守電波
無線標識局又は海岸局において、呼出又は標識符号の送信の請求に対する応答に使用する電波	無線標識局においては、A一又はA二電波二八五kcから三一五kcまでの周波数帯内の指定された電波 (五〇〇kcの呼出に対する応答)

(告示事項)

第六六条 無線方向探知局に関する左に掲げる事項は、告示する。

一 名 称

二 呼出符号

三 位置 (受信空中線の地理的位置を経度及び緯度をもつて表わす。)

四 聴守電波の型式及び周波数

五 測定電波の型式及び周波数

六 方位通知電波の型式及び周波数

七 通常方位測定区域 (通常方位を測定することが出来る海上の区域を方位及び距離をもつて表わすものをいう。以下同じ。)

八 聴守を行う時間その他必要と認める事項

第七七条 無線標識局及び無線標識業務を取り扱う海岸局に関する左に掲げる事項は、告示する。

一 名 称

二 呼出符号及び標識符号

三 位置 (送信空中線の地理的位置を経度及び緯度をもつて表わす。)

四 発射電波の型式及び周波数

無線標識局又は海岸局において、標識符号の送信その他の通信に使用する電波

には五〇〇kc)

海岸局においては、通常通信電波

無線標識局においては、A一又はA二電波二八五kcから三一五kcまでの周波数帯内の指定された電波

海岸局においては、通常通信電波

五 聴守電波の型式及び周波数

六 通常方位測定区域

七 聴守を行う時間その他必要と認める事項

第二款 無線方向探知業務

(船舶局の方位測定請求の方法)

第八八条 船舶無線電信局は、無線方向探知局に対し方位測定を請求しようとするときは、その無線方向探知局の通常方位測定区域に入つた後、その無線方向探知局に対する呼出事項に引き続き「QTE?」又は「QTF?」を送信しなければならない。但し、無線方向探知局が船舶無線電信局であるときは、「QTE?」又は「QTF?」の次に「QTH?」を送信するものとする。

2 前項の場合において、船舶無線電信局は、その無線方向探知局の測定電波以外の電波により方位測定に供する符号を送信しようとするときは、前項の略符号の次にその使用電波の周波数 (又は型式及び周波数) を送信しなければならない。

第九九条 船舶無線電信局は、主無線

無線標識局又は海岸局において、標識符号の送信その他の通信に使用する電波

には五〇〇kc)
海岸局においては、通常通信電波

(告示事項)

第六八条 無線方向探知局に関する左に掲げる事項は、告示する。

一 名称

二 呼出符号

三位数 (受信空中線の地理的位置を程度及び緯度をもつて表わす。)

四 聴守電波の型式及び周波数

五 測定電波の型式及び周波数

六 方位通知電波の型式及び周波数

七 通常方位測定区域 (通常方位を測定することができ海上の区域を方位及び距離をもつて表わすものをいう。以下同じ。)

八 聴守を行う時間その他必要と認める事項

第六七条

無線標識局及び無線標識業務を取り扱う海岸局に関する左に掲げる事項は、告示する。

一 名称

二 呼出符号及び標識符号

三位数 (送信空中線の地理的位置を程度及び緯度をもつて表わす。)

四 発射電波の型式及び周波数

第二款 無線方向探知業務

第六八条 船舶無線電信局は、無線方向探知局に対し方位測定を請求しようとするときは、その無線方向探知局の通常方位測定区域に入つた後、その無線方向探知局に対する呼出事項に引き続き「QTE?」又は「QTF?」を送信しなければならない。但し、無線方向探知局が船舶無線電信局であるときは、「QTE?」又は「QTF?」の次に「QTH?」を送信するものとする。

第六九条 船舶無線電信局は、主無線

方向探知局 (船舶無線電信局と交信する無線方向探知局をいう。以下同じ。) 又は副無線方向探知局 (船舶無線電信局と交信しない無線方向探知局をいう。以下同じ。) のみに対して方位測定を請求しようとするときは、その主無線方向探知局に対する呼出事項、「QTE?」及び方位測定を請求する無線方向探知局の呼出符号を順次送信しなければならない。

第二百十條 船舶無線電信局は、二以上の無線方向探知局 (その主無線方向探知局が同じである場合を除く。) に対して方位測定を請求する場合、各無線方向探知局の聴守電波が同じであるときは、なるべく各局を一括して呼出を行い、同時に方位を測定させなければならない。

(方位測定の準備)

第二百十一條 主無線方向探知局は、船舶無線電信局から方位測定の請求を受けたときは、自局のみで測定する場合を除き、副無線方向探知局に対して方位測定の準備をするように通知しなければならない。

2 副無線方向探知局は、主無線方向探知局から前項の通知を受けたときは、直ちに方位測定の準備を完了し、その旨を主無線方向探知局に通知しなければならない。

(測定電波発射の請求)

第二百十二條 無線方向探知局は、船舶無線電信局から方位測定の請求を受

け測定の準備を完了したときは、その船舶無線電信局に対する応答事項に引き続き「QTG」 (送信の回数を指示しようとするときは、その回数を示す数字を附する。) 「?」を送信するものとする。

2 第二百十條により一括呼出を受けた無線方向探知局は、その呼出符号の「アルファベット」順に従い、前項の方法によつて通知するものとする。

(測定電波の発射の方法)

第二百十三條 船舶無線電信局は、無線方向探知局に対して方位測定に供する符号を送信しようとするときは、測定電波により、各約十秒間の二線の次に自局の呼出符号を送信するものとする。送信の回数を指示されたときは、その回数反復して送信しなければならない。

(測定の結果の通知)

第二百十四條 副無線方向探知局は、方位を測定したときは、その結果を直ちに主無線方向探知局に通知しなければならない。

第二百十五條

無線方向探知局は、方位測定の結果を船舶無線電信局に通知しようとするときは、左に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- 一 「QTE」又は「QTF」
- 二 「○○○」から「三五九」までの三位の数字で表わす真方位又は緯度及び経度をもつて表わす地理的位置

三 方位又は位置の等級

- (1) 方位の場合
 - (一) A級 (方位の測定が二度以内) に正確であると認められるときは、 A
 - (二) B級 (方位の測定が五度以内) に正確であると認められるときは、 B
 - (三) C級 (方位の測定が十度以内) に正確であると認められるときは、 C
 - (四) 測定した方位が疑わしいときは、 D
- (2) 位置の場合
 - (一) A級 (位置の測定が五海里以内) に正確であると認められるときは、 A
 - (二) B級 (位置の測定が二十海里以内) に正確であると認められるときは、 B
 - (三) C級 (位置の測定が五十海里以内) に正確であると認められるときは、 C
 - (四) 測定した位置が疑わしいときは、 D

四 測定した方位が疑わしいときは、

(1) 位置の場合

- (一) A級 (位置の測定が五海里以内) に正確であると認められるときは、 A
- (二) B級 (位置の測定が二十海里以内) に正確であると認められるときは、 B
- (三) C級 (位置の測定が五十海里以内) に正確であると認められるときは、 C
- (四) 測定した位置が疑わしいときは、 D

- (一) A級 (位置の測定が五海里以内) に正確であると認められるときは、 A
- (二) B級 (位置の測定が二十海里以内) に正確であると認められるときは、 B
- (三) C級 (位置の測定が五十海里以内) に正確であると認められるときは、 C
- (四) 測定した位置が疑わしいときは、 D

- (一) A級 (位置の測定が五海里以内) に正確であると認められるときは、 A
- (二) B級 (位置の測定が二十海里以内) に正確であると認められるときは、 B
- (三) C級 (位置の測定が五十海里以内) に正確であると認められるときは、 C
- (四) 測定した位置が疑わしいときは、 D

- (一) A級 (位置の測定が五海里以内) に正確であると認められるときは、 A
- (二) B級 (位置の測定が二十海里以内) に正確であると認められるときは、 B
- (三) C級 (位置の測定が五十海里以内) に正確であると認められるときは、 C
- (四) 測定した位置が疑わしいときは、 D

- (一) A級 (位置の測定が五海里以内) に正確であると認められるときは、 A
- (二) B級 (位置の測定が二十海里以内) に正確であると認められるときは、 B
- (三) C級 (位置の測定が五十海里以内) に正確であると認められるときは、 C
- (四) 測定した位置が疑わしいときは、 D

- (一) A級 (位置の測定が五海里以内) に正確であると認められるときは、 A
- (二) B級 (位置の測定が二十海里以内) に正確であると認められるときは、 B
- (三) C級 (位置の測定が五十海里以内) に正確であると認められるときは、 C
- (四) 測定した位置が疑わしいときは、 D

- (一) A級 (位置の測定が五海里以内) に正確であると認められるときは、 A
- (二) B級 (位置の測定が二十海里以内) に正確であると認められるときは、 B
- (三) C級 (位置の測定が五十海里以内) に正確であると認められるときは、 C
- (四) 測定した位置が疑わしいときは、 D

- (一) A級 (位置の測定が五海里以内) に正確であると認められるときは、 A
- (二) B級 (位置の測定が二十海里以内) に正確であると認められるときは、 B
- (三) C級 (位置の測定が五十海里以内) に正確であると認められるときは、 C
- (四) 測定した位置が疑わしいときは、 D

第二百十六條 主無線方向探知局は、自局若しくは副無線方向探知局にお

るそれぞれの方位測定の結果又はこれらの測定を取りまとめた結果を船舶無線電信局に通知しようとするときは、前条の方法による外、同条第二号の事項の前に、これを測定した無線方向探知局の呼出符号を送信しなければならない。

(主及び副無線方向探知局間の連絡)

第二百十七條

主無線方向探知局と副無線方向探知局との間の連絡は、無線通信を利用できない場合に限り、無線通信によることができる。

第二百十八條 無線方位測定装置を有する船舶無線電信局は、標識符号の送信を請求しようとするときは、無線標識局の通常方位測定区域又は海岸局の通信圏に入つた後、これらの無線局に対し、その呼出事項及び「QTG」 (標識符号の送信回数を示す数字を附する。) 「?」を送信して行うものとする。

第二百十九條 第二百十三條の規定は、前条の請求により標識符号を送信する場合に準用する。

(衝突の予防)

第二百二十條 船舶無線電信局は、濃霧等に際して衝突を予防するため、その附近の船舶無線電信局に対し自己の所在を知らせようとするときは、附近の船舶無線電信局において方位を測定するため「QTH」、自己の呼出符号、位置、針路、速力その他

必要と認める事項を送信することができる。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、前項の送信事項に引き続き「Q T G」、各約十秒間の二線及び自己の呼出符号を送信することができる。

第四章 固定局の運用

第一節 通信方法

(自動機通信における呼出)

第百二十一條 自動機による通信における呼出事項の送信は、相手局が容易に聴取することができる速度によつて行うものとする。

2 前項の送信は、応答を受けるまで繰り返すことができる。

(自動機通信における連絡維持の方法)

第百二十二條 自動機による通信において連絡を維持するため必要があるときは、左の事項を繰り返し送信することができる。

一 V又はE 適宜の回数

二 D E 一回

三 自局の呼出符号 三回以下

2 前項の場合においては、自局の呼出符号に引き続き必要と認める略符号を送信することができる。

(一括呼出の応答順位)

第百二十三條 免許状に記載された通信の相手方である無線局を一括して呼び出そうとするときは、左の事項を順次送信するものとする。

一 C Q 三回

二 D E 一回

三 自局の呼出符号 三回以下

四 K 一回

2 前項の一括呼出に対する各無線局の応答順位は、関係の免許人においてあらかじめ定めておかなければならない。

3 第一項の呼出を受けた無線局は、前項の順序に従つて応答しなければならぬ。

第百二十四條 特に急を要する内容の通報を送信する場合であつて、相手局が受信していることが確実であるときは、相手局の応答を待たないで通報を送信することができる。この場合の通報の送信は、第二十八條第五項の送信方法により行うものとする。

(特定局あて通報)

第百二十五條 第六十條第一項の規定は、固定局が特定の無線局に対して同時に通報を送信する場合に準用する。

2 二以上の周波数を使用して同一事項を同時に送信するときは、それらの周波数ごとに指定された自局の呼出符号は、斜線をもつて区別しなければならぬ。

第二節 非常通信

(送信順位)

第百二十六條 非常通信における通報の送信の優先順位は、原則として左のとおりとする。同順位の内容のものであるときは、受付順又は受信順

に従つて送信しなければならない。

一 人命の救助に関する通報

二 天災の予報に関する通報(主要河川の水位に関する通報を含む。)

三 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報

四 遭難者救援に関する通報

五 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報

六 道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報

七 非常災害地の救援に関し、政府又は地方自治体の災害救助対策機関相互間に発受する緊急な通報

八 電力設備の修理復旧に関する通報

九 その他の通報

2 通信の内容により前項の送信順位を決定することが困難な場合又は特に前項の送信順位によることが不当である場合は、免許人において緊急の度に定めた順位に従つて送信することができる。

(非常通信に使用する周波数)

第百二十七條 非常通信に使用する周波数は、告示する。

(非常通信を表示する符号)

第百二十八條 非常通信において連絡を設定するための呼出又は応答は、呼出事項又は応答事項に「O S O I」三回を前置して行うものとする。

(「O S O I」を受信した場合の措置)

第百二十九條 「O S O I」を前置した

呼出を受信した無線局は、応答する場合を除く外、これに混信を与える虞のある電波の発射を停止して接受しなければならない。

(一括呼出等)

第百三十條 非常通信において各局あて一括呼出又は特定局あて同時送信を行う場合は、「C Q」又は「C P」の前に「O S O I」を送信することができる。

(非常用電波の聴守)

第百三十一條 非常の事態が発生したことを知つたその附近の無線電信局は、なるべく毎時の零分過ぎ及び三十分過ぎから各十分間第百二十七條の規定により別に告示する周波数によつて聴守しなければならない。

(通報の送信方法)

第百三十二條 非常通信において通報を送信しようとするときは、「E X Z U」(欧文であるときは「E X Z U」)を前置して行うものとする。

(この節の規定の準用)

第百三十三條 この節の規定は、海上移動業務の局の行う非常通信及び法第八十二条の通信に準用する。但し、法第八十二条の通信については、前条の規定を除いたものとする。

第五章 放送局の運用

(呼出符号等の放送)

第百三十四條 放送局は、放送の開始及び終了に際しては、自局の呼出符号及び呼出名称を放送しなければならない。

らない。

2 放送局は、放送をしている時間中は、三十分ごとを標準として自局の呼出符号又は呼出名称を放送しなければならぬ。但し、放送の効果を妨げる虞がある場合は、この限りでない。

3 前項の場合において放送局は、あらかじめ行政主席に申し出て指定を受けた識別の方法をもつて自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

(広告放送の時間)

第百三十五条 法第七十五条の広告放送の時間は、十五分毎を標準として三分以内で行われなければならない。

(試験電波の発射)

第百三十六条 放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。

2 放送局は、前項の電波を発射したときは、その電波の発射の直後及びその発射中十分ごとを標準として、試験電波である旨及び「こちらは」を前置して自局の呼出符号又は呼出名称を放送しなければならない。

3 前項の場合においては、第十四条第一項の規定にかかわらずレコード

又は低周波発振器による音声出力によつてその電波を變調することができる。

(候補者放送の記録の閲覧)

第百三十七条 法第七十六条の規定により公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合には、左に掲げる事項を記録するものとし、公選による公職の候補者又はその代理人の請求があつたときは、当該放送局においてその記録を閲覧させるものとする。

一 候補者の氏名及び所属する政党

二 放送した年月日、時刻及び時間

三 放送した放送局

2 前項に規定する記録の保存期間は、四年とする。

第六章 特別業務の局の運用

第百三十八条 特別業務の局(氣象通報及び航行警報等の業務の局)の運用に関する左の事項は、告示する。

一 電波の発射又は通報の送信を行う時刻

二 電波の発射又は通報の送信の方法

三 その他当該業務について必要と認める事項

附 則

1 この規則は、一九五六年一月二十四日から施行する。

2 アメリカ合衆国がその軍隊の用に供する無線局との通信において、この規則に規定する通信方法によることが特に困難である場合は、この規

則によらないことができる。

別表第一号(第十二条参照)

1 和文通信に使用するもの

一 文 字

マ ヤ ク オ ノ キ ウ ム ラ ナ ネ ツ ソ レ タ ヨ カ ワ ヲ ル ヌ リ チ ト ヘ ホ ニ ハ ロ イ

三 記 号

二 数 字

○ 九 八 七 六 五 四 三 二 一
ク 濁点
ン ス セ モ ヒ エ シ ミ メ ユ キ サ ア テ エ コ フ ケ
○ 半濁点
、 区切点
、 長音

Q R W

Q R V

Q R U

Q R T

Q R S

Q R R

Q R Q

Q R P

Q R O

Q R N

Q R L

Q R K

Q R I

Q R H

Q R G

Q R F

貴方は、……(場所)へ戻りますか。

当方の正確な周波数(又は……の正確な周波数)を示してください。
せんか。

当方の周波数は、変化しますか。

当方の発射の音調は、どうですか。

当方の符号(又は……の符号)の明りよう度はどうですか。

貴方は、通信中ですか。

貴方は、空電に妨げられますか。

当方は、電力を増加しましょうか。

当方は、電力を減少しましょうか。

当方は、もつと速く送信しましょうか。

貴方は、自動機使用の用意ができましたか。

当方は、もつとおそく送信しましょうか。

当方は、中止しましょうか。

貴方は、当方に送信するものがありますか。

貴方は、用意ができましたか。

当方は、……に、貴方が……kc(又はmc)で彼を喚呼しているこ

当方は、……(場所)へ戻ります。

又は、……(場所)へ戻りたい。

貴方の正確な周波数(又は……の正確な周波数)は、……kc(又はmc)です。

貴方の周波数は、変化します。

貴方の発射の音調は、……。

1 良いです。

2 変化します。

3 悪いです。

貴方の符号(又は……の符号)の明りよう度は、……。

1 読めません。

2 時々読めます。

3 読めますが困難です。

4 読めます。

5 完全に読めます。

当方は通信中です。(又は当方は……と通信中です。)妨害しないで下さい。

当方は、空電に妨げられます。

電力を増加して下さい。

電力を減少して下さい。

もつと速く送信して下さい。(一分間について……語)

当方は、自動機使用の用意ができました。一分間について……語の速度で送信して下さい。

もつとおそく送信して下さい。(一分間について……語)

送信を中止して下さい。

当方は、貴方に送信するものはありません。

当方は、用意ができました。

……に、貴方が……kc(又はmc)で彼を喚呼していることを通知

Q S P	Q S O	Q S N	Q S M	Q S L	Q S K	Q S J	Q S I	Q S G	Q S D	Q S B	Q S A	Q R Z	Q R Y	Q R X
とを通知しましょうか。 貴方は、何時に再び当方を喚呼しますか。 当方の順位は、何番ですか。(通信連絡に関して) 誰が当方を喚呼していますか。 当方の符号(又は……の符号)の強度はどうですか。 当方の符号には、フエーディングがありますか。 当方の電鍵操作は、不正確ですか。 当方は、電報を一度に………通送信ししましょうか。 ………あての一語の徴収料金は、貴方の国内電信料を合せていくらかですか。 貴方は、貴方の信号の間に、当方を聴くことができますか。 貴方は、受信証を送ることができますか。 当方は、貴方に送信した最後の電報(又は以前の電報)を反復ししましょうか。 貴方は、当方(又は………(呼出符号))を………kc(又はmc)で聴きましたか。 貴方は、………と直接又は中継で通信することができますか。 貴方は、無料で………へ中継してくれませんか。														
して下さい。 当方は、………時に(………kc(又はmc)で)再び貴方を喚呼します。 貴方の順位は、………番です。(又は他の指示による)(通信連絡に関して) 貴方は、………から(………kc(又はmc)で)喚呼されています。 貴方の符号(又は………の符号)の強度は……… 1 ほとんど感じません。 2 弱いです。 3 かなり良いです。 4 良いです。 5 甚だ良いです。 貴方の符号には、フエーディングがあります。 貴方の電鍵操作は、不正確です。 電報は、一度に………通送信して下さい。 当方は、貴方の送信を中断することができますでした。又は、貴方は、………(呼出符号)に、当方が(………kc(又はmc)の)彼の送信を中断することができなかったことを通知して下さい。 ………あての一語の徴収料金は、当方の国内電信料を合せて………フランです。 当方は、当方の信号の間に、貴方を聴くことができますか。 当方は、受信証を送ります。 貴方が当方に送信した最後の電報(又は第………号電報)を反復して下さい。 当方は、貴方(又は………(呼出符号))を………KC(又はmc)で聴きました。 当方は、………と直接(又は………の中継で)通信することができます。 当方は、無料で………中継します。														

Q S Q	貴方には、医師(又は……(人名))がいますか。
Q S U	当方は、この周波数(又は……kc(若しくはmc))で(種別……の発射)で送信又は応答しましょうか。
Q S V	当方は、この周波数(又は……kc(若しくはmc))でVの連続を送信しましょうか。
Q S W	貴方は、この周波数(又は……kc(若しくはmc))で(種別……の発射)で送信していませんか。
Q S X	貴方は、……(呼出符号)を……kc(又はmc)で聴取していませんか。
Q S Y	当方は、他の周波数に変更して送信しましょうか。
Q S Z	当方は、各語又は各集合を数回送信しましょうか。
Q T A	当方は、第……号電報を送信しなかつたものとして取り消しました。
Q T B	貴方は、当方の語数計算に同意しますか。
Q T C	貴方には、送信する電報が何通ありますか。
Q T E	貴方からの当方の真方位は、何度ですか。
	又は、……(呼出符号)からの当方の真方位は、何度ですか。
	又は、……(呼出符号)からの……(呼出符号)の真方位は、何度ですか。
Q T F	貴局の操縦する無線方向探知局が測定した当局の位置を示していませんか。
Q T G	貴方は、一線各十秒間の二線に続く貴方の呼出符号を(……回反覆して)「……kc(又はmc)」で送信していませんか。
	又は、貴方は……に対して、一線各十秒間の二線に続くその呼出

当方には、医師(又は……(人名))がいます。
その周波数(又は……kc(若しくはmc))で(種別……発射)で送信又は応答して下さい。
その周波数(又は……kc(若しくはmc))でVの連続を送信して下さい。
当方は、この周波数(又は……kc(若しくはmc))で(種別……の発射)で送信しましょう。
当方は、……(呼出符号)を……kc(又はmc)で聴取しています。
他の周波数(又は……kc(若しくはmc))に変更して送信して下さい。
各語又は各集合を二回(又は……回)送信して下さい。
第……号電報を送信しなかつたものとして取り消して下さい。
当方は、貴方の語数計算に同意しません。
当方は、各語又は各集合の最初の文字又は数字を反復します。
当方には、貴方への(又は……への)電報が……通あります。
当方からの貴方の真方位は、……(度)、……(時)です。
又は、……(呼出符号)からの貴方の真方位は、……(度)、……(時)でした。
又は、……(呼出符号)からの……(呼出符号)の真方位は、……(度)、……(時)でした。
当局の操縦する無線方向探知局が測定した貴局の位置は、緯度……、経度……、……級、……時でした。
当方は、一線各一秒間の二線に続く当方の呼出符号を(……回反覆して)「……kc(又はmc)」で送信しましょう。
又は、当方は……に対して、一線各十秒間の二線に続くその呼出

Q U F	Q U D	Q U C	Q U B	Q U A	Q T X	Q T V	Q T U	Q T S	Q T R	Q T Q	Q T P	Q T O	Q T N	Q T L	Q T J	Q T I	Q T H
貴方は、……(移動局の呼出符号)が送信した遭難信号を受信しましたか。	貴方は、……(移動局の呼出符号)が送信した緊急信号を受信しましたか。	貴方は、……(移動局の呼出符号)が送信した最後の電報の番号(又は他の指示)は、何ですか。	貴方は、……(観測地)の視界、雲の高さ、地上の風の方向及び速度に関する事項をこの順序で当方に通知できますか。	貴方が当方(又は……(呼出符号))から受信した最後の電報の番号(又は他の指示)は、何ですか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。	貴方は、……(観測地)の視界、雲の高さ、地上の風の方向及び速度に関する事項をこの順序で当方に通知できますか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。	貴方は、……(呼出符号)の消息を知っていますか。

Q U R	Q U P	Q U O	Q U N	Q U M	Q U L	Q U K	Q U J	Q U I	Q U H	Q U G
生存者は、…… で示してくれませんか。 1 探照灯 2 黒煙 3 のろし 貴方の所在を……	1 航空機 2 船舶 3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を緯度……経度……附近(又は他の指示による)で捜査しましょうか。 貴方の所在を……	1 航空機 2 船舶 3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を緯度……経度……附近(又は他の指示による)で捜査しましょうか。 貴方の所在を……	1 航空機 2 船舶 3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を緯度……経度……附近(又は他の指示による)で捜査しましょうか。 貴方の所在を……	1 航空機 2 船舶 3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を緯度……経度……附近(又は他の指示による)で捜査しましょうか。 貴方の所在を……	1 航空機 2 船舶 3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を緯度……経度……附近(又は他の指示による)で捜査しましょうか。 貴方の所在を……	1 航空機 2 船舶 3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を緯度……経度……附近(又は他の指示による)で捜査しましょうか。 貴方の所在を……	1 航空機 2 船舶 3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を緯度……経度……附近(又は他の指示による)で捜査しましょうか。 貴方の所在を……	1 航空機 2 船舶 3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を緯度……経度……附近(又は他の指示による)で捜査しましょうか。 貴方の所在を……	1 航空機 2 船舶 3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を緯度……経度……附近(又は他の指示による)で捜査しましょうか。 貴方の所在を……	1 航空機 2 船舶 3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を緯度……経度……附近(又は他の指示による)で捜査しましょうか。 貴方の所在を……

二 問、答又は通知の種類別略語表

略語	問	答 又 は 通 知
Q R A	名 称 貴局の名は、何ですか。	貴方の名は、……です。
Q R D	経 略 貴方は、どこへ行き、どこから来ましたか。	当方は、……へ行き、……来ました。
Q R B	位 置 貴局は、当局からおよそいくらの距離にありますか。	貴局と当局との間の距離は、およそ……海里(又はキロメートル)
Q U S	1 救命員を受け取りましたか。 2 救命船に収容されましたか。 3 地上の救助隊に救われましたか。 貴方は、生存者又は難破船を認めましたか。どの位置で認めましたか。	1 ……の投下した救命員を受け取りました。 2 救助船に収容されました。 3 地上の救助隊に救われました。 当方は、……
Q U T	遭難の位置は、表示されていますか。 当方は、船舶又は航空機を当方の位置へ導きましようか。	1 ……(呼出符号)を、貴方の呼出符号及び線を……kc (又はmc) で送信して貴方の位置に 2 ……(呼出符号が貴方に到着するためにとる航路を……kc (又はmc) で送信して 遭難の位置は(……で)表示されています。 船舶又は航空機を導いて下さい。

Q S B Q R O Q R P Q S A	符号の強度	Q R K Q R I	Q T N Q T H
当方は、電力を増加しましょうか。 当方は、電力を減少しましょうか。 当方の符号(又は……の符号)の強度は、どうですか		当方の符号(又は……の符号)の明りよう度は、どうですか。	緯度及び経度で示す(又は他の指示による)貴方の位置は、何度ですか。 貴方は、何時に……(場所)を出発しましたか。
電力を増加して下さい。 電力を減少して下さい。 貴方の符号(又は……の符号)の強度は、…… 1 ほとんど感じません。 2 弱い です。 3 かなり良いです。 4 良い です。 5 甚だよいです。 貴方の符号には、フェーディングがあります。		貴方の発射の音調は、…… 1 良いです。 2 変化します。 3 悪いです。 貴方の符号(又は……の符号)の明りよう度は、…… 1 読めません。 2 時々読めます。 3 読めますが困難です。 4 読めます。 5 完全に読めます。	です。 当方の位置は、緯度……経度……(又は他の指示による)です。 当方は、……(場所)を……時に出発しました。

電 鍵 の 操 作		Q R Q	Q R R	Q R S	Q S D	混 信	周波数の調整	Q R G	Q R H	Q T S	周波数及び発射種類の選択	Q S N	Q S U	Q S V	
当方は、もつと速く送信しましょうか。 貴方は、自動機使用の用意ができましたか。 当方は、もつとおそく送信しましょうか。 当方の電鍵操作は、不正確ですか。		もつと速く送信して下さい（一分間に……語）。 当方は、自動機使用の用意ができました。 一分間について……語の速度で送信して下さい。 もつとおそく送信して下さい（一分間について……語）。 貴方の電鍵操作は、不正確です。		貴方は、混信を受けていますか。 貴方は、空電に妨げられますか。		当方は、混信を受けています。 当方は、空電に妨げられます。		当方の正確な周波数（又は……の正確な周波数）を示してください。 当方の周波数は、変化しますか。		貴方の正確な周波数（又は……の正確な周波数）は、……kc（又はmc）です。 貴方の周波数は、変化します。		貴方の周波数を測定するために、今（又は……時）から……分間（……（又はmc）で）貴方の呼出符号を送信してください。		貴方は、当方（又は……（呼出符号））を……kc（又はmc）で聴きましたか。 当方は、この周波数（又は……kc（若しくはmc））で（種別……の発射で）送信又は応答しましょうか。 当方は、この周波数（又は……kc（若しくはmc））でVの連続を送信しましょうか。	
		当方は、貴方（又は……（呼出符号））を……kc（又はmc）で聴きました。 その周波数（又は……kc（若しくはmc））で（種別……の発射で）送信又は応答して下さい。 その周波数（又は……kc（若しくはmc））でVの連続を送信して下さい。													

料 金	Q T U	Q T R	時 間	Q T Q	Q S C	Q R Z	Q R Y	Q R X	Q R V	Q S L	通信連絡の設定	Q S Y	周波数の変更	Q S X	Q S W
	正確な時刻は、何時ですか。 貴局の執務時間は、何ですか。		貴局は、国際通信書によつて、当局と通信することができますか。	誰が当方を喚呼していますか。 貴方は、貨物船ですか。						貴方は、通信中ですか。 貴方は、用意ができましたか。 貴方は、何時に再び当方を喚呼しますか。 当方の順位は、何番ですか(通信連絡に関して)。	通信連絡の設定	当方は、他の周波数に変更して送信しましょうか。	周波数の変更	貴方は、その周波数(又は……kc(若しくはmc))で(種別……の発射で)送信してください。 貴方は、……(呼出符号)を……kc(又はmc)で聴取してください。 せんか。	
	正確な時刻は、……です。 当局は、……時から……時まで執務します。		当局は、国際通信書によつて、貴局と通信しましょうか。	誰が当方を喚呼していますか。 貴方は、……から……kc(又はmc)で喚呼されています。 当方は、貨物船です。						当方は、通信中です(又は当方は、……と通信中です)。妨害しないで下さい。 当方は、用意ができました。 当方は、……時に「……kc(又はmc)」で再び貴方を喚呼します。 貴方の順位は、……番です、(又は他の表示による)(通信連絡に関して)。	他の周波数(又は……kc(若しくはmc))に変更して送信して下さい。		周波数の変更	当方は、……(呼出符号)を……kc(又はmc)で(種別……の発射で)送信しましょう。 当方は、……(呼出符号)を……kc(又はmc)で聴取しています。	

Q R C S J		Q R W S O S P S Q U A U C	Q R U S G S I S Z
何私企業（又は主管庁）が貴局の料金計算を精算しますか。 ……あての一語の徴収料金は、貴方の国内電信料を合わせていますか。	仲介	当方は、……に貴方が……kc（又はmc）で彼を喚呼していることを通知しましょうか。 貴方は、……と直接又は中継で通信することができますか。 貴方は、無料で……へ中継してくれませんか。 貴方には、医師（又は……（人名））がいますか。 貴方は、……（呼出符号）の消息を知っていますか。 貴方が当方（又は……（呼出符号））から受信した最後の電報の番号（又は他の指示）は、何ですか。	貴方は、当方に送信するものがありますか。 当局は、電報を一度に……通送信しましょうか。 貴方は、貴方の信号の間に当方を聴くことができますか。 貴方は、受信証を送ることができますか。 当方は、貴方に送信した最後の電報（又は以前の電報）を反覆しましょうか。 当方は、各語又は各集合を数回送信しましょうか。
当局の料金計算は、……私企業（又は……主管庁）が精算します。 ……あての一語の徴収料金は、当方の国内電信料を合わせて……フランです。		……当方が……kc（又はmc）で彼を喚呼していることを通知して下さい。 当方は、……と直接（又は……の中継で）通信することができます。 当方は、無料で……へ中継します。 貴方には、医師（又は……（人名））がいます。 ……（呼出符号）の消息は、次のとおりです。 当方が、貴方（又は……（呼出符号））から受信した最後の電報の番号（又は他の指示）は、……です。	当方は、貴方に送信するものではありません。 電報は、一度に……通送信して下さい。 当方は、貴方の送信を中断することができますでした。 又は 貴方は、……（呼出符号）に、当方が（……kc（又はmc）の）彼の送信を中断することができなかつたことを通知して下さい。 当方は、当方の信号の間に貴方を聴くことができます。 当方は、受信証を送ります。 貴方が当方に送信した最後の電報（又は第……号電報）を反覆して下さい。 各合又は各集合を二回（又は……回）送信して下さい。

Q T A	Q T B	Q T C	Q T V	Q T X	Q R E	Q R F	Q T I	Q T J	Q T L	Q T N	Q T O	Q T P	Q T G
当方は、第……号電報を送信しなかつたものとして取り消しました。 ようか。 貴方は、当方の語数計算に同意しますか。 貴方には、送信する電報が何通ありますか。 当方は、周波数……kc (又はmc) で (……時から……時まで) 貴方に代つて聴守しましょうか。 貴局は、更に通知するまで (又は……時まで) 当局との通信のために執務してください。	第……号電報を送信しなかつたものとして取り消して下さい。 当方は、貴方の語数計算に同意しません。当方は、各号又は各集合の最初の文字又は数字を反覆します。 当方には、貴方への (又は……への) 電報が……通あります。 周波数……kc (又はmc) で (……時から……時まで) 当方に代つて聴守して下さい。 当局は、更に通知があるまで (又は……時まで) 貴局との通信のために執務します。	何時に、貴方は…… (場所) に到着の見込みですか。 貴方は、…… (場所) へ戻りますか。 貴方の真針路は、何度ですか。 貴方の速力は、いくらですか (船舶の速力を請求する。) 貴方の真針路 (無風における真針路) は何度ですか。 貴方は、何時に、…… (場所) を出発しましたか。 貴方は、岸壁 (又は港) を離れましたか。 貴方は、岸壁 (又は港) に着くところですか。 貴方は、常時着水 (又は着陸) しますか。	当方は、…… (場所) に……時に到着の見込みです。 当方は、…… (場所) へもどります。 又は …… (場所) へもどりたい。 当方の真針路は、……度です。 当方の速力は、……ノット (又は毎時……キロメートル) の速力を指示する。 当方の真針路は、……度です。 当方は、…… (場所) を……時に出発しました。 当方は、岸壁 (又は港) を離れました。 当方は、岸壁 (又は港) に着くところですか。 当方は、直ちに不時着水 (又は着陸) します。 又は 当方は、…… (位置又は場所) に不時着水 (又は着陸) しようとしています。										

Q U J Q U N	Q U B	Q U H Q U K	Q U L	Q T E	Q T F	Q T G
貴方は、当方が貴方（又は……）に向うために無風において従うべき真針路を示してください。 当方のすぐ附近（又は緯度……経度……（若しくは……）の附近）にある船舶は、その位置、直航路及び速力を示してください。	貴方は、……（観測地）の視界、雲の高さ、地上の風の方向及び速度に関する事項を、この順序で当方に通知できますか。 海面の現在の気圧を当方に示してください。 貴方は、……（場所又は経度）で観測した海の状態を当方に示すことができますか。 貴方は、……（場所又は経緯度）で観測したうねりを当方に示すことができますか。	貴方は、……（観測地）の視界、雲の高さ、地上の風の方向及び速度に関する事項を、この順序で当方に通知できますか。 海面の現在の気圧を当方に示してください。 貴方は、……（場所又は経度）で観測した海の状態を当方に示すことができますか。 貴方は、……（場所又は経緯度）で観測したうねりを当方に示すことができますか。	無線方向探知	貴方からの当方の真方位は、何度ですか。 又は ……（呼出符号）からの当方の真方位は、何度ですか。 又は ……（呼出符号）からの……（呼出符号）の真方位は、何度ですか。 貴局の操縦する無線方向探知局が測定した当局の位置を示してください。	貴方は、一線各十秒間の二線に続く貴方の呼出符号を（……）回反覆して）（……（kc又はmc））で送信してください。 又は 貴方は、……に対して一線各十秒間の二線に続くその呼出符号を	貴方は、……（観測地）の視界、雲の高さ、地上の風の方向及び速度に関する事項を、この順序で当方に通知できますか。 海面の現在の気圧を当方に示してください。 貴方は、……（場所又は経度）で観測した海の状態を当方に示すことができますか。 貴方は、……（場所又は経緯度）で観測したうねりを当方に示すことができますか。
貴方が、当方（又は……）に向うために無風において従うべき真針路は、……度……時です。 当方の位置、直針路及び速力は……です。	請求された事項は、次のとおりです。 …… 海面の現在の気圧は、……（単位）です。 ……（場所又は経緯度）の海は、……です。 ……（場所又は経緯度）のうねりは、……です。	貴方は、……（観測地）の視界、雲の高さ、地上の風の方向及び速度に関する事項を、この順序で当方に通知できますか。 海面の現在の気圧を当方に示してください。 貴方は、……（場所又は経度）で観測した海の状態を当方に示すことができますか。 貴方は、……（場所又は経緯度）で観測したうねりを当方に示すことができますか。	無線方向探知	当局からの貴方の真方位は、……（度）、……時です。 又は ……（呼出符号）からの貴方の真方位は、……（度）、……時でした。 又は ……（呼出符号）からの……（呼出符号）の真方位は、……（度）……時でした。 当局の操縦する無線方向探知局が測定した貴局の位置は、緯度……、経度……、……級……時でした。	貴方は、一線各十秒間の二線に続く貴方の呼出符号を（……）回反覆して）（……（kc又はmc））で送信しましょう。 又は 貴方は、……に対して一線各十秒間の二線に続くその呼出符号を	貴方は、……（観測地）の視界、雲の高さ、地上の風の方向及び速度に関する事項を、この順序で当方に通知できますか。 海面の現在の気圧を当方に示してください。 貴方は、……（場所又は経度）で観測した海の状態を当方に示すことができますか。 貴方は、……（場所又は経緯度）で観測したうねりを当方に示すことができますか。

(72)

第42号

(……回反覆して)……kc (又はmc) で送信することを請求してください。	(……回反覆して)……kc (又はmc) で送信することを請求しました。
通信の中止	
当方は、送信を中止しましょうか。	送信を中止して下さい。
緊急	
賣方は、……(移動局の呼出符号)が送信した緊急信号を受信しましたか。	当方は、……(移動局の呼出符号)が……時に送信した緊急信号を受信しました。
賣方は、不時着水(又は着陸)しましたか。	当方は、直に不時着水(又は着陸)します。
又は	
当方は、……(位置又は場所)に不時着水しようとしています。	
遭難	
賣方は、……(移動局の呼出符号)が送信した遭難信号を受信しましたか。	当方は、……(移動局の呼出符号)が……時に送信した遭難信号を受信しました。
遭難通信は終了しましたか。	遭難通信は、終了しました。
捜査及び救助	
賣方の航行灯は、ついていますか。	当方の航行灯は、ついています。
当方のすぐ附近(又は経度……緯度……(若しくは……)の附近にある船舶は、その位置、真針路及び速力を示してください。	当方の位置、真針路及び速力は……です。
当方は、……	……
1 航空機	1 航空機
2 船舶	2 船舶
3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を経過……緯度……の附	3 救命艇

2 諸種の略語及び符号			
略語又は符号	意	略語又は符号	意
A A	……の後全部(反覆を請求するために問符の次に使用する。)	A B	……の前全部(反覆を請求するために問符の次に使用する。)
Q U P 貴方の所在を…… 1 探照灯 2 黒煙 3 のろし で示してくださいませんか。 生存者は、…… 1 救命員を受け取りましたか。 2 救命船に収容されましたか。 3 地上の救命隊に救われましたか。 貴方は、生存者又は難破船を認めましたか。 又それはどの位置で認めましたか。		を緯度……、経度……の附近(又は他の指示による)で捜査して下さい。 当方の所在を…… 1 探照灯 2 黒煙 3 のろし で示します。 生存者は…… 1 ……の投下した救命員を受け取りました。 2 救命船に収容されました。 3 地上の救助隊に救われました。 当方は、 1 水中の生存者 2 いかだの上の生存者 3 地上の救命隊に救われました。 を緯度……経度……(又は他の指示による)で認めました。 遭難の位置は、(……)で表示されています。 船舶又は航空機を導いて下さい。 1 ……(呼出符号)を、貴方の呼出符号及び線を……kc(又はmc)で送信して貴方の位置に 2 ……(呼出符号)が貴方に到着するためにとる航路を……kc(又はmc)で送信して	
Q U T 遭難の位置は、表示されていますか。 当方は、船舶又は航空機を当方の位置へ導きましょうか。			
Q U U			

D F	D C	D B	C T F	C S	C Q	C P	C R	C L	C L	C M	C T	B Q	B N	B K	A S	A R	A L	A D S	A B V
略体で数字を反復して下さい。(又は当方は略体で数字を反復します。) 名あて(反復を請求するため問符の次に使用する。) 只今送信されたものを全部反復して下さい。 送信の終了(・・・・・)(一符号として送信する。) 待つて下さい。(・・・・・)(一符号として送信する。) 継続中の送信を中断するために使用する符号 ……との間全部(反復を請求するために問符の次に使用する。) RQに対する答 分離符(――――) 肯定 確認して下さい。(又は、当方は、確認します。) 当局は、閉局します。 照校して下さい。(又は当方は、照校します。) 訂正 特定の二局以上あて一般呼出 各局あて一般呼出 呼出符号(呼出符号を請求するために使用する。) 当方は、貴方の質問に答えるために発振人(又は……局)に問合中です。(又は次の集合は、確認又は訂正のため発振人に問合中です。) 当局は、貴局に方位を示すことができません。貴局は、当局の目盛したセクター内にありません。 貴方の符号の最低限は、方位の測定に適します。 ……(時刻)の貴局の方位は、当局の疑わしいセクター内で……度でしたが、……度の誤差があるかも知れません。																			
L S	L R	K	J M	I P	G A	E A	E R	D E	D Y	D U P E	D T G	D T	D S	D P	D O	D J	D I	D G	
通知した方位に誤差があつたら通報して下さい。 貴方の符号不良なために、方位は、疑わしいです。 混信のために、方位は、疑わしいです。 方位は、疑わしいから後刻(又は……時刻に)再び測定を請求して下さい。 方位の誤差は、……度に達するかも知れません。 貴方の送信機を調整して下さい。貴方の符号の最低限は、幅が広すぎます。 当方は、貴方に方位を示すことができません。貴方の符号の最低限は、幅が広すぎます。 日附時刻群 これは複分報です。 当局は、方位を決定することができません。当局に対する貴局の概略の方向は、何度ですか。 被呼局の呼出符号と呼出局の呼出符号とを分離するために使用する。 当方…… 到着見込時刻 送信して下さい。(主として固定業務において使用される。) 句読点算入 当方が送信してよければ、線の連続を送つて下さい。当方の送信をとめるためには、点の連続を送つて下さい。(遭難の場合を除いて、五〇〇kcでは、使用しない。) 送信して下さい。 当方によつて受信された最後の通報は、……であつた。 当方によつて送信された最後の通報は、……であつた。 (又は最後の通報は、……であつた。)																			

S Y S S V C S S O S I G Q R P T R E F R P T R P O U R P B L P O N K W N I L N M S R M S G M N S M I S

……(通報の通過番号) 脱落

分

船舶の運用又は航行に関して船長の発受する電報を表示する前置符号

次の通報は、經由通信路が相違していた。当方は、配達又は中継のために貴方に伝送するものです。

否 定

当方は、貴方に送信するものではありません。

今

当方は、同意します。(又はよろしい。)

無線私報を表示する前置符号

額表(反覆を請求するために問符の次に使用する。)

……局が……局に代っています。

海岸局が移動局の位置及び次の立寄地を請求するために使用する。

受信しました。

……に關して。(又は……を参照して下さい。)

反覆して下さい。(又は当方は、反覆します。)(又は……を反覆して下さい。)

請求の表示

署名(反覆を請求するために問符の次に使用する。)

遭難信号(……)(一符号として送信する。)

船舶局名の前に附する表示

局報又は事務報を表示する前置符号

貴局報を参照して下さい。

A R 二重線 十二線 H H V V B A A A E X X W W W V T T T T T T F C

通 報

P T R に対する答を示す前置符号として使用する。

この集合が三回送信されると安全信号となる。

ありがとう。

本文(反覆を請求するために問符の次に使用する。)

通信完了(……)(一符号として送信する。)

語(又は集合)

……の次の語(反覆を請求するために問符の次に使用する。)

……の前の語(反覆を請求するために問符の次に使用する。)

この集合が三回通信されると緊急信号となる。

機器の調整又は実験のため調整符号を発射するとき使用する。

A 一電波

A 二電波

A 二電波

B 電 波

調整符号

欧文通信及び自動機通信の訂正符号

緊急信号(各線の長さは四秒間、二線の間隔は一秒間とする。)

欧文電報の指定、名あて、本文及び署名の前置符号として使用する。

欧文通報終了

3 国内通信にのみ使用する略符号

略符号	意	略符号	意
キ	貴局	ホ	指
チ	着信局名	ウ	記
ヤ	当 局	ホ	本
ト	通過番号	レ	文
ツ	額 表	エ	欧文通報
ガ	発信番号	ツ	和欧文切替符号
タ	受付時刻	ラ	和文通報の終了又は訂正
ト	名あて	タ	貴局通過番号……は、脱字です。
ウ	受信人名	セン	通過番号の順位にかかわらず特に先送する通報
ウ	……と訂正して下さい。	ソウ	「何」字(語)目を送信して下さい。
ヨ	何処から送信しましょうか。	メ	当局着信又は中継信ではありません。
イ	始から更に送信して下さい。	コ	当局は、受信用紙がありませんからそのまましばらく待つ
サ	……以下少し送信して下さい。	カ	して下さい。
ス	種 類	ミ	短点が脱落気味です。
ル	字(語)数	ヌ	字号が消え気味です。
ヤ	発信局名	ケ	字号が密着気味です。
ハ	取り消して下さい。	エ	非常符号
ケ	欧文通報の語数照合のため、名あて以下各語の頭字を送信	ソ	非常通信において欧文通報を送信しようとするときに使用
カ	して下さい。	ス	する。
シ	本文の終りの方を少し送信して下さい。	オ	医療符号
ラ		ス	通報を送信します。
スト		ト	機上に留保して下さい。
		プ	
		ケ	
		エ	
		ソ	
		ス	
		ト	
		チ	
		ヤ	
		ト	
		ツ	
		ガ	
		タ	
		ト	
		ウ	
		ウ	
		ヨ	
		イ	
		サ	
		ス	
		ル	
		ヤ	
		ハ	
		ケ	
		カ	
		シ	
		ラ	
		スト	

注 略語の右側に線を附したものは、その全部を一符号として送信するものとする。

別表第三号(第十三条参照)

1 Z 略 語

略号	意 義	略号	意 義
Z A L	貴方の波長を変更して下さい。	Z F F	……(呼出符号及び周波数) kc を聴守し、フレームコードで通知して下さい。
Z A N	当方は、全く感度がありません。	Z F O	貴方の符号は、消えます。
Z A P	受信証を送つて下さい。	Z F S	少しフエーディングがあります。
Z B E	エコーのため受信状態不良です。	Z G F	この符号は、毎分3語までは、良好です。
Z B N	新しいスリッパを掛けかえて下さい。	Z G S	貴方の符号は、強くなつてきます。
Z B S	貴方の符号は、はつきりしません。	Z H A	貴方の符号は、弱くなつてきます。
Z B Y	一ヤード(メートル)戻して下さい。	Z H C	貴方の自動機による受信の状態はどうですか。
Z C C	暗語を照校して下さい。	Z H S	貴方の受信状態は、どうですか。
Z C D	貴方の照校は、進つています。	Z I P	自動機で毎分3語の速度で送信して下さい。
Z C O	貴方は、照校しておりません。	Z H Y	貴方は、……で入感しています。
Z C P	当方の受信状態が悪いから、電力をできるだけ増加して下さい。		電力を増加して下さい。
Z C S	送信を中止して下さい。	Z I R	貴方の送信機は、強い不必要なふく射があります。
Z C T	暗語を二度送信して下さい。	Z K Q	再開の用意ができたお知らせして下さい。
Z C W	貴方は……と直接通信中ですか。	Z L B	しばらく送信を中止して下さい。
Z D H	貴方の点は、あまり重い(長い)。もつと軽く(短かく)調整して下さい。	Z L D	貴方の符号は、押え切りです。
Z D L	貴方の点は、あまりに軽い(短かい)。もつと重く(長く)調整して下さい。	Z L S	当方は、雷のために受信を妨害されています。
Z D M	貴方の点は、脱けます。	Z M O	ちよつと待つていて下さい。
Z D V	貴方の点は、不規則ですからなおして下さい。	Z M P	さん孔の間違いか又はさん孔機が不良です。
Z F B	自動機が不良です。	Z M Q	……まで待つていて下さい。
	甚だしいフエーディングがあります。		

C M G	略 語	意	義	タイ プ	略 語	意	義
2 その他の略語							
Z S F	Z R R	Z R O	Z R L	Z R C	Z R A	Z P T	Z P R
Z P O	Z P E	Z O R	Z O K	Z O H	Z O A	Z N S	Z N R
Z N N	Z N N	Z N G	Z N B	Z S H	Z S O	Z S R	Z S T
当方は、貴方の中継の要求がわからないから、二回反覆で送信します。 暗語を受信するには、状態が不良です。 通信完了 受信しません。 新しいスリッパを掛けます。 当方の送信機を調べました。符号はよく出ています。 貴方にどんな電報がありますか。 当方は、よく受信しています。 点だけを送信して下さい。 全部さん孔して下さい。 普通語を反覆しないで送信して下さい。 普通語だけをさん孔して下さい。 今のところのスリッパを再びかけて下さい。 普通語二回反覆して送信して下さい。 自動機のスリッパが裏返しです。 貴方は、暗号を受信することができますか。 今一つ前のスリッパを再びかけて下さい。 貴方は、よく受信していますか。 裏返しでかかっています。 もつと速く送信して下さい。							
Z Y S	Z W T	Z W R	Z W O	Z W C	Z V S	Z V P	Z V F
Z U B	Z U A	Z T H	Z T A	Z S V	Z S U	Z S T	Z S S
当方は、甚しい空電があります。 スリッパを一回だけかけて送信して下さい。 貴方の符号は、強くてよく読めます。 より速く送信して下さい。 スリッパを二回かけて送信して下さい。 貴方の符号は、読めません。 貴方の速度は、変化します。 自動機で送信して下さい。 手送して下さい。 貴方の発射は時時中断します。 当方の状態は、現波受信又は自動機受信には適しません。 貴方を中断させることができませんでした。 バイアスに変化します。 周波数が変化します。 Vの連続を送信して下さい。 信号強度が変化します。 当方には、雑音があります。 各語を反覆しないで送信して下さい。 貴方の符号は、弱いけれども読めます。 各語を二回反覆して送信して下さい。 貴方の送信の速度はいくらですか。							

インキ ダイデン トラ レシバ ガリ バケ	下さい。 インキがなくなりましたからしばらく待つて下さい。 停電ですからしばらく待つて下さい。 自動送信機 自動受信機 貴方のさん孔紙は送信機の正当な位置にかかっていません。 貴方のさん孔紙に変化が多いから調べて下さい。	リボン ウラ カイサン キレタ テスト タイム	つて下さい。 タイプライターのリボンを取り替え又は調整しますがしばらく待つて下さい。 貴方のさん孔紙は裏面です。 改さんして下さい。 当方送信中のさん孔紙が切れました。 テストを開始して下さい。 当局の割当時間がきました。
「メーデー」 「遭難」 「パン」 「緊急」 「セキユリテ」 「警報」 「非常」 各局	無線電話通信に用いる略語 上欄の略語に相当する無線電話通信の略符号 S O S S O S S O S又はD I S T R E S S X X X X X X T T T T T T O S O C Q	無線電話通信に用いる略語 反 覆 明りよう度 誰かこちらを呼びましたか 感 度 そちら何(周波数)に変えて下さい。 こちら何(周波数)に変更します。 こちら何(周波数)を聴守します。 通報(何)通	上欄の略語に相当する無線電信通信の略符号 R P T Q R K Q R Z ? Q S A Q S U Q S W Q S X Q T C

別表第四号(第十四条参照)

和 文 略 語

注 「CMG」以外は、国内通信に使用するものとする。

字	文				
ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
葉はがきの 書ハ	名なごや 古屋ナ	煙たばこの 草タ	さくら 桜サ	かわせ 為替カ	朝あさひの 日ア
ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
飛ひこうきの 機ヒ	口にほん 本のニ	千ちどりの 鳥チ	新しんぶんの 聞シ	切きつて 手のキ	いろはの イ
フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
富士さん のフ	沼ぬまの 津ヌ	鶴つるかめの 亀ツ	すずめ 雀ス	くるま 車ク	うえの 野ウ
ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
平へいわの ヘ	ねずみ 鼠ネ	手てがみの 紙テ	世せかいの 界セ	景けしきの 色ケ	英えいごの 語エ
ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
保ほけん 険ホ	野のはらの 原ノ	富とやま 山ト	京きょうばん 盤ソ	子こども 供コ	才さい のオ

別表第五号(第十四条参照)
1 和文通話表

訂正	しばらくお待ち下さい	了解	O K	「医療」	どうぞ	こちら
H H又はラ タ	A S	R	R	M D C	K	D E
通信停止 遭難通信終了 只今試験中 本日は晴天なり さようなら おわり						
A R又はラ タ	V A	V V V	E X	Q U M	Q R T	

〔使用例〕

一 「ア」は、「朝あさひ日のア」と送る。二 「バ」又は「パ」は、「葉はがき書のハに濁だくてん点」又は「葉はがき書のハに半濁はんだくてん点」と送る。三 「一」は、「数すうじ字の一ひと」と送る。

号 記	字 数						
一	六	一	ン	ワ	ラ	ヤ	マ
長 ちようおん 音	数 すうじ 字の ろく	数 すうじ 字の ひと	お しま 終いの ン	わらび の ワ	ラジオの ラ	大 やまと 和の ヤ	篝 まつち すの マ
、	七	二	ミ	キ	リ		ミ
区 くぎりてん 切りてん	数 すうじ 字の なな	数 すうじ 字の ふた	濁 だくてん 点	井 ゐ 戸どの キ	林 りんご 檜の リ		蜜 みかん 柑の ミ
ー	八	三	。		ル	ユ	ム
段 だんらく 落	数 すうじ 字の はち	数 すうじ 字の さん	半 はん だくてん 濁点		留 るす 守居の ル	弓 ゆみ 矢の ユ	無 むせん 線の ム
へ	九	四		エ	レ		メ
下 したむき 向きかつこ 括弧	数 すうじ 字の きう	数 すうじ 字の よん		かぎ 釣のある エ	連 れんげ 華の レ		明 めいじ 治の メ
ゝ	〇	五		ヲ	ロ	ヨ	モ
上 うわむき 向きかつこ 括弧	数 すうじ 字の まる	数 すうじ 字の ご		尾 をわり 張の ヲ	ローマの ロ	吉 よし 野の ヨ	紅 もみじ 葉の モ

2 欧 文 通 話 表

文	A—Amsterdam	N—New York
	B—Baltimore	O—Oslo
字	C—Casablanca	P—Paris
	D—Danemark	Q—Quebec
数	E—Edison	R—Roma
	F—Florida	S—Santiago
字	G—Gallipoli	T—Tripoli
	H—Havana	U—Upsala
数	I—Italia	V—Valencia
	J—Jerusalem	W—Washington
字	K—Kilogramme	X—Xantippe
	L—Liverpool	Y—Yokchama
数	M—Madagascar	Z—Zurich
	1—数字の ヒト	6—数字の ロク
字	2—数字の フタ	7—数字の ナナ
	3—数字の サン	8—数字の ハチ
数	4—数字の ヨン	9—数字の キュウ
	5—数字の ゴ	0—数字の マル
字	• 終 点	・ 読 点
	() 括 弧	/ 斜 線

〔使用例〕 一 「A」は「Amsterdam」を送る。

二 「I」は「数字のヒト」と送る。

三 「(」は、「右向括弧」、「)」は、「左向括弧」と送る。

四 語と語の間は、「スペース」と送る。

別表第六号 (第四十条参照)

第二種局及び第三種局の執務時間

地帯	西部		東部		執務時間(グリニツチ標準時)
	西端		東端		
A	東部大西洋		アフリカ海岸の南方		十六時間の局
	西経三〇度の子午線		東経三〇度の子午線		
	〇時	から	六時	まで	八時間の局
	八時	から	一〇時	まで	四時間の局
	八時	から	九時	まで	

西部大西 洋 F	東部太 平洋 E	中部太 平洋 D	東部印 度洋 C	西部太 平洋 B	東部北 氷洋 A	地中海、北 海
西経九〇度の子午 線、メキシコ湾、北 アメリカの東海岸	D地帯の東端	C地帯の東端	B地帯の東端	A地帯の東端	東経八〇度の子午 線、アダムス・ブリッ ジに至るセイロンの 西海岸、アダムス・ ブリッジからインド の海岸に沿って西方	グリーンランドの海岸
西経三〇度の子午 線、グリーンランド の海岸	中央アメリカ海岸 に至る西経九〇度の 子午線、中央アメリ カ及び北アメリカ西 海岸	東経一四〇度の子午線	東経一六〇度の子午線	東経八〇度の子午 線、アダムス・ブリッ ジに至るセイロンの 西海岸、アダムス・ ブリッジからインド の海岸に沿って西方	地中海、黒海及びバ ルチック海の東端、 ノルウエーの北方東 経三〇度の子午線	地中海、黒海及びバ ルチック海の東端、 ノルウエーの北方東 経三〇度の子午線
〇時 二時 四時 六時 八時 一〇時 一二時	〇時 二時 四時 六時 八時 一〇時 一二時	〇時 二時 四時 六時 八時 一〇時 一二時	〇時 二時 四時 六時 八時 一〇時 一二時	〇時 二時 四時 六時 八時 一〇時 一二時	〇時 二時 四時 六時 八時 一〇時 一二時	〇時 二時 四時 六時 八時 一〇時 一二時
一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時
一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時
一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時
一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時	一六時 一八時 二〇時 二二時 二四時 二六時 二八時

及びメキシコ湾		二〇時	二二時	二〇時	二二時	二〇時	二二時
別表第七号(第九十八号参照)							
1 航海 航海一高瀬灯台は、修理のため一月三日から休灯中である。 Navigation=Takase Light-house is closed for repairs since Jan. 3.							
2 気象の急激な変化 (4) 台風「天洋丸報」台風は、南東にある。風は、北から風力を増し、晴雨計は、急速に降下しつつあり。位置北緯二三度二分、東經一七二度四〇分、二日グリーンニシ〇・三時〇〇分 Typhoon=Tenyomaru reports quote typhoon to Se wind increasing from N and barometer falling rapidly position 23° 12' N 172° 40' E 0300 GMT 12 Unquote.							
(4) 暴風雨ハリケーン接近の様相がある。晴雨計修正二九・六四インチで降下している。風北東、風力八、北東からはうねり普通であつて、しばしば雨を伴うスコールがある。針路三五度、船速九ノツト、北緯二三度〇〇分、東經一三八度三六分、十四日グリーンニシ三時三〇分 Storm=Appearance indicate approach of hurricane							
barometer corrected 29.64 Inches falling wind NE force 8 swell medium from NE frequent rain squalls course 35° 9 knots 22° 00' N 138° 36' E 1330 GMT 14.							
3 遺棄物一水面上わずかに見える遺棄物がある。北緯二六度〇六分、東經一二七度一八分、二十一日グリーンニシ一六時三五分 Derelict=Observed derelict almost submerged in 26° 06' N 127° 18' E 1635 GMT 21.							
別表第八号(第九十八号参照)							
一 漁場の気象 天気、気圧、気温、風向、風力、視程等							
二 漁場の海況 水濁、比重、水色、波浪、潮流、潮目、水深、底質等							
三 操業の状況(漁況) 操業日時、漁場の位置、魚群の状況(種類、魚の大小、濃度、移動の状況、餌付の良否、鳥付の有無等)、餌料の種類及び数量、漁獲物の種類及び数量、今後の見込及び調査方向、附近における他船の有無等							
四 操業上の打合 餌料又は水の配給状況、餌料の適否、使用漁具の種類及び手配、							
漁獲物の処理加工、乗組員の手配、相場 五 操業上の注意事項その他特異現象等 六 漁船の航程に関するもの 船体、機関、無線機器の故障及び修理、漁獲物の輸送手配、漁獲上必要な航程の変更							
〇規則第二百十号 電波法(一九五五年立法第八十号) 第二十八條、第二十九條及び第三十九條の規定に基づき、無線設備規則を次のとおり定める。 一九五五年十二月十五日 行政主席 比嘉 秀平							
無線設備規則							
第一章 総 則							
第一節 通則(第一條―第三條)							
第二節 電波の質(第四條―第七條)							
第三節 保護装置(第八條―第九條)							
第二章 送信設備							
第一節 通則(第十條―第十四條)							
第二節 送信装置(第十五條―第十九條)							
第三節 送信空中線(第二十條―第二十二條)							
第三章 受信設備(第二十三條―第二十五條)							
第四章 業務の種類による無線設備の条件							
第一節 通則(第二十六條)							
第二節 放送局の無線設備(第二十七條―第三十三條)							
第三節 船舶局及び海岸局の無線設備(第三十四條―第四十三條)							
第四節 無線方位測定機等(第四十四條―第四十九條)							
第五節 国際通信用の無線設備(第五十條―第五十二條)							
第六節 気象援助業務用及び簡易無線業務用の無線設備(第五十三條―第五十五條)							
第七節 三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する無線設備(第五十六條―第五十七條)							
第五章 高周波利用設備							
第一節 通信設備(第五十八條―第六十三條)							
第二節 通信設備以外の設備(第六十四條―第六十六條)							
附 則							
第一章 総 則							
第一節 通 則							
(目 的) 第一條 この規則は、無線設備及び高							

周波利用設備に関する条件を定めることを目的とする。

(根拠)

第二条 この規則は、別に規定するものの外、法第三章無線設備の規定（法第八條第三項において準用する場合を含む。）に基づいて制定せられるものとする。

(定義)

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、別に規定あるものの外、左の定義に従うものとする。

一 「空中線の利得」とは、実際の空中線によつてある定められた方向（別段の定めがないときは、主として射方向とする。）に射された電波の電界強度の二乗と空間に隔離された完全半波空中線によつてその中央の面上に射された電波の電波の電界強度の二乗との比をデシベルの数字で表わしたものをいう。

これらの電界強度は、実際の空中線及び完全半波空中線に等しい電力を供給し、且つ、空中線からの十分な距離において測定されたものとする。

二 「水平面の主射角の角度の幅」とは、いずれの方向の放射電力も最大射角の方向における放射電力との差が、最大デシベルであるものを含む度で示された全角度をいう。

三 「実効射電力」とは、空中

線電力を空中線の利得によつて換算したものをいう。

第二節 電波の質

(電波の型式)

第四条 電波の型式は、その特性により左に掲げる記号をもつて表わす。

一 変調の型式

- (1) 振幅 記号 A
(2) 周波数（又は位相） 記号 P
(3) パルス 記号 F

二 伝送の型式

- (1) 通報を送るための変調のないもの 記号 ○
(2) 変調用可聴周波数を使用しない電波 記号 一
(3) 一若しくは二以上の変調用可聴周波数の電鍵操作又は変調波の電鍵操作による電波（特別の場合には、電鍵操作をしない変調した電波） 記号 二

- (4) 電話 記号 三
(5) フラクシミリ 記号 四
(6) テレビジョン 記号 五
(7) 複合した伝送及び前の各号に該当しない場合 記号 九

三 補足特性

- (1) 全搬送波の両側波帯（なし） 記号 a
(2) 低減搬送波の単側波帯 記号 b
(3) 低減搬送波の二独立側波帯 記号 c
(4) 低減搬送波のその他の放射 記号 d
(5) 振幅変調したパルス 記号 e

(6) 幅変調したパルス 記号 e
(7) 位相（又は位置）変調したパルス 記号 f
四 前各号の例外として減幅電波
2 前項の規定に基づき、電波の型式を左のとおり定める。

変調の型式	伝送の型式	補足特性	記号で表わす電波の型式
変調のないもの	変調用可聴周波数を使用しない電波（電鍵の開閉操作）		A ○
一若しくは二以上の変調用可聴周波数の電鍵操作又は変調波の電鍵操作による電波（特別の場合には、電鍵操作をしない変調した電波）	電話		A 一
	電話	全搬送波の両側波帯	A 二
	電話	低減搬送波の単側波帯	A 三 a
	電話	低減搬送波の二独立側波帯	A 三 b
	フラクシミリ		A 四
	テレビジョン		A 五
	複合した伝送及び前各型式に該当しない場合		A 九 c
	複合した伝送	低減搬送波	A 九 c

0430

[illegible]

電波の型式		周波数帯幅の許容 (kc)	備	考
A	—	〇・二五	一〇〇 kc まで	
A	—	〇・五	一〇〇 kc から五三五 kc まで	
A	—	一・五	五三五 kc から四、〇〇〇 kc まで	
A	—	二・〇	四、〇〇〇 kc より高い周波数	

F	F	F	F	F	F	A	A	A	A	A	A
四	三	三	二	一	三	五	四	四	三	三	二
三〇	二〇〇	四〇	三	二		六、〇〇〇	六	四	一五	八	二・五
救命艇、救命いかだ及び救命浮機の送信装置には適用しない。 七五mcを使用する無線標識局の場合 放送局及び放送中継局以外の無線局であつて単一通信路の場合。但し、多重通話路を使用する場合は、指定する。 放送局及び放送中継局の場合。但し、二〇mcより高い周波数を使用する場合は、指定する。 フアクシミリの単一通信路の場合 写真電送 白黒式テレビジョン放送											

（高調波等の強度の許容値）

第七條 発射電波の高調波、低調波又は寄生発射の強度の許容値は、空中線電力一ワット以下の送信設備及び三〇、〇〇〇kc以下の周波数を使用する移動局の送信設備を除く

外、左の各号に掲げるところによる。

一 高調波、低調波又は寄生発射の周波数が三、〇〇〇kc以下のものについては、これらによつて生ずる電界強度は、発射空中線より五

キロメートルの距離において毎メートル三〇〇マイクロボルト未満であること。		又は電源回路の自動しや、断器を装置しなければならない。	
二 高調波、低調波又は寄生発射の周波数が三、〇〇〇kcをこえるものについては、それぞれ空中線における平均の電力は、基本周波数の平均電力より四〇デシベル以上低いものであつて、且つ、二〇〇ミリワットをこえないものであること。		二 一キロワット以上の真空管に使用する強制空冷装置には、送風の異状に対する警報装置又は電源回路の自動しや断器を装置しなければならない。	
2 空中線電力一ワット以下の送信設備及び三〇、〇〇〇kc以下の周波数を使用する移動局の送信設備は、その発射電力について、できる限り前項各号の規定に従わなければならない。		第九条 前条に規定するものの外、無線設備の電源回路には可熔片又は自動しや断器を装置しなければならない。但し、負荷電力一〇ワット以下のものについては、この限りでない。	
第三節 保護装置 (電源回路のしや断等) 第八条 真空管に使用する水冷装置には、冷却水の異状に対する警報装置		第二章 送信設備 第一節 通 則 第十条 空中線電力は、左の表の上欄に掲げる電波の型式を使用する送信設備について、それぞれ同表下欄に掲げる電力をもつて表示する。	
電波の型式	空	線電 力	
	中		
A 〇	平均電力	尖頭電力	
A 一	電鍵を押えたときの平均電力	変調のないときの平均電力	
A 二	変調のないときの平均電力	尖頭電力	
A 三	尖頭電力	尖頭電力	
A 三 a	尖頭電力	尖頭電力	
A 三 b	尖頭電力	尖頭電力	
A 四	尖頭電力	尖頭電力	
第十一條 左の各号の送信設備の空中線電力は、前条の規定にかかわらず規格電力をもつて表示する。		用いようとする非常用の携帯無線電信の送信設備を除く。	
一 三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する送信設備		三 実験局の送信設備	
二 規格電力一〇ワット以下の真空管を使用する送信設備(救命艇、救命いかだ及び救命浮機において)		四 前各号に規定するものの外、前条の規定による平均電力又は尖頭電力を測定することが困難であるか又は必要がない送信設備(平均電力と尖頭電力との換算等)	
B	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
P 九	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
P 三	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
P 三	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
P 三	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
P 二	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
P 二	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
P 二	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
P 一	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
P 〇	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
F 九	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
F 五	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
F 四	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
F 三	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
F 二	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
F 一	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
F 〇	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
A 九	尖頭電力	変調のないときの平均電力	
A 五	尖頭電力	変調のないときの平均電力	

第十二条

送信装置の平均電力と尖頭電力との換算は、電波の型式に応じて左のとおりとする。

一 搬送波を低減した単一側波帯を使用する送信装置の尖頭電力は、一つの変調波によつて変調した場合の平均電力の四倍とする。この場合において、同一通信路にこの単一変調波と等しい強度で周波数の異なる一つの變調波を加えたときは、送信装置の高周波出力における第三次の混変調積が単一變調波のみを加えたときよりも二五デシベル下がついているものとする。

二 今搬送波及び側波帯の無線電話においては、搬送波の平均電力の四倍を尖頭電力とする。

三 搬送波を断続する無線電信及び周波数偏移無線電信においては、電鍵を押えたときの平均電力を尖頭電力とする。

四 パルスによつて変調する方式においては、衝撃係数(パルス幅とパルスの周期との比をいう。)が平均電力と尖頭電力の比にほぼ等しい。

(空中線電力の算出)

第十三条 三〇、〇〇〇kc以下の周波数を使用する送信設備の空中線電力は、左の各号の方法により測定して算出する。

一 抵抗変化法、置換法又はインピーダンスブリッジ法によつて空中線抵抗を測定し、これと空中線電

流の二重との積により算出する。

二 空中線回路に電力を供給して測定することが不適当な場合は、擬似回路を用い、電力を置換して測定する。

2 前項各号によつて測定することが困難な場合は、次の方法により算出する。

一 空冷式又は水冷式の真空管を使用する場合においては、陽極損失をふく射計又は温度差により測定して算出する。

二 非同調型の電線を有する空中線を使用する場合においては、特性インピーダンスを算出し、これとき電線に流れる高周波電流の最大値と最小値との積により算出する。

三 三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する場合であつて、且つ、前二号による算出が困難な場合においては、終段陽極入力値に左の能力率を乗じて算出する。無線電話の送信装置を同じ状態で無線電信の送信に使用する場合、無線電話の能力率を準用する。

(1) 終段C級無線電信

六〇パーセント

(2) 終段C級終段陽極変調方式の無線電話 六〇パーセント

(3) 終段B級低電力変調方式の無線電話 三〇パーセント

(4) 終段C級制御格子変調方式の無線電話 三五パーセント

(5) 終段C級抑制格子変調方式の無線電話 三〇パーセント

第十四条 空中線電力の許容偏差は、無線局について、左のとおり定める。

一 放送局

上限五〇パーセント

下限一〇パーセント

二 放送局以外の無線局

上限一〇パーセント

下限二〇パーセント

第二節 送信装置

(周波数の安定のための条件)

第十五条 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によつて発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外圍の温度若しくは湿度の変化によつて影響を受けなければならない。

3 移動局の送信装置は、實際上起り得る振動又は衝撃によつても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

第十七条 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、左の条件に適合するものでなければならない。

一 発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一

の条件の回路によりあらかじめ試験を行つて決定されているものであること。但し、周波数の許容偏差が一万分の一をこえるものについては、この限りでない。

二 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に応じてその温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

(通信速度)

第十七条 手送電鍵操作による送信装置は、その操作の通信速度が二五ボートにおいて安定に動作するものでなければならない。

2 前項の送信装置以外の送信装置は、その最高運用通信速度の一〇パーセント増の通信速度において安定に動作するものでなければならない。

(変調)

第十八条 送信装置は、音声その他の周波数によつて搬送波を変調する場合、変調波の尖頭値において(十一)一〇パーセントをこえない範囲に維持されるものでなければならない。

(通信方式の条件)

第十九条 船舶局及び海岸局の無線電信(救命艇、救命いかだ及び救命浮機において用いようとする非常用の携帯無線電信を除く。)であつてその通信方式が単信方式のものであるときは、ブレイクイン式又はこれと同等以上の性能のものでなければならない。

らない。この場合において、ブレイクインリレーを使用するものは、容易に予備のブレイクインリレーに取替えて使用することができるよう設備しなければならない。

2 無線電話局の無線設備であつてその通信方式が単信方式のものであるときは、一挙動切換式又はこれと同等以上の性能のものでなければならぬ。

3 公衆通信業務を目的とする無線電話局の無線設備であつてその通信方式が同時送受話方式のものであるときは、ボース式又はこれと同等以上の性能のものでなければならぬ。但し、近距離通信を行うものであつて簡易なものについては、この限りでない。

第三節 送信空中線

(送信空中線の型式及び構成等)

第二十條 送信空中線の型式及び構成は、左の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 二 整合が十分であること。
- 三 満足な指向特性が得られること。

第二十一條 左の各号の業務を目的とする無線局を開設しようとする者に対しては、空中線の利得、指向特性等に関する資料の提出を求めることがある。

- 一 放送区域の特定する放送業務

二 国際通信の業務

- 三 無線標識業務及び無線航行業務
- 四 その他通信の相手方を特定する無線通信の業務

第二十二條 空中線の指向特性は、左に掲げる事項によつて定める。

- 一 主方向及び副方向の射角の幅
- 二 水平面の主方向の射角の幅
- 三 空中線を設置する位置の近傍にあるものであつて電波の伝わる方向を乱すもの

- 四 き電線よりのふく射

第三章 受信設備

(副次的に発する電波等の限度)

第二十三條 法第二十九條に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度を左のとおり定める。

- 一 受信空中線からふく射される電波の強さがふく射する位置において毎メートル〇・三マイクロボルト以下であること。
- 二 受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合は、その回路の電力が四、〇〇〇マイクロワット以下であること。

(その他の条件)

第二十四條 受信設備は、なるべく左の各号に適するものでなければならぬ。

- 一 内部雑音が小さいこと。
- 二 感度が十分であること。

三 選択度が適正であること。

- 四 了解度が十分であること。

(受信空中線)

第二十五條 送信空中線に関する規定は、受信空中線に準用する。

第四章 業務の種類による無線設備の条件

第一節 通則

(目的)

第二十六條 この章においては、前各章に規定するものの外、左の各号に掲げる無線局の無線設備について特に規律する事項を定めることを目的とする。

- 一 放送局の無線設備
- 二 船舶局及び海岸局の無線設備
- 三 無線方位測定設備
- 四 国際通信用の無線設備
- 五 気象援助業務及び簡易無線業務の無線設備
- 六 三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する無線設備

第二節 放送局の無線設備

(適用の範囲)

第二十七條 この節の規定は、マイクロホン(録音再生装置を含む。)出力端子から送信空中線までの範囲(但し、有線中継線及び有線連絡線を除く。)の無線設備の送信装置に適用があるものとする。

(変調度)

第二十八條 送信装置は、少くとも九五パーセントまで直線的に変調することができらるものでなければならぬ。

い。(綜合わい率)

第二十九條 送信装置の綜合わい率は、二〇〇サイクル、一、〇〇〇サイクル及び五、〇〇〇サイクルの変調周波数によつて八〇パーセントの変調をしたとき五パーセント以下でなければならない。

(搬送波の振幅変動率)

第三十條 一、〇〇〇サイクルの変調周波数による搬送周波数の電流の振幅の変動率は、五パーセント以下でなければならない。

(信号対雑音比)

第三十一條 送信装置の綜合雑音比は、変調周波数一、〇〇〇サイクルで八〇パーセントの変調をしたとき(一)五〇デシベル以下でなければならない。

(温度上昇)

第三十二條 送信装置は、その空中線電力において、一、〇〇〇サイクルの変調周波数で四〇パーセントの変調又は通常使用状態での変調を行い、十時間連続運転をしたとき、真空管等の発熱体を除く各部の温度上昇は、室温より摂氏五〇度をこえてはならない。但し、構造及び動作上差し支えないと認められる部分については、この限りでない。

(擬似空中線のふく射)

第三十三條 送信装置の擬似空中線は、送信装置の空中線電力と同じ電力でその装置の調整試験をするのに

適したものであつて、これからよく射する電波の電界強度は、その装置から五キロメートルの距離において毎メートル一〇〇マイクロボルト以下でなければならない。

第三節 船舶局及び海岸局の無線設備

(義務船舶局の空中線等)

第三十四条 義務船舶局の無線電信の主設備の空中線は、マストの動揺によつて破断しないように保護されていなければならない。

2 補助設備を備えている義務船舶局の無線電信の主設備及び補助設備は、五〇〇kcの電波によつて、それぞれ補助設備及び主設備の空中線とすみやかに切り換えることができ、ものでなければならない。

(義務船舶局の電源)

第三十五条 義務船舶局の無線電信の

主設備の電源は、その船舶の航行中、主設備を動作させ、且つ、同時に無線設備の電源用蓄電池を充電するために十分な電力を供給することができ、ものでなければならない。

2 前項の電源は、その電圧をできる限り定格電圧の(十一)一〇パーセント以内に維持することができ、ものでなければならない。

(代表周波数に対する割合)

第三十六条 左の表の上欄に掲げる各周波数帯において、同一空中線を使用し二以上の電波を發射する船舶局の送信装置の各周波数の空中線電流又は空中線電力は、各型式ごとにその代表周波数の空中線電流又は空中線電力に対し左の表の下欄に掲げるそれぞれの割合でなければならない。但し、この表は、各周波数帯の関係を示すものではない。

周波数帯(kc)	代表周波数	代表周波数の空中線電流又は空中線電力に対する割合
四〇五―五三五	五〇〇 kc	八五パーセント以上(電流)
一、六〇五―二、八五〇	二、一六二、五kc又は二、一八二kc(注)	八五パーセント以上(電流)
三、一五五―三、九〇〇	最低周波数	七五パーセント以上(電力)

四、〇〇〇―二、三、〇〇〇

最低周波数

五〇パーセント以上(電力)

注 該当する周波数帯を有しないときは、最低周波数をもつて、代表周波数とする。

(電波の変調度等)

第三十七条 船舶局及び海岸局の使用するA一電波のリップル含有率は、一〇パーセント以下であつて、A二電波の変調度は、七〇パーセント以上でなければならない。この場合の変調周波数は、四五〇サイクル以上とする。

2 船舶局及び海岸局に使用するA三電波の変調度は、マイクロホンへの通常の音強度(五〇ホン基準とする。以下同じ。)において、七〇パーセント以上でなければならない。

3 船舶局及び海岸局のA三電波を使用する送信装置の総合割合率は、変調周波数一、〇〇〇サイクルで七〇パーセントの変調をしたとき一〇パーセント以下でなければならない。

4 前項の送信装置の総合周波数特性は、変調周波数三〇〇サイクルから三、〇〇〇サイクルまでの間において、八デシベル以上変化してはならない。但し、これにより達する効果を同等以上の効果を与える性能を有すると認められる場合は、この限りでない。

5 前二項の場合において、変調周波

数は、マイクロホンの出力端子に加えるものとする。

(電力低下の装置)

第三十八条 船舶局の送信装置は、その空中線電力(但し、七五ワット以下のものを除く。)をその五〇パーセントまで容易に減減することができ、ものでなければならない。

2 前項の送信装置が主送信装置であつて、四〇五kcから三、九〇〇kcまでの周波数を使用するものである場合は、前項の規定にかかわらず、その空中線電力を五〇ワットまで七五パーセント以内にと容易に減減することができるものでなければならない。空中線電力七五ワット以下五〇ワットをこえるものである場合も同様とする。

(周波数切換装置等)

第三十九条 左の表の上欄に掲げる船舶局及び海岸局の送信装置は、それぞれ下欄に掲げる条件に適合する周波数切換装置を備えていなければならない。受信装置についても同様とする。

一	三、九〇〇kc以下の周波数を使用するもの	同一周波数帯内における呼出応答周波数との切換は、なるべく無線通信士が着席したまま、一挙動で行うことができること。
二	四、〇〇〇kcから二二、〇〇〇kcまでの周波数を使用するもの	同一周波数帯内の周波数との切換は五秒以内、異なる周波数帯の周波数への切換は十五秒以内にできること。

(擬似空中線回路)

第四十条 施行規則第二十八条第一項第一号の二に規定する擬似空中線回路は、送信装置の全電力で試験できるものでなければならない。

(非常灯)

第四十一条 法第三十三條の非常灯は、一〇しよく光以上のものであつて、且つ、主送受信装置、補助装置及び時計を十分照明する位置に取り付けられたものとする。

(受信設備の条件)

第四十二条 船舶局の主受信装置であつて、一、五〇〇kc以上三〇、〇〇〇kc以下の周波数を使用するものは、できる限り、その通過帯域幅(最大感度を有する周波数から両側にデシベルの感度の減衰を示す二つの周波数の間の幅をいう。以下同じ。)で、六kc以下であつて、且つ、通過帯域幅の外における減衰は、その通過帯域の制限値から三〇デシベル下つた周波数までは、毎キロサイクル三デシベル以上でなければならない。

ない。

2 義務船舶局の無線電信の主設備及

電 界 強 度	電 界 強 度
毎メートル五〇マイクロボルト	毎メートル五〇マイクロボルト
(一、〇〇〇サイクルで七〇パーセントの変調をしたときを基準とする。)	(一、〇〇〇マイクロボルト(一、〇〇〇サイクルで七〇パーセントの変調をしたときを基準とする。)
受 信 装 置 入 力	受 信 装 置 入 力
一〇〇マイクロボルト(一、〇〇〇サイクルで七〇パーセントの変調をしたときを基準とする。)	一〇〇マイクロボルト(一、〇〇〇サイクルで七〇パーセントの変調をしたときを基準とする。)

3 義務船舶局の無線電話の一、六〇五kcから二、八五〇kcまでのA三電波を使用する受信設備は、左の表の上欄に掲げる電界強度において、少くとも下欄に掲げる受信装置入力が必要である。

電 界 強 度	電 界 強 度
毎メートル二五マイクロボルト	毎メートル二五マイクロボルト
(一、〇〇〇サイクルで三〇パーセントの変調をしたときを基準とする。)	(一、〇〇〇サイクルで三〇パーセントの変調をしたときを基準とする。)
受 信 装 置 入 力	受 信 装 置 入 力
五〇マイクロボルト(一、〇〇〇サイクルで三〇パーセントの変調をしたときを基準とする。)	五〇マイクロボルト(一、〇〇〇サイクルで三〇パーセントの変調をしたときを基準とする。)

び補助設備であつて四〇五kcから五三五kcまでのA二電波を使用する受信設備は、左の表の上欄に掲げる電界強度において、少くとも下欄に掲げる受信装置入力が必要であり、且つ、受信装置の出力における信号対雑音比は、二〇デシベル以上、出力は、受信装置の入力端子において一ミリワット以上又は音声器の入力端子において五〇ミリワット以上となるものでなければならない。

(救命艇用携帯無線電信等)

第四十三条 法第三十八條の規定による救命艇用携帯無線電信(以下「救命艇用携帯無線電信」という。)

は、左の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

(1) 一個にまとめられていること。但し、擬似空中線回路は、別個に備えつてることができる。

(2) 小型且つ軽量であつて、一人で持運びができること。

(3) 機器の取扱方法、遭難通信の通信方法、運用規則別表第一号1及び2に掲げるモールス符号及びその他注意すべき事項を簡明に記載した耐水性の説明書が備えつてあること。

(4) 自局の呼出符号を記入した標示板が備えつてあること。

(5) すみやかに完全に操作できること。

(6) 送信と受信との切換及び周波数の切換は、それぞれ一挙動でできること。

(7) 操作に必要な照明(3)の説明書及び(4)の標示板の照明を含む。)の装置があること。

(8) 救命艇内に又は海面上に降下させるための降下用具を備え、且つ、救命艇に固定できるようになつてゐること。

(9) 海中に投下したとき、容易に

0438

できないようになつてゐるこ
と。

2 救命艇、救命いかだ及び救命浮機
において用いようとする非常用の携
帯無線電信(救命艇用携帯無線電信
を除く。)は、なるべく前項各号の
条件に適合するものでなければなら
ない。

第四節 無線方位測定機等

(無線方位測定機)

第四十四条 無線方位測定機の空中線
は、できる限り方位の測定誤差が少
ない場所に堅固に取りつけておかな
ければならない。

2 無線方位測定機の校正曲線は、そ
の設置後すみやかに作成し、常に較
正しておかなければならない。

3 無線方位測定機の操作は、その方
位の測定値に変動を与えないよう
に、空中線その他電波の伝わり方を
乱す物体を通常の状態に置いて行わ
なければならぬ。

第四十五条 施行規則第十七条に規定
する無線方位測定機は、前条に規定
するものの外、左の各号の条件に適
合するものでなければならぬ。
一 航海船舶以外の場所に設置した
場合は、その場所と航海船舶との
間に送話管若しくは電話又はこれ
らに代る連絡設備を有すること。
二 検定規則第十八条に定める条件
に適合すること。

(レーダー装置)

第四十六条 船舶に設置するレーダー

の空中線は、できる限りその空中線
からふく射される電波の進路を妨害
する物件のない位置に設置しなけれ
ばならない。

2 船舶に設置し、平面図の全方向を
指示する装置を有するレーダー装置
の特性は、なるべく次の各号に適合
するものでなければならぬ。

一 最小距離

最小限九〇メートルの距離にお
ける目標を表示することができる
こと。

二 方位分解能

方位角三度以内の等距離にある
二つの目標を別別に表示すること
ができること。

三 距離分解能

最短距離目盛を使用する場
合、相互に九〇メートル離れた
同方位角にある二つの目標を別
別に表示することができること。
と。

(緊急自動受信機)

第四十七条 緊急自動受信機は、緊急
信号によつて起動したとき又はこの
機器が故障したとき、航海船舶、通
信室及び通信長室に備えつけられた
可聴警報器を連続的に動作させ、且
つ、通信室に備えつけられた閉閉器
によつてのみその動作を停止させる
ことができるものでなければならぬ。
い。

第四十八条 船舶に装置する緊急自動
受信機は、前条の規定の外、検定規

則第十七条に規定する条件に適合す
るものでなければならぬ。

(緊急自動電鍵装置)

第四十九条 緊急自動電鍵装置は、左
に掲げる条件に適合するものでなけ
ればならない。

一 義務船舶局の無線電信の主送信
設備又は補助設備に備えつけるも
の

(1) 電氣的に動作するものである
ときは、補助設備の電源によつ
て動作するものであつて、且
つ、電源電圧が定格電圧の(十
一)一〇パーセント以内の変動
があつても安定に動作するもの
であること。

(2) 十二線から成る信号であつ
て、各線の長さが四秒間、各線
の間隔が一秒間のもの(各線の
長さ及び間隔の許容誤差を(十
一)〇、二秒とする。)を明り
ように電鍵操作することができ
るものであること。

(3) 手送電鍵と容易に切り換えて
電鍵操作することができるもの
であつて、且つ、この装置によ
つて電鍵操作中は手送電鍵によ
つて同時に電鍵操作をすること
ができないものであること。

二 救命艇用携帯無線電信に備えつ
けるもの
(1) 電氣的に動作するものである
ときは、電源電圧が定格電圧の
(十一)一〇パーセント以内の

変動があつても安定に動作する
ものであること。

(2) 前号(2)の信号に引き続き無線
局運用規則別表第二号3に掲げ
る遭難信号(送信速度は、一分
間について約英文十二語とす
る。)を明りように電鍵操作す
ることができるものであるこ
と。

(3) 前号(3)に掲げる条件

(4) 反覆して電鍵操作することが
できるものであること。

第五節 国際通信用の無線設

備

(周波数偏移電信)

第五十条 国際通信の業務を行うことを目的とする無線電信局の送信装置であつて周波数偏移方式を使用するものは、その装置の電鍵を操作した場合における二つの発射電波の振幅の変動率は、(十一)五パーセント以下のものでなければならない。

2 前項の偏移周波数は、できる限り安定したものでなければならない。

(漏 話)

第五十一条 国際通信の業務を行うことを目的とする無線局の単側波帯送信装置の各側波帯間の漏話は、(一)三五デシベル以下でなければならない。

(低減搬送波の強度の変動)

第五十二条 前条の送信装置の使用する低減搬送波の電流の振幅の変動は、なるべく一〇パーセント以下のものでなければならない。

第六節 気象援助業務及び簡易無線業務の無線設備

備

(周波数の許容偏差)

第五十三条 ラジオゾンデ及びレーウインにおいては、その飛揚前における周波数の許容偏差は、〇・四パーセントとする。

(周波数安定のための条件)

第五十四条 簡易無線業務の送信設備は、周波数をその許容偏差内に維持するため、第十五条に規定するもの

の外、できる限り人体及び物件によつて影響を受けないものでなければならない。

(型式検定合格の設備)

第五十五条 検定規則で定める型式検定に合格した型式の気象援助業務用の送信設備の機器及び簡易無線業務用の無線設備機器は、この規則に規定する技術基準に適合するものとみなす。

第七節

三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する無線設備

(適用の範囲)

第五十六条 この節の規定は、三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する無線電話及び音声信号変調の無線設備に適用する。但し、多重無線電話、放送業務、放送中継業務及び簡易無線業務用の無線設備については、この限りでない。

(変 調)

第五十七条 周波数変調方式の場合においては、変調周波数は、三、〇〇〇サイクルをこえず、且つ、変調によつて生ずる周波数偏移は、無変調時の搬送波の周波数より(十一)一五kcをこえてはならない。

2 送信装置には、その周波数偏移が前項の規定の値をこえることを防ぐ自動的装置をなるべく備えなければならない。但し、空中線電力三ワット以下の送信装置については、この限りでない。

第五章 高周波利用設備

第一節 通信設備

(周波数の許容偏差)

第五十八条 電力線搬送及び誘導式通信設備から発射される周波数の許容偏差は、一パーセントとする。

(漏えい電界強度の許容値)

第五十九条 電力線に通ずる高周波電流の基本波による電界強度は、その送信装置から一キロメートル以上隔たり、且つ、電力線から入二m(入は、基本波の波長をメートルで表わしたものを、以下同じ。)の地点で毎メートル五〇〇マイクロボルト以下でなければならない。

第六十条 誘導式通信設備の線路に通ずる高周波電流の基本波による電界強度は、その送信装置から五〇〇メートル以上隔たり、且つ、線路から入二mの地点で毎メートル二〇〇マイクロボルト以下でなければならない。

第六十一条 電力線搬送及び誘導式通信設備から発射される高調波、低調波又は寄生発射の強度は、基本波に対して三〇デシベル以上低くなければならない。

第六十二条 電力線搬送は、電力線に通ずる高周波電流によつて他の通信設備に混信を与えないように左の各号に適合していなければならない。

一 高周波電流を通ずる電力線の分岐点には、伝送特性の必要に応じ

塞流線輪を入れること。

二 高周波電流を通ずる電力線の経路は、その附近に他の各種線路及び無線設備が少いように定めること。

第六十三条 高周波電流を通ずる誘導式通信設備の線路は、他の通信設備に与える混信を防止するためできる限り他の電線路との結合がないものでなければならない。

第二節 通信設備以外の設備

(電界強度の許容値)

第六十四条 通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波、高調波、低調波又は寄生発射による電界強度の最大許容値は、左の各号のとおりとする。但し、これらの電波の周波数が別に定められた周波数帯内にあるものについては、この限りでない。

一 医療用設備

三〇〇メートルの距離において毎メートル二五マイクロボルト以下

二 工業用加熱設備

一、六〇〇メートルの距離において毎メートル一〇マイクロボルト以下

三 各種設備

(1) 高周波出力五〇〇ワット以下のもの 第一号に同じ。
(2) 高周波出力五〇〇ワット以上のもの 第二号の値をこえない範囲に

○規則第二百一十一号

3 第三十七条第一項及び第二項の規定は、義務船舶局(琉球船舶規則施行細則第十七条第一項第一号の(3)の船舶の無線局を除く。)を除き、この規則の施行以前に施設し又は申請した無線局の無線設備には、適用しない。

1 この規則は、一九五六年一月二十四日から施行する。

2 第十六条及び第五十一条の規定は、この規則の施行以前に施設し又は申請した無線設備には、適用しない。

附 則

第六十六条 検定規則による型式検定に合格した型式の医療用設備は、施行規則第四十八条及びこの規則の第六十四条及び第六十五条に規定する技術的条件に適合するものとみなす。

おいて第一号の値に V/P (P は、高周波出力をワットで表わした数とする。) を乗じた値以下

(混信の防止)

第六十五条 前条の設備は、その電力線から漏れる高周波電流及び周囲の電線路に誘導して流れる高周波電流により他の通信設備に混信を与える虞があるときは、る波器及びしやへい体が整備されていなければならない。

電波法(一九五五年立法第八十号) 第一百十三条の規定に基き、無線機器型式検定規則を次のとおり定める。

一九五五年十二月十五日

行政主席 比嘉 秀平

無線機器型式検定規則

目 次

第一章 型式検定手続

第一節 周波数測定装置等

第二節 その他の機器

第二章 型式検定の基準

第一節 周波数の測定装置等

第二節 その他の機器

第一章 型式検定手続

第一節 周波数測定装置等

第一節 周波数測定装置等

(目 的)

第一条 この節においては、法第三十八条の規定による周波数測定装置、緊急自動受信機、救命艇用携帯無線電信又は無線方位測定機(本節中以下単に「機器」という。)の型式検定(以下「検定」という。)の手続について定めることを目的とする。

(検定手続)

第二条 前条の機器の検定を申請しようとする者は、別表第一号の申請書に、別表第二号に掲げる書類及び図面並びに検定を受けようとする機器各一台及び予備装置二組を添えて、行政主席に提出しなければならない。

2 行政主席は、検定を行うために必要があるとき、第一項に規定するものの以外の書類又は図面を提出させることがある。

(検定の方法)

第三条 行政主席は、前条の申請を受理したときは、第二章第一節に定める条件に従い、試験によつて、提出された機器の検定を行う。

2 誤差の程度による周波数測定装置の種別(以下「検定種別」という。)は、別表第三号で定める。

3 申請者又はその代理人は、第一項の試験に立ち合うことができる。

(検定の期間)

第四条 検定は、特別の事由がない限り、申請を受理した日から三箇月以内に行うものとする。

(型式検定合格証書)

第五条 行政主席は、申請の機器が検定に合格したときは、別表第四号の型式検定合格証書を申請者に交付し、その合格を証明するとともに、左に掲げる事項を告示する。

一 機器の型式及び名称

二 検定合格の年月日

三 検定番号

四 申請者の氏名又は名称

五 機器製造者の氏名又は名称

六 その他必要な事項

(取扱説明書の添附)

第六条 検定に合格した型式の機器(以下「検定合格機器」という。)には、その機器の性能を維持するために必要な条件を記載した取扱説明書を添附しなければならない。

(不合格の通知)

第七条 行政主席は、提出された機器が第三章第一項の条件に適合していないと認めるときは、不合格とし、理由を附して、その旨を申請者に通知する。

(変更承認)

第八条 検定合格機器の型式を変更しようとする者は、行政主席の承認を受けなければならない。この場合において、当該変更は型式の主要部分でなく、且つ、第二章第一節に定める条件に影響を及ぼさないものでなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、別表第五号の申請書に変更箇所を明示する別表第二号の書類及び図面を添えて、行政主席に提出しなければならない。

3 行政主席は、必要があると認めるときは、前項の申請に係る機器を提出させることがある。

第九条 前条の変更承認については、第二章第二項及び第三条から第六条までの規定を準用する。この場合において、型式検定合格証書に記載する承認番号は、原検定番号に変更承認番号を附したものとす。

(機器の引取)

第十条 申請者が型式検定合格証書の交付を受けたとき又は不合格の通知を受けたときは、提出した機器をすみやかに引き取らなければならない。

(合格証明の取消)

第十一条 行政主事は、検定合格機器

について調査し、第二章第一節に定める条件に適合しないものが多く、且つ、型式検定合格証明の効果を維持することができないと認めるときは、その証明を取り消すことができる。

2 前項の場合においてその証明を取り消したときは、その旨を申請者であつた者に通知するとともに告示する。この通知には、理由を添えるものとする。

3 前項の通知を受けた者は、すみやかに型式検定合格証明書を行政主事に返さなければならない。

(標準のちよう附)
第十二条 検定合格機器には、左に掲げる事項を明示した標章をちよう附しなければならない。

- 一 機器の型式及び名称
- 二 検定合格の年月日
- 三 検定番号
- 四 製造者の氏名又は名称
- 五 製造者番号及び製造年月日
- 六 その他必要な事項であつて行政主事が指定するもの

(名称変更の届出)

第十三条 検定合格機器の名称又は型式の名称を変更したときは、申請者は、その旨を行政主事に届け出なければならない。

2 前項の変更があつたときは、その旨を告示する。

第二節 その他の機器**(型式検定)**

第十四条 設備規則第十一条の規格電力に関する真空管の検定を申請しようとする者(当該真空管製造者に限る。)は、第二章の書類に更に左に掲げる事項を記載しなければならない。この場合の申請には、特に指定する場合を除く外、申請に係る真空管の提出を要しない。

- 一 使用周波数又は周波数範囲
- 二 使用目的(増幅級、電波の型式、変調の方式等)
- 三 真空管の標準使用回路
- 四 真空管の標準動作状態における陽極電圧、陽極電流及び出力
- 五 真空管の最大連続規格の陽極電圧及び陽極電流

2 行政主事は、前項の申請に係る真空管が検定に合格したときは、別表第六号に定める様式による型式検定合格証書を申請者に交付し、且つ、左に掲げる事項を告示する。

- 一 真空管の型式及び名称
- 二 検定合格の年月日
- 三 検定番号
- 四 申請の氏名又は名称
- 五 規格電力(真空管の使用周波数又は周波数範囲、その標準動作状態における陽極電圧及び陽極電流並びにその使用目的(増幅級、電波の型式、変調の方式等)に応ずるもの)
- 六 真空管の標準使用回路

第二章 検定の基準**第一節 周波数測定装置等****(目的)**

第十五条 この節においては、第一章の機器の検定合格の条件を定めることを目的とする。

(周波数測定装置の条件)

第十六条 周波数測定装置は、左に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 測定によつて生ずる誤差は、測定する周波数の許容偏差の二分の一以内であること。
- 二 周波数測定装置を操作する条件の範囲において、測定される周波数に影響を与えないこと。
- 三 電源を必要とするものであるときは、電源の端子において、その電圧が定格値より(十一)五パーセント以内の差があつても測定できること。但し、測定中の電圧は、一定であること。
- 四 電源を必要とするものであるときは、始動後三十分以内に必要な測定ができる状態となること。但し、常時使用状態にあるものは、この限りでない。
- 五 温度計を附属するものであるときは、その温度計の誤差は、摂氏一度以内であること。
- 六 室内における温度摂氏一〇度から三五度までの状態において使用できるものであること。
- 七 温度の変化に応ずる装置があるときは、その装置は、簡単に操作

できるものであること。

(緊急自動受信機の条件)

第十七条 緊急自動受信機(受信装置、選出装置及び可聴警報装置を組み合わせたものをいう。以下同じ。)は、左に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 一〇〇マイクロボルト以上一ボルト未満の受信機入力電圧において、四九二kcから五〇八kcまでのA二又はB電波によつて動作すること。この場合のA二電波は、測定用変調波(変調周波数四五〇サイクル以上一、三五〇サイクル未満であつて変調率七〇パーセントのA二電波をいう。以下同じ。)とする。
- 二 四九二kcから五〇八kcまでの周波数帯において均等の感度をもち、この周波数帯以外においては、急速にその感度が減少すること。
- 三 警急信号(十二線から成り、各線の長さが四秒間、各線の間隔が一秒間であるものをいう。以下同じ。)のうち連続した四線の信号によつて動作すること。
- 四 信号の線の長さが三、五秒から六秒までであつて各線の間隔が一、五秒からなるべく一〇ミリ秒までであるときに動作し、線の長さが三秒以下若しくは七秒以上又は各線の間隔が二秒以上であるときは、動作しないこと。

五 空電又は警信号以外の信号によつては、動作しないこと。但し、事実上緊急信号を構成する場合、この限りでない。

六 受信装置及び選出装置が緊急信号によつて起動したときは、その可聴警報装置は、停止操作を行うまで連続的に動作するものであること。

七 故障の際は、自動的に故障を報ずる装置をもつこと。

八 前二号の動作を停止する開閉器は、各一個に限ること。

九 震動若しくは衝撃又は温度若しくは湿度の変化によつてその性能に影響を受けないこと。

(無線方位測定機の条件)

第十八条 無線方位測定機は、左に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 A一及びA二電波の少くとも二八五kcから五三五kcまでの周波数によつて到来電波の方位を測定することができること。

二 各周波数の間隔が五kcの場合においても十分選択できること。

三 外来雑音のない状態において、電界強度毎メートル五〇マイクロボルトの測定用変調波を受信し、最大感度の方向において、測定用変調波の受信信号と受信機雑音との比が一〇デシベル以上であること。

四 測定精度は、混信又は電波の乱

れの少い場所において、地上波電界強度毎メートル三ミリボルトの測定用変調波によつて測定し、(十一)一度以内であること。

五 方位測定機は、電界強度毎メートル一五〇マイクロボルトの測定用変調波によつて測定し、二度以内であること。

六 方位測定点が約一八〇度隔つた二箇所であらう方式のものであるときは、向を判別するために必要な受信信号の感度比は、六デシベル以上であつて、且つ、向を判別するための操作は、容易であること。

七 震動若しくは衝撃又は温度若しくは湿度の変化によつてその性能に影響を受けないこと。

八 防水装置が十分であり、且つ、各部の絶縁が良好であること。

第二節 その他の機器

(目的)

第十九条 この節においては、第十四条の機器の検定合格の条件を定めることを目的とする。

(気象援助業務用の送信の機器の条件)

第二十条 気象援助業務用の送信設備の機器の条件は、左のとおりとする。

一 周波数偏差は、左に掲げる場合において、(十一)〇、四パーセント以内であること。

(1) 相対精度が三五パーセントから八〇パーセントまでであつ

て、温度が摂氏一〇度から三五度までである状態において繊糸を十分間以上加熱した場合

(2) 電源電圧が定格値から(一)

一五パーセント変化した場合

(3) 振動振幅を三ミリメートルとして、毎分千回の振動を三十分間与えた場合

二 電源電圧その他外開の状態を一定にして温度を摂氏(十)三五度から(一)七〇度まで変化した場合

三 送信空中線に使用する導線は、直線の状態を維持できるものであること。

四 空中線と送信装置との結合は、固着することができものであること。

(簡易無線業務用の無線設備の機器の条件)

第二十一条 四六三mc及び四六七mcの周波数を使用する簡易無線業務用の送信設備の機器の条件は、左のとおりとする。

一 周波数偏差は、左に掲げる各場合において(十一)〇、四パーセント以内であること。

(1) 相対精度が三五パーセントから八〇パーセントまでであつて温度が摂氏一〇度から三五度までである場合

(2) 電源電圧を定格値の(十一)一〇パーセントまで変化した場合

(3) 外箱に人体がふれている場合

(4) 振動振幅を一ミリメートルとして、毎分千回の振動を一時間与えた場合

(5) 軽微な衝撃を与えた場合

二 外部から調整できないものであること。

三 封印が施してあるものであること。但し、電池の取替上必要な部分を除く。

2 簡易無線業務用の受信設備は、感度及び了解度が十分であること。

(変調度計の条件)

第二十二条 直線検波器を使用する変調度計の条件は、左のとおりとする。

一 検波器、直流計器及び半尖頭値指示器を含むものであること。

二 検波器は、直線検波ができるものであること。

三 直流計器は、搬送波の振幅を指示し、且つ、変調に伴う搬送波の振幅変動率を測定できるものであること。

四 半尖頭値指示器は、左の各号に適合するものであること。

(1) 指示の遅れは、上昇時間については、四〇ミリ秒から九〇ミリ秒まで、下降時間については、五〇〇ミリ秒から八〇〇ミリ秒までのものであること。この場合において、上昇時間は、指示が完全指示の九〇パーセン

トまで上昇するに要する時間とし、下降時間は、全指示の一〇パーセントまで下降するに要する時間とする。

(2) 切換によつて正及び負の変調度を指示できるものであること。

(3) 変調度の尺度の目盛は、零パーセントから一〇パーセントをこえるものであること。この目盛には、一〇〇パーセントを零デシベルとしたデシベル目盛が附されていること。

(4) 指示の精度は、一〇〇パーセントの変調については、(十一)二パーセント、その他の変調については、全指示の(十一)四パーセントとする。

(5) 周波数特性は、変調周波数の三〇サイクルから一〇、〇〇〇サイクルまでの間において、直線から(十一)一デシベル以上離れないこと。

(送信波形直視装置)

第二十三条 送信波形直視装置の条件は、左のとおりとする。

一 陰極線オシログラフに波形を表わすための検波器出力の特性は、左の各号に適合するものであること。

(1) 検波の直線性は、零ボルトから五〇ボルトまでの間において直線から(十一)〇・五デシベル以内にあること。

(2) 検波利得の周波数特性は、一kcの場合の出力を零デシベルとした場合において、左のとおりであること。

(一) 六kc以下(十一)〇・五デシベル以内

(二) 二〇〇kc(搬送周波数四〇〇kcの場合は、三〇kc)

(三) 七デシベル以上

(四) 四〇〇kc以上(十一)二六デシベル以下

二 陰極線オシログラフに波形を表わすための時間軸は、一八〇度の位相転換及び九〇度にわたる位相調整ができること。

三 波形の上昇時間及び下降時間は、〇・五ミリ秒まで正確に測定できるものであること。

四 時間目盛を消すことができる装置をもつこと。

(周波数帯幅測定器の条件)

第二十四条 周波数帯幅測定器の条件は、左のとおりとする。

一 設備規則第六条に規定する周波数帯幅について発射電波の全電力と周波数帯幅の内又は外の電力との比を測定できるものであること。

二 この測定範囲は、九八パーセントから一〇〇パーセントまでは二パーセントから零パーセントまでとする。

三 前号の比は、〇・一パーセント以内の精度で読みとることができ

ること。

三 全電力と周波数帯幅の内又は外の電力とを比較するために高域の波器を使用する場合は、遮断周波数は、第一号の周波数帯幅の二分の一に相当するものであること。

四 前号の波器の周波数特性は、遮断周波数の一、二倍の周波数を零デシベルとした場合において、左のとおりであること。

(1) 遮断周波数の一、二倍から五倍までの周波数

(十一)〇・三デシベル以内

(2) 遮断周波数

(一) 六デシベル以上

(3) 遮断周波数の〇・八倍の周波数

(一) 二八デシベル以下

(但し、A一電波の場合は、二二デシベル以下とする。)

(4) 遮断周波数の〇・三倍の周波数

(一) 三四デシベル以下

五 電力計の周波数特性は、周波数帯幅の五倍の周波数範囲内において(十一)〇・五デシベル以内のものであること。

(医療用設備の機器の条件)

別表第一号(第二条参照)

型式 検定 申請書

一 機器の型式及び名称

二 機器製造者の住所及び氏名又は名称

第二十五条 施行規則第四十七条の医療用設備の機器の条件は、高周波出力一キロワット以下のものについて、左のとおりとする。

一 施行規則第四十条の条件に適合すること。

二 発射される電波は、実際の運用中に生ずる負荷の変動状態において、設備規則第六十四条に規定する条件を満たすものであること。

三 電源装置から漏れる高周波電流により他の通信設備に妨害を与えないための電力線・波器をつけること。

四 医療電極の導線には、他の通信設備に妨害を与えないための十分な電磁シヤ・ヘイをする。

五 医療電極及びその導線以外の設備は、他の通信設備に妨害を与えないための十分な電磁シヤ・ヘイの内に収容すること。

附 則

一 この規則は、一九五六年一月二十四日から施行する。

二 検定合格機器と同一型式の機器であつてその検定機器が合格する前に備えつけられたものは、検定合格機器とみなす。

三 その他必要な事項(注①)

右に対する型式検定について、無線機器型式検定規則第二条により、別紙の書類及び図面並びに(何)一台(個)に予備真空管二組を添えて、申請します。

年 月 日

申請者 住 所

(ふりがな)

氏 名(又は名称)

㊦

行政主務殿

注 三には、次の事項を記入すること。

(一) 周波数測定装置については、希望する検定種別及び測定周波数

範囲

(2) 申請者は、正本一通及び副本一通を提出すること。

別表第二号(第二条及び第八条参照)

申請書に添えて提出しなければならない書類及び図面

一 機器の構成

二 機器の性能の概要

三 取扱説明書

四 試験成績表

五 主要部品の諸表

六 添附図面

(イ) 配線図

(ロ) 総合系統図

(ハ) 機器の外観図

(ニ) 各部組立図

(ホ) 部品配置図

(寸法入)

(寸法入)

別表第三号(第三条参照)

周波数測定装置の種別分類表

- 第一種 誤差が〇、〇〇一五パーセント以内のもの
 第二種 誤差が〇、〇〇二五パーセント以内のもの
 第三種 誤差が〇、〇〇五パーセント以内のもの
 第四種 誤差が〇、〇一パーセント以内のもの
 第五種 誤差が〇、〇二五パーセント以内のもの
 第六種 誤差が〇、〇五パーセント以内のもの
 第七種 誤差が一〇サイクル以内のもの

別表第四号(第五条参照)

型式検定合格証書

機器の型式及び名称

検定合格の年月日

検定番号

申請者の住所及び氏名又は名称

機器製造者の氏名又は名称

その他必要な事項

右は、無線機器型式検定規則第三条第一項の型式検定に合格したものであることを証明する。

年 月 日

行政主務

別表第五号(第八条参照)

型式変更承認申請書

一 機器の型式及び名称

二 機器製造者の住所及び氏名又は名称

三 検定合格の年月日

四 検定番号

五 変更機器の型式及び名称

六 変更箇所

七 変更理由

右のとおり型式を変更したいから、無線機器型式検定規則第八条により、別紙の書類及び図面を添えて、申請します。

年 月 日

申請者 住所

(ふりがな)

氏 名 (又は名称)

行政主席殿

注 申請者は、正本一通及び副本一通を提出すること。

無線機検定合格証書(減十回線機型)

型 式 検 定 合 格 証 書

- 1 真空管 (名称及び型式)
- 2 申請者 (住所及び氏名又は名称)
- 3 真空管製造者 (氏名又は名称)
- 4 検定年月日
- 5 検定番号
- 6 規格電力

使用周波数 又は 周波数範囲	標準動作状態における		使 用 目 的				規 格 電 力
	陽極電流	陽極電圧	増幅級	電波の型式	変調の方式		

上記は、無線機器型式検定規則第十四条の規定による真空管の型式検定に合格したものであることを証明する。

年 月 日

行政主席

○規則第二百二十二号

電波法(一九五五年立法第八十号) 第一百十條の規定に基き、電波法関係手数料徴収規則を次のとおり定める。

一九五五年十二月十五日

行政主席 比嘉 秀平

電波法関係手数料徴収規則

第一条 この規則は、電波法(一九五五年立法第八十号以下「法」という。)第一百十條の規定に基き、手数料の徴収に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 法第六条の規定による免許の申請をする者、法第十條の規定による落成後の検査を受ける者、法第四十二條の規定による無線従事者資格試験を受ける者、法第四十六條第一項の規定による免許の更新を申請する者であつて同条第二項に該当するもの及び免許状又は免許証の再交付を申請する者は、その申請又は届出に際し、別表第一に定める額の手数料を、申請書又は届書に収入印紙をはつて納めなければならない。

第三条 法第八十一條第一項の規定による検査を受ける者は、その検査の終了した日から十日以内に、別表第二に定める額の手数料を納付書に収入印紙をはつて納めなければならない。

附 則

この規則は、一九五六年一月二十四日から施行する。

別表第一

納めなければならない者	金額(每一件)	備 考
一 法第六条の規定により新たに免許の申請をする者 イ 船舶局 ロ 放送局 ハ その他の無線局	二百円 三百円 二百五十円	二台以上の送信機を有する無線局の免許の申請をする者の手数料は、空中線電力の大なるものの額による。
二 法第六条の規定により、再免許の申請をする者 イ 船舶局 ロ 放送局 ハ その他の無線局	百円 二百円 百五十円	
三 法第十條の規定による落成後の検査を受ける者 イ 船舶局 空中線電力五十ワット以下のもの 空中線電力二百ワット以下のもの 空中線電力五百ワット以下のもの 空中線電力一キロワット以下のもの	三百円 五百円 七百元 千円	二台以上の送信機を有する無線局の検査を受ける者の手数料は、空中線電力の大なるものの額による。

四 法第四十二条の規定による無線従事者資格試験を受ける者 第一級無線通信士 第二級無線通信士 第三級無線通信士 電話級無線通信士	空中線電力一キロワットをこえるもの ロ 放送局 空中線電力五十ワット以下のもの 空中線電力五百ワット以下のもの 空中線電力五百ワットをこえるもの ハ その他の無線局 空中線電力五十ワット以下のもの 空中線電力二百ワット以下のもの 空中線電力五百ワット以下のもの 空中線電力一キロワット以下のもの 空中線電力一キロワットをこえるもの	二百円 百五十円 百円 百円	千五百円 七百元 千円 二千元 五百円 七百元 八百円 千三百円 千七百元
一 船舶局 空中線電力五十ワット以下のもの 空中線電力二百ワット以下のもの 空中線電力五百ワット以下のもの 空中線電力一キロワット以下のもの 空中線電力一キロワットをこえるもの	第一級無線技術士 第二級無線技術士 第三級無線技術士 特殊無線技術士 五 法第四十六条第一項の規定による免許の更新を申請する者であつて同条第二項に該当する者 六 免許状又は免許証の再交付を申請する者 別表第二 納めなければならない者 金額(每一件) 備考	二百円 百五十円 百円 七十円 五十円 五十円	千円 八百円 六百元 四百円 二百円

二 放送局		二台以上の送信機を有する無線局の検査を受ける者の手数料は、空中線電力の大なるものの額による。	
もの	空中線電力五十ワット以下のもの	五百円	
もの	空中線電力五百ワット以下のもの	八百円	
もの	空中線電力一キロワット以下のもの	千三百円	
もの	空中線電力一キロワットをこえるもの	千七百円	
三 その他の無線局			
もの	空中線電力五十ワット以下のもの	三百円	
もの	空中線電力二百ワット以下のもの	五百円	
もの	空中線電力五百ワット以下のもの	七百元	
もの	空中線電力一キロワット以下のもの	千円	
もの	空中線電力一キロワットをこえるもの	千五百円	

行政主席 比嘉 秀平	無線局の開設の根本的基準
目次	
第一章 総則(第一条―第二条)	
第二章 無線局(放送局を除く。)	
の基準(第三条―第八条)	

第三章 放送局の基準(第九条―第十二条)	附 則
第一章 総 則	
(目 的)	
第一条 この規則は、無線局の開設の根本的基準を定めることを目的とする。	
(用語の意義)	
第二条 この規則中の左に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。	
一 「根本基準」とは、無線局の開設の免許に関する基本方針をいう。	
二 「放送の番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。	
三 「ブランクセット、エリア」とは、放送局の地上波電界強度(以下「電界強度」という。)が毎メートル七〇〇ミリボルト以上の区域をいう。	
四 「放送区域」とは、行政主席が別に指定するところに従い、電界強度が商工業区域においては毎メートル一〇乃至五〇ミリボルト以上、住宅区域においては毎メートル、二乃至一〇ミリボルト以上、村落区域においては毎メートル〇・二乃至二ミリボルト以上の区域をいう。	
五 「商業番組」とは、他人によつて対価が支払われる番組、他人のためにその営業に関して行う番組又はスポーツ・アナウンスにより中断される番組をいう。	
六 「スポット・アナウンス」とは、対価を得て又は営利を目的とする者のために行う短時間の告知をいう。	
七 「公衆通信業務用無線局」とは、公衆の一般の利用に供する無線通信の業務を行うことを目的として開設する無線局(放送局を除く。)をいう。	
八 「公共業務用無線局」とは、人命及び財産の保護、治安の維持、気象通報その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設する無線局をいう。	
九 「漁業用海岸局」とは、漁船の船舶局と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局をいう。	
十 「実験局」とは、科学又は技術の発達のための実験を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないものをいう。	
第二章 無線局(放送局を除く。)の基準	
(公衆通信業務用無線局)	
第三条 公衆通信業務用無線局は、公共の利益、利便及び必要に適合するように開設されるものでなければならない。	
2 前項の公共の利益、利便及び必要は少くとも次に掲げる事項を含むものとする。	

一 その局を開設することが既設の無線局及び予備免許を与えた無線局の運用に支障を与えないこと。

二 その局を開設することが既設の無線局及び予備免許を与えた無線局の運用に支障を与えないこと。

三 その局を開設する目的を達成するには、電気通信業務の他の手段によることが不適当であつて、他の各種の電気通信手段に比較して能率的且つ経済的であること。

(公共業務用無線局)

第四条 公共業務用無線局は、左の各号の条件を満たすものでなければならぬ。

一 その局は、所掌事務の遂行のために開設するものであつて、免許人以外の者の使用に供するものではないこと。

二 その局を運用することがその局の免許を受けようとする者の所掌事務の円滑な運営に必要不可欠であること。

三 通信の相手方及び通信事項は、その局の免許を受けようとする者の所掌事務の遂行上必要不可欠のものに限ること。

四 その局を開設することが既設の無線局及び予備免許を与えた無線局の運用に支障を与えないこと。

五 その局を開設することが他の各種の電気通信手段に比較して、能率的且つ経済的であること。

(漁業用海岸局)

第五条 漁業用海岸局は、左の各号の条件を満たすものでなければならぬ。

一 その局の免許を受けようとする者は、左の条件に適合するものであること。

(1) その局を利用しようとする漁船に開設される船舶局の免許人又は主としてその免許人より成る団体を主体として構成される団体組織であつて、且つ、原則としてその海岸局の開設地の属する群島又はこれに隣接する群島を合わせた地域を結成基盤地区とするものであること。

(2) その局の運営自体の営利を目的としないものであること。

(3) 漁船に開設される船舶局の免許人に対し無差別に加入を認めらるものであること。

二 その局の開設地は、左の条件に適合するものであること。

(1) 漁港として必要な設備を現に有するか又はその設備を近く有するに至る実現可能な確定計画を有する重要漁業根拠地であること。

(2) 近接の漁業根拠地の漁民が通信上迅速、且つ、確実にその局を利用し得ること。

(3) 所屬漁船の漁獲海域に対して電波伝播上高効率な地理的条件を有すること。

(4) 公衆通信施設又は他の漁業用

電気通信施設を利用することが不可能であるか又は不適当であること。

三 その局の無線設備は、別に法令に規定あるものの外、左の条件に適合するものであること。

(1) 沿岸漁業に従事する漁船に開設される船舶局を主として通信の相手方とする局については、空中線電力は、五〇ワット以下であること。

(2) 遠洋漁業に従事する漁船に開設される船舶局を主として通信の相手方とする局については、無線電信を有するものであること。

四 通信の相手方は、法令により特に許容される場合を除く外、次に掲げる者に所屬する漁船に開設された無線局に限るものであること。

(1) その局の免許人となる団体

(2) その局の免許人となる団体の構成員又は構成員が団体である場合は、その団体の構成員

(3) その局の免許人となる団体と他の同種の団体との連合体又は当該同種の団体の構成員

(4) 特別の協定により前記の団体又は連合体の構成員となる漁船の船主

五 通信事項は、前号に掲げる者の漁業活動上必要であつて、最小限のものであること。

六 その局を開設することが既設の無線局及び予備免許を与えた無線局の運用に支障を与えないこと。

(実験局)

第六条 実験局は、左の各号の条件を満たすものでなければならぬ。

一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

二 その局の免許を受けようとする者がその実験を遂行する適当な能力をもっていること。

三、実験の目的及び内容が法令に違反せず、且つ、公共の福祉を害しないものであること。

四 実験の目的及び内容が電波科学若しくは技術の進歩、発達又は科学知識の普及に貢献する合理的な見込のあるものであること。

五 その局の免許を受けようとする者がその実験の目的を達するため電波の発射を必要とし、且つ、合理的な実験の計画及びこれを実行するための適当な設備をもっていること。

六 その局を開設することが既設の無線局及び予備免許を与えた無線局の運用に支障を与えないこと。

(簡易無線業務用無線局)

第七条 簡易無線業務用無線局は、左の各号の条件を満たすものでなければならぬ。

一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

二 その局を開設する目的、通信

の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず且つ、公共の福祉を害しないものであること。

三 その局を開設することが既設の無線局及び予備免許を与えた無線局の運用に支障を与えないこと。

(その他の一般無線局)

第八条 第三条から前条までに規定する無線局以外の無線局(放送局を除く。)は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 その局は、免許人以外の者の使用に供するものでないこと。

二 その局を開設する目的、通信の相手方の選定及び通信事項が法令に違反せず、且つ、公共の福祉を害しないものであること。

三 その局を運用することがその局を使用する事業又は業務の遂行のために必要であつて、且つ、それにより公共の福祉を増進することができる。

四 通信の相手方及び通信事項は、その局を使用する事業又は業務の遂行上必要であつて、最小限のものであること。

五 その局を開設することが既設の無線局及び予備免許を与えた無線局の運用に支障を与えないこと。

六 その局を開設する目的を達成するには、公衆通信施設を利用することが不可能であるか又は不適当であること。

七 その局を開設する目的を達成す

るには、無線設備以外の設備によることが不可能であるか又は不適当であること。

第三章 放送局の基準

(放送局の条件)

第九条 放送局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。

一 その局の免許を受けようとする者が確実にその事業の計画を実施することができること。

二 その局の免許を受けようとするものが設立中の法人である場合は、法人設立後その事業の計画が確実に実施されるものであること。

三 その局の空中線電力が五キロワットをこえないものであること。

但し、免許を受けようとするものが特に必要とする事由を証明した場合はこの限りでない。

四 その局の放送番組が不偏不党であり、且つ、公共の福祉に適合するものであること。

五 その局の放送番組の編集が特定の宗教だけの布教又は特定の思想だけの宣伝を目的とするものでないこと。

六 その局が商業番組又はスポーツ・アナウンスを放送するものである場合は、その商業番組又はスポーツ・アナウンスに使用する放送時間の一部の利用者の独占となるものでないこと。

七 その局を開設することにより一

の放送局の放送区域内において又は放送区域の大部分を共通にして、二以上の放送局があることとなる場合に、その局の番組が他の放送局の番組と一日放送時間の三分の二以上完全に同一のものとなつてはならないこと。但し、左に掲げる放送局については、この限りでない。

(1) 放送の種類を異にする放送局
(2) 同一周波数による放送局
(3) 行政主席が、番組及び受信機の状況等によりその地方及び受信者が受ける利益、事業経営の合理性、過去の業績等を参しやくし、公益上特に開設の必要があるとする放送局

八 その局を開設することが放送の公正且つ能率的な普及に役立つものであること。

九 その局の開設することが既設又は予備免許を与えた無線局の運用に支障を与えないこと。

2 再免許については、前項第四号から第七号までの各号に適合することは、過去の実績をもつても証明されなければならない。

(放送局の設置場所等)

第十条 放送局の空中線装置は、航空の安全その他生命、財産の安全に支障を与えない場所に設置するものでなければならない。

第十一条 放送局を開設しようとする者は、その放送しようとする地域に

おける受信可能な範囲を最大にし、且つ、人口密度の高い地帯における他の放送の受信との混信を避けるために、送信空中線の設置場所については、指針として左の各号の条件を満たすようにしなければならない。

一 開設しようとする放送局のブラケット、エリア内の世帯数は、その放送局の放送区域内の世帯数の〇、一パーセント以上であること。

二 開設しようとする放送局の電界強度が他の放送局の電界強度の十倍以上となる地域であつて、他の放送局の放送区域に含まれる部分の中の世帯数は、開設しようとする放送局の放送区域で他の放送局の放送区域に含まれる部分の中の世帯数の一パーセント以下であること。

三 開設しようとする放送局の送信空中線の位置は、行政主席が人口の密度等を考慮して指定する地点のいずれからも左の表に掲げる距離以上離れていること。但し、その距離以上離れることが地形上著しく困難であるか又はその必要がない場合は、行政主席が別に指定する距離によるものとする。

空 中 線 電 力	行政主席が指定する地点から最小限度離 れなければならない距離
一〇〇ワット以上一キ ロワット未満	一キロメートル以上五キロメートルまで において行政主席が指定する距離
一キロワット以上五キ ロワット未満	二キロメートル以上八キロメートルまで において行政主席が指定する距離

2 前項の条件に適合することが実情

にそわないか又は公共の福祉に反す
ることの証拠が提出されたときは、
行政主席は、当該条件の軽減につい
て適当な考慮を払うものとする。こ
の場合には、行政主席は、免許人に
対し受信者に対する妨害を除去し、
又はその他の正当な苦情を処理する
ための措置を求めることができる。

(優先順位)

第十二条 第九条から前条までの各条
項に適合する放送局に割り当てること
のできる周波数が不足する場合に
は、各条項に適合する度合から見て
最も公共の福祉に寄与するものが優
先するものとする。

附 則

この規則は、一九五六年一月二十四
日から施行する。

○規則第二百二十四号

電波法(一九五五年立法第八十号)

第二百三条の規定に基づき、電波法関係聴
聞規則を次のとおり定める。

一九五五年十二月十五日

行政主席 比嘉 秀平

電波法関係聴聞規則

目 次

第一章 総則(第一条)

第二章 聴聞の開始(第二条―第五
条)

第三章 審理官(第六条―第十三条)

第四章 審理の手続(第十四条―第
二十八条)第五章 証拠資料及び参考人(第二
十九条―第三十九条)

第六章 決定(第四十条)

第七章 雑則(第四十一条)

附 則

第一章 総 則

(目 的)

第一条 電波法第九十三条の規定によ
り行政主席が行う聴聞に関しては、
法に定めるものの外この規則の定め
るところによる。

第二章 聴聞の開始

(聴聞開催の公告等)

第二条 主任審理官(主任となつて聴

聞を主宰する審理官をいう。以下同
じ。)は、聴聞を開始するには、利
害関係者に対し、事案の要旨、聴聞
の期日及び場所並びに出頭を求める
旨を記載した聴聞開始通知書を送付
しなければならない。

2 前項の聴聞開始通知書を送付した
ときは、主任審理官は事案の要旨、
聴聞の期日及び場所、審理官の氏名
並びに聴聞参加の手続を聴聞開催の
日より少くとも十日前に公告しなけ
ればならない。

3 主任審理官は、必要があると認め
るときは、聴聞の期日及び場所を変
更することができる。

4 前項の場合においては、主任審理
官は、その期日及び場所を聴聞に出
席する者に通知し、且つ、公告しな
ければならない。

(参加申出の却下等)

第三条 法第九十六条の文書を提出す
るときは、これにその写二通を添え
なければならない。

2 主任審理官は、法第九十六条の申
出が当該事案に利害関係がないと認
めるときは、その申出を却下する。

(異議申立書の提出)

第四条 異議申立書(法第九十一条第
二項の規定による申立書をいう。以
下同じ。)には、左に掲げる事項を
記載し、異議の申立をする者が署名
なつて印しなければならない。

一 異議の申立をする者の住所(法
人にあつては、本店又は主たる事

務所の所在地)及び氏名(法人に
あつては、商号又は名称)

二 処分を受けた時期及び処分の内
容

三 処分に対する不服の事由

2 異議の申立をしようとする者は、
異議申立書に、その写二通及び当該
処分の文書の写三通を添えて行政主
席に提出しなければならない。この
場合には、書類、記録その他適切な
資料を添附することができる。

(異議申立書の不備)

第五条 行政主席は、異議申立書に不
備の点があるときは、期間を定め
て、異議申立者(異議の申立をした
者をいう。以下同じ。)にその不備
を補正すべきことを命ずることがで
きる。

2 異議申立書が前項の期間内に異議
申立書の不備を補正しないときは、
行政主席は、その申立を却下する。

第三章 審理官

(審理官の指名)

第六条 行政主席は、聴聞を行う場合
においては、主任審理官を指名しな
ければならない。この場合におい
て、必要があると認めるときは、行
政主席は、主任審理官を補佐させる
ため別に審理官を指名することがで
きる。

2 主任審理官は、さしつかえがある
ときは、その補佐する審理官に審理
を代行させることができる。

(職務の執行)

第七条 審理官は、何人からも指示を受けず、良心に従い、且つ、法令に基いてその職務を執行しなければならない。

(除斥事由)

第八条 審理官は、左の場合には、職務の執行から除斥される。

一 その事実の利害関係者又は代理人であるとき又はあつたとき。

二 その事実の利害関係者の親族であるとき又はあつたとき。

三 その事実の利害関係者の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 職務上その事実の処分に関与したとき。(法第九十四条但書の委員を除く。)

五 その事実について参考人となつたとき。

(忌避の申立)

第九条 利害関係者は、審理官について、審理の公正を妨げるような事情があるときは、これを忌避することができ、忌避の申立は、行政主席に対し、書面又は口頭をもつて事由を明らかにして行うものとする。

2 行政主席は、前項の申立があつたときは、直ちにこれを審査しなければならない。

(忌避の申立の受理及び却下)

第十条 行政主席は、前条に規定する審査の結果、審理官の忌避の申立について、正当な理由があると認めるときは、その審理官の指名を取り消

し、その者にかえて新たに審理官を指名しなければならない。

2 行政主席は、忌避の申立が審理を遅延させる目的のみで行われたと認めるとき、その他正当な理由がないと認めるときは、その申立を却下する。

(忌避の申立による審理の中止)

第十一条 審理官は、自己に対する第九条の申立があつたときは、事実の審理を停止しなければならない。但し、急速を要する行為については、この限りでない。

(審理官の回避)

第十二条 第八条及び第九条の場合においては、審理官は、行政主席の許可を得て回避することができる。

2 行政主席は、前項の許可をした場合は、その審理官の指名を取り消し、その者にかえて新たに審理官を指名しなければならない。

(指名の取消)

第十三条 第六条の規定による指名があつた後、審理官が死亡し又は心身の故障その他の事由により聴聞を行うことができなくなつたときは、行政主席は、遅滞なくその指名を取り消し、その者にかえて新たに審理官を指名しなければならない。

第四章 審理の手續

(代理人の選解任)

第十四条 利害関係者(聴聞に出席することができる利害関係者をいう。以下同じ。)は、代理人を選任した

ときは、文書をもつてその者の住所、氏名及び職業を主任審理官に届け出なければならない。解任したときも同様とする。

(準備書面)

第十五条 主任審理官は、審理を能率的に行うため必要があると認めるときは、利害関係者に対し、準備書面を提出させることができる。

2 準備書面には、左に掲げる事項を記載し、利害関係者が署名なつ印しなければならない。

一 準備書面を提出する者の住所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)及び氏名(法人にあつては、商号又は名称)

二 代理人の住所、氏名及び職業

三 聴聞の期日に行う陳述の要旨

2 準備書面に引用した資料は、準備書面の各通に附属書類として添附しなければならない。

(準備書面の送付)

第十六条 主任審理官は、提出された準備書面を遅滞なく利害関係者に送付しなければならない。

(聴聞に出頭しない場合の準備書面の効果)

第十七条 第十五条の準備書面を提出した者が聴聞に出頭しないときは、主任審理官は、その書面に記載された内容を陳述したものとみなすことができる。

2 主任審理官は、前項によつて準備書面に記載された内容を陳述したものとみなしたときは、その旨を調査に記載しなければならない。

(聴聞準備会議)

第十八条 主任審理官は、争点の整理及び立証の準備をさせるため、聴聞を行う前に、利害関係者の出頭を求めて聴聞準備会議を開催することができる。

2 主任審理官は、前項に規定する会議の経過及び結果を、記録しておくなければならない。

(秩序の維持)

第十九条 主任審理官は、聴聞においては、その秩序を維持する義務を負う。

2 主任審理官は、審理の進行上又は議場の秩序の維持のために必要があるときは、傍聴者を退場させることができる。

(発言の許可)

第二十条 聴聞に出頭した者が発言しようとするときは、主任審理官の許可を受けなければならない。

(陳述時間の制限)

第二十一条 主任審理官は、審理の都合上必要がある場合は、聴聞に出頭した者の陳述について、その時間を制限することができる。

(陳述の範囲)

第二十二条 聴聞に出頭した者の陳述は、事実の範囲をこえてはならない。

2 準備書面に提出した利害関係者は、審理の際に準備書面に記載され

た事項以外の陳述を行うことはできない。但し、左に掲げる場合はこの限りでない。

一 他の利害関係者の陳述に対して陳述する場合

二 審問を受けて陳述する場合

三 主任審理官の許可を受けて陳述する場合

3 聴聞に出頭した者の陳述が前二項の範囲をこえたときは、主任審理官は、その陳述を禁止することができる。

(争われない主張)

第二十三条 利害関係者が、聴聞の期日に正当な理由がなく出頭しなかつたとき又は出頭しても相手方の主張した事実について明らかに争わなかつたときは、主任審理官は、その主張した事実を認めたものとみなすことができる。

(聴聞終了に際し主任審理官のとりべき措置)

第二十四条 法第九十三条に規定する聴聞においては、主任審理官は、聴聞を終了させる前に、利害関係者に最終陳述をすることのできる機会を与えなければならない。

(調査の記載事項)

第二十五条 聴聞に際し作成する調査には、左に掲げる事項を記載し、主任審理官及びこれを補佐する審理官並びに聴聞の事務をつかさどる職員が署名なかつ印しなければならぬ。

二 聴聞の期日及び場所

三 主任審理官及びこれを補佐する審理官の氏名

四 聴聞に出頭した者及び出頭しなかつた利害関係者の住所及び氏名

五 陳述の要旨

六 証拠資料の取調及び参考人審問の結果

七 その他参考となるべき事項

(調査の添附書類)

第二十六条 調査には、書面、図面、写真その他主任審理官が適当と認めるものを添附して調査の一部とすることができる。

(意見書の記載事項)

第二十七条 意見書には、左に掲げる事項を記載し、主任審理官及びこれを補佐する審理官が署名なかつ印しなければならない。

一 意見

二 事実及び争点

三 理由

2 前項の意見書には、主任審理官を補佐する審理官の意見であつて、第一号の意見と異なるものを附記することができる。

(異議の申立の取下)

第二十八条 異議の申立者は、その事案に関する行政主席の決定があるまでは、異議の申立の全部又は一部を取り下げるることができる。

2 前項の規定による異議の申立の取下げは、文書をもつて行政主席に申し出なければならない。取下げのあ

つた異議の申立の部分については、初めから係属しなかつたものとみなす。

第五章 証拠資料及び参考人

(証拠資料の提出)

第二十九条 聴聞に際し、利害関係者は、証拠資料を主任審理官に提出することができる。

(提出した証拠資料の取下)

第三十条 主任審理官は、故意又は重大な過失により時期に遅れて提出した証拠資料につき、その調査が審理の進行を遅延させると認めるときは、その証拠資料を取下することができる。

(証拠資料の取調の申請)

第三十一条 利害関係者は、主任審理官に対し、証拠資料の取調を申請することができる。この申請は、書面又は口頭により左に掲げる事項を明示して行わなければならない。

一 証拠資料の表示

二 証拠資料の所在

三 証明しようとする事実

(証拠資料の取調の申請の取下)

第三十二条 主任審理官は、証拠資料の取調の申請が前条の規定によらない場合又は不必要と認める場合には、これを却下することができる。

(職権による証拠資料の取調)

第三十三条 主任審理官は、職権により必要と認める証拠資料の取調をすることができる。但し、この証拠資料の取調の結果については、利害関

係者の意見を聞かなければならぬ。

(参考人喚問の申請)

第三十四条 利害関係者は、主任審理官に対し参考人の喚問を求めることができる。

(参考人喚問申請の取下)

第三十五条 主任審理官は、故意又は重大な過失により、時期に遅れて申請した参考人について、その喚問が審理の進行を遅延させると認めるときは、その申請を取下することができる。

(参考人の呼出状)

第三十六条 主任審理官は、参考人の出頭を求める場合は、左に掲げる事項を記載した呼出状によつて行わなければならない。

一 参考人として指名された者の住所、氏名及び職業

二 出頭すべき日時及び場所

三 陳述を求めようとする事項

四 その他必要と認める事項

(参考人の宣誓)

第三十七条 参考人に対して陳述を求めようとする場合には、あらかじめ宣誓を行わなければならない。但し、主任審理官が宣誓させることを不適当と認める者については、この限りでない。

2 宣誓は参考人が宣誓書を朗読し、且つ、これに署名なかつ印して行うものとする。宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事もなくせず何事

もつけ加えないことを誓う旨が記載
されていなければならない。
3 宣誓を行わないで陳述を求めた
ときは、その旨を調書に記載しなけ
ればならない。

(口述書)

第三十八条 主任審理官は、参考人に
対し、陳述にかえて口述書の提出を
求めることができる。この場合にお
いては、左に掲げる事項を記載した
文書によらなければならない。但
し、主任審理官は、提出された口述
書につき必要があると認めるとき
は、参考人を喚問することができる。

一口述書を提出すべき参考人の住
所、氏名及び職業

二 口述書を提出すべき日時及び場
所

三 口述書により陳述を求めようと
する事項

四 その他必要と認める事項
(参考人審問の順序)

第三十九条 参考人に対する審問は、
まず参考人の喚問を申請したもの
が行い、その審問が終了した後、他の利
害関係者が行う。

2 主任審理官は、第一項の審問が終
つた後、参考人を審問する。

3 主任審理官は、必要があると認め
るときは、随時自ら審問し又は利害
関係者に審問を許すことができる。

4 利害関係者の審問がすでに行われ
た審問と重複するとき、争点に関係

のない事項にわたるとき、その他特
に必要があると認めるときは、主任
審理官は、その審問を制限すること
ができる。

5 主任審理官を補佐する審理官は、
主任審理官に告げて参考人を審問す
ることができる。

第六章 決定

(決定書の記載事項等)

第四十条 法第百一条第二項の文書に
は、左に掲げる事項を記載するもの
とする。

一 主 文

二 事実及び争点

三 理 由

第七章 雑 則

第四十一条 法第九十四条但書が適用
される場合においては、この規則の
うち、「審理官」、「主任審理官」
又は「主任審理官を補佐する審理
官」とあるのは、行政主席の指名の
方法に応じて、「委員」、「主任の
委員」又は「主任の委員を補佐する
委員」と読みかえられるものとす
る。

附 則

この規則は、一九五六年一月二十四
日から施行する。

発行所

行政主席官房文書課

(中丸印刷所印行)